

IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出、私立大学等の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領

1 各手続の提出書類

- 提出書類及び必要部数は、次ページの一覧表のとおりです。
 手続ごとに、「○」又は「△」となっている書類を作成要領に従って作成し、定められた受付期間内に提出してください。

番号	書 類 名
1	認可申請書又は届出書(別記様式第1号の1, 別記様式第1号の2)
2	目次 ※やむを得ず紙媒体で提出する場合のみ作成
3	基本計画書(別記様式第2号(その1の1), 別記様式第2号(その1の2), 別記様式第2号(その1の3), 別記様式第2号(その1の4), 別記様式第2号(その1の5))
4	設置の前後における学位等及び基幹(専任)教員の所属の状況(別記様式第2号・別添1)
5	基礎となる学部等の改編状況(別記様式第2号・別添2)
6	教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1), 別記様式第2号(その2の2), 別記様式第2号(その2の3))
7	授業科目の概要(別記様式第2号(その3の1), 別記様式第2号(その3の2), 別記様式第2号(その3の3))
8	シラバス(授業計画)
9	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況(別記様式第2号・別添3)
10	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況(別記様式第2号・別添4)
11	校地校舎等の図面
12	学則
13	教授会規程
14	当該申請についての意思の決定を証する書類
15	設置の趣旨等を記載した書類
16	学生の確保の見通し等を記載した書類
17	教育委員会等との調整内容を確認する書類
18	教員名簿[学長又は校長の氏名等](別記様式第3号(その1)) (学長)教員個人調書 履歴書(別記様式第4号(その1)) 教育研究業績書(別記様式第4号(その2)) 担当予定授業科目(別記様式第4号・別添) ※学長が授業科目を担当する場合 教員就任承諾書(別記様式第5号)
19	教員名簿[教員の氏名等](別記様式第3号(その2の1), 別記様式第3号(その2の2), 別記様式第3号(その2の3), 別記様式第3号(その2の4), 別記様式第3号(その2の5))
20	基幹教員の年齢構成・学位保有状況(別記様式第3号(その3の1), (別記様式第3号(その3の2))
21	実務家教員一覧(別記様式第3号・別添)
22	(基幹(専任)教員の)教員個人調書 履歴書(別記様式第4号(その1)) 教育研究業績書(別記様式第4号(その2)) 担当予定授業科目(別記様式第4号・別添) 教員就任承諾書(別記様式第5号) 教員就任同意書
23	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類
24	教育課程連携協議会 教育課程連携協議会構成員名簿(別記様式第7号の2) 教育課程連携協議会構成員就任承諾書(別記様式第7号の3) 教育課程連携協議会の設置, 所掌に関する規程
25	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類
26	通信教育実施方法説明書(別記様式第8号) □ 通信教育に関する規程
27	収容定員の充足状況
28	審査対象教員一覧
29	専任教員一覧
30	設置構想審査に係る資料

大学等の設置認可又は学部等の設置届出に係る必要書類

資料の呼称 手続の種類	認可申請			届出	
	大学新設	学部等設置	通信教育開設	学部等設置	通信教育開設
1 申請書・届出書	○	○	○	○	○
2 目次(※紙媒体で提出する場合のみ)	△	△	△	△	△
3 基本計画書	○	○	○	○	○
4 設置前後の学位	—	—	—	○	○
5 基礎となる学部等の改編状況	—	—	—	○	○
6 教育課程等の概要	○	○	○	○	○
7 授業科目の概要	○	○	○	○	○
8 シラバス（授業計画）	△	△	△	—	—
9 2以上の校地ごとの状況	△	△	—	△	—
10 2以上の校地での教員勤務状況	△	△	—	△	—
11 校地校舎図面	○	○	○	○	○
12 学則	○	○	○	○	○
13 教授会規程	○	○	○	○	○
14 意思決定書	○	○	○	○	○
15 設置の趣旨等	○	○	○	○	○
16 学生の確保の見通し等	○	○	○	○	○
17 教育委員会調整内容	△	△	—	△	—
18 名簿（学長又は校長）	○	○	○	○	○
19 個人調書（学長又は校長）	○	○	○	—	—
20 名簿（教員）	○	○	○	○	○
21 教員年齢構成	○	○	○	○	—
22 実務家教員一覧	△	△	△	△	△
23 個人調書（教員）	○	○	○	—	—
24 薬学実習概要	△	△	△	△	△
25 教育課程連携協議会	△	△	—	△	—
26 連携協力校等概要	△	△	—	△	—
27 通信方法説明書	△	△	○	△	△
提出部数	1	1	1	1	1
別途提出する書類					
28 収容定員の充足状況	—	○	○	—	—
29 審査対象教員一覧， 専任教員一覧	○	○	○	△ (専任教員一覧のみ)	—
30 設置構想審査資料	○	—	—	—	—

- ・申請書類はこの表の番号の順番にとじること。
- ・「○」＝提出が必要，「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要，「—」＝提出不要
- ・15の「設置の趣旨等」については，手続の種類によって，「通信教育開設の趣旨」，「学則変更の趣旨」と読み替えることとする。
- ・1～27の書類以外に，関連する補足資料を添付することも可能。
- ・上記の「資料の呼称」は正式名称等が適宜省略されているので，必要書類については前ページの番号及び書類名を確認すること。
- ・調書の「23 個人調書(教員)」については，基幹教員のみ。
- ・必要に応じて追加提出を求める場合があります。

私立大学等の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る必要書類

資料の呼称 手続の種類	認可	届出
	収容定員増加	収容定員変更
1 申請書・届出書	○	○
2 目次(※紙媒体で提出する場合のみ)	△	△
3 基本計画書	○	○
4 設置前後の学位	—	—
5 基礎となる学部等の改編状況	—	—
6 教育課程等の概要	※	—
7 授業科目の概要	—	—
8 シラバス（授業計画）	—	—
9 2以上の校地ごとの状況	△	△
10 2以上の校地での教員勤務状況	△	△
11 校地校舎図面	○	○
12 学則	○	○
13 教授会規程	—	—
14 意思決定書	○	○
15 学則変更の趣旨等	○	○
16 学生の確保の見通し等	○	○
17 教育委員会調整内容	—	—
18 名簿（学長又は校長）	○	○
19 個人調書（学長又は校長）	—	—
20 名簿（教員）	—	—
21 教員年齢構成	—	—
22 実務家教員一覧	—	—
23 個人調書（教員）	—	—
24 薬学実習概要	—	—
25 教育課程連携協議会	—	—
26 連携協力校等概要	—	—
27 通信方法説明書	△	△
提出部数	1	1
別途提出する書類		
28 収容定員の充足状況	○	—
29 審査対象教員一覧， 専任教員一覧	—	△ (専任教員一覧のみ)
30 設置構想審査資料	—	—

- ※ 6の「教育課程等の概要」については，「15 学則変更の趣旨等」の添付資料として作成してください。
- ・資料呼称や資料構成等を学部等の新設と同一にする等、誤りがある場合が散見されるため、必ず確認してください。

2 留意事項

- (1) 修士課程を博士前期課程に変更する場合は、「課程の変更」の手続きが必要となります。そのため、既設の修士課程を基礎として、前後期制の博士課程を設置する際に、既設の修士課程を博士前期課程に変更する手続きについては、大学全体として、学位の種類及び分野の変更を伴う場合、博士後期課程の設置に係る「課程の変更」の認可申請の手続きとは別に、修士課程を博士前期課程に変更する「課程の変更」の届出の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、博士後期課程の設置に係る「課程の変更」の認可申請において、修士課程から博士前期課程への「課程の変更」を含める場合には、改めて修士課程を博士前期課程に変更する「課程の変更」の届出の手続きは不要ですが、この時の認可申請書類については、以下のとおりに作成してください。

＜博士後期課程の設置に係る「課程の変更」の認可申請において、修士課程から博士前期課程への「課程の変更」を含める場合の提出資料の取扱い＞

	資料の呼称	認可申請と併せて行う場合の取扱い
1	基本計画書（教育課程等の概要、授業科目の概要含む）	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
2	シラバス（授業計画）	※博士前期課程は提出免除
3	2以上の校地ごとの状況、2以上の校地での教員勤務状況	条件に該当する場合に提出
4	校地校舎等の図面	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
5	学則（教授会規程含む）	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
6	意思決定書	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
7	設置の趣旨等を記載した書類	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
8	学生の確保の見通し等を記載した書類	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
9	教員名簿（教員）（教員年齢構成含む）	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出
10	教員個人調書	※博士前期課程は提出免除
11	審査対象教員一覧	※博士前期課程は提出免除
12	専任教員一覧	修士課程から博士前期課程に変更する内容も含めて提出

- (2) 「校地校舎等の図面」やカラーの資料等を除き、黒字で作成してください（青字や赤字は補申請及び再補正申請の際の変更箇所を示すために使用しますので、当初申請の際は使用しないでください）。
- (3) 各書類の記載内容は相互に関連していますので、申請書作成に当たっては、全体の整合性に注意してください。書類間に不整合が生じており、審査を行うことが困難な場合、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において「早期判定（不可）」と判断される場合もありますので、申請前には必ず書類間の整合性について確認してください。

- (4) 各書類の本文におけるフォントサイズは統一し、極端に大きく又は小さくならず読みやすい構成となるよう留意してください（10.5～12pt 程度）。
- (5) 認可申請書については、原則、電子ファイル（PDF 形式）での提出が必要となります。電子ファイルの作成方法、ファイル名称の付し方等については本書 p.25 を参照してください。
- (6) やむを得ず紙媒体で提出する場合は、正本 1 部、抜刷 1 部が必要です。作成に当たっては、以下に留意してください。

①提出書類は、原則として A4 判縦型のサイズで作成し、左とじ両面印刷ができる設定で作成してください。とじしろには十分余裕をもたせてください。

②目次の項目（書類）ごとにページ番号を付してください。ページ番号は目次のページを含めて付し、原則として「基本計画書－1，基本計画書－2……」のように、前ページ「資料の呼称」欄をページ番号の前に明記する形で付番してください。

ただし、個人調書のうち履歴書、教育研究業績書及び担当予定授業科目については「履歴書－1，履歴書－2……」「業績書－1，業績書－2……」「担当科目－1，担当科目－2……」と付してください（教員就任承諾書、教員就任同意書はページ番号不要）。

書類ごとに中扉を設ける場合、中扉にもページ番号が必要です（下記の作成例は、中扉を設けない場合の例です）。

<作成例>

目次	
1 基本計画書	
2 教育課程等の概要	
3 授業科目の概要	
.	
-基本計画書－1-	
-基本計画書－2-	
-教育課程等の概要－1-	
-教育課程等の概要－2-	
-教育課程等の概要－3-	
-教育課程等の概要－4-	
-授業科目の概要－1-	
-授業科目の概要－2-	
-授業科目の概要－3-	
-授業科目の概要 4-	

③ファイル・表紙・背表紙については、作成例にしたがって作成してください。なお、作成例の「〇〇大学設置」の部分については、申請又は届出の内容に応じて適切に表記を変更してください（本書 p.47 の一覧表参照）。

④表紙の記載事項（正本、表題、申請者名、申請年月日）を全て盛り込んだ背表紙を付けてください（縦書き）。

⑤分冊にする場合は、(1/2)、(2/2)のように表題の右下に（ ）書きで明確に示してください。

⑥正本、抜刷、調書は別色のファイルを使用し、書類の厚みに応じた適当なファイルを使用してください。ファイルは、背表紙を掴んだ際に容易に中身が外れないものを使用してください。

⑦表紙及び背表紙は、はがれないようにファイルにしっかりと貼り付けてください。

<作成例>

正 本

〔背表紙〕

正 本
〇〇大学設置認可申請書 学校法人 〇〇〇〇 (日付)

〔表 紙〕

(A4 判縦型)

正 本	令和 4 年 10 月 21 日 (注)
〇〇大学設置認可申請書	
学校法人 〇〇〇〇	

・申請者が学校法人以外（準備委員会や株式会社等）の場合は「学校法人〇〇〇〇」を「〇〇大学設立準備委員会」、「株式会社〇〇〇〇」、「公立大学法人〇〇〇〇」等としてください。

3 認可申請書・届出書（別記様式第 1 号の 1，別記様式第 1 号の 2）

認可申請，届出の内容により，以下の作成例に従って作成してください。

<作成例①>（認可申請の場合）

別記様式第 1 号の 1

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<u>〇〇大学設置認可申請書</u>	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	申請者の職名及び氏名
このたび，<u>〇〇大学を設置</u>したいので，<u>学校教育法第 4 条第 1 項</u>の規定により認可されるよう，別紙書類を添えて申請します。なお，認可の上は，確実に申請に係る計画を履行します。	

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」，「学校教育法第 4 条第 1 項」の部分については，申請の内容に応じ，適切に表記を変更してください（次ページの一覧表参照）。なお，アンダーラインは説明のために付しているものですので，申請の際は不要です。

<作成例②>（届出の場合）

別記様式第 1 号の 2

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<u>〇〇大学〇〇学部設置届出書</u>	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	届出者の職名及び氏名
このたび，<u>〇〇大学〇〇学部を設置</u>することについて，<u>学校教育法第 4 条第 2 項</u>の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。なお，届出の上は，確実に届出に係る計画を履行します。	

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」，「学校教育法第 4 条第 2 項」の部分については，届出の内容に応じ，適切に表記を変更してください（次ページの一覧表参照）。なお，アンダーラインは説明のために付しているものですので，届出の際は不要です。

表紙・背表紙, 認可申請書, 届出書の記載内容

区分	表紙・背表紙, 認可申請書, 届出書の表題	認可申請書, 届出書の本文		
			関係法令	
			認可申請	届出
大学, 短期大学, 専門職大学, 専門 職短期大学, 大学 院大学, 大学院大 学(専門職大学 院), 高等専門学校 の設置	「〇〇大学設置」 「〇〇短期大学設置」 「〇〇専門職大学設置」 「〇〇専門職短期大学設 置」 「〇〇大学院大学設置」 「〇〇大学院大学(専門職 大学院)設置」 「〇〇高等専門学校設置」	「〇〇大学を設置」 「〇〇短期大学を設置」 「〇〇専門職大学を設置」 「〇〇専門職短期大学を設 置」 「〇〇大学院大学を設置」 「〇〇大学院大学(専門職大 学院)を設置」 「〇〇高等専門学校を設置」	学校教育法第4 条第1項	
学部, 短期大学の 学科, 学部等連係 課程実施基本組 織, 学科連係課程 実施学科の設置 (専門職学部・専門 職学科を含む)	「〇〇大学〇〇学部設置」 「〇〇短期大学〇〇学科設 置」 「〇〇大学〇〇(学部等連 係課程実施基本組織の名称)設置」 「〇〇短期大学〇〇(学科 連係課程実施学科の名称)設置」	「〇〇大学〇〇学部を設置」 「〇〇短期大学〇〇学科を設 置」 「〇〇大学〇〇(学部等連係 課程実施基本組織の名称)を 設置」 「〇〇短期大学〇〇(学科連 係課程実施学科の名称)を設 置」	学校教育法第4 条第1項	学校教育法第4 条第2項
学部の学科の設置 (専門職学科を含 む)	「〇〇大学〇〇学部〇〇学 科設置」	「〇〇大学〇〇学部〇〇学科 を設置」	学校教育法第4 条第1項及び学 校教育法施行令 第23条第1項	学校教育法第4 条第2項及び学 校教育法施行令 第23条の2第1項
大学院の設置	「〇〇大学大学院設置」	「〇〇大学大学院を設置」	学校教育法第4 条第1項	
研究科, 研究科(専 門職大学院), 研究 科等連係課程実施 基本組織の設置	「〇〇大学大学院〇〇研究 科設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科(専門職大学院)設置」 「〇〇大学大学院〇〇(研 究科等連係課程実施基本組 織の名称)設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究科 を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科 (専門職大学院)を設置」 「〇〇大学大学院〇〇(研 究科等連係課程実施基本組 織の名称)を設置」	学校教育法第4 条第1項	学校教育法第4 条第2項
研究科の専攻, 研 究科の専攻(専門 職大学院)の設置	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻(専門職大学 院)設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇専攻を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇専攻(専門職大学院)を 設置」	学校教育法第4 条第1項及び学 校教育法施行令 第23条第1項	学校教育法第4 条第2項及び学 校教育法施行令 第23条の2第1項
研究科の専攻に係 る課程の変更	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻課程変更」	「〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇専攻を課程変更」		
通信教育の開設	「〇〇大学通信教育開設」	「〇〇大学通信教育を開設」		
収容定員の変更	「〇〇大学収容定員関係学 則変更」 「〇〇大学大学院収容定員 関係学則変更」	「〇〇大学の収容定員に係る 学則を変更」 「〇〇大学大学院の収容定員 に係る学則を変更」		

4 目次（※やむを得ず紙媒体で提出する場合のみ作成してください。）

目次は、「1 各手続の提出書類」を参照し、該当書類名（別記様式第 1 号及び目次を除く）を列挙したものを作成してください。

該当のない書類については、番号をつめて作成してください。

＜作成例①＞標準的な設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 意思の決定を証する書類
- 9 設置の趣旨等を記載した書類
- 10 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 11 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕
- 12 学長の教員個人調書
- 13 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 14 基幹教員の年齢構成・学位保有状況
- 15 基幹教員の教員個人調書

＜作成例②＞2以上の校地において教育を行う設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 2以上の校地において教育を行う場合の
それぞれの校地ごとの状況
- 6 2以上の校地において教育を行う場合の
それぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 7 校地校舎等の図面
- 8 学則
- 9 教授会規程
- 10 意思の決定を証する書類
- 11 設置の趣旨等を記載した書類
- 12 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 13 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕
- 14 学長の教員個人調書
- 15 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 16 基幹教員の年齢構成・学位保有状況
- 17 基幹教員の教員個人調書

＜作成例③＞薬学関係の学部・学科（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）
の開設に係る設置認可申請書の目次

【正本】

- | | |
|----|-------------------------|
| 1 | 基本計画書 |
| 2 | 教育課程等の概要 |
| 3 | 授業科目の概要 |
| 4 | シラバス（授業計画） |
| 5 | 校地校舎等の図面 |
| 6 | 学則 |
| 7 | 教授会規程 |
| 8 | 意思の決定を証する書類 |
| 9 | 設置の趣旨等を記載した書類 |
| 10 | 学生の確保の見通し等を記載した書類 |
| 11 | 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕 |
| 12 | 学長の教員個人調書 |
| 13 | 教員名簿〔教員の氏名等〕 |
| 14 | 基幹教員の年齢構成・学位保有状況 |
| 15 | 基幹教員の教員個人調書 |
| 16 | 薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類 |

＜作成例④＞通信教育の開設に係る認可申請書の目次

【正本】

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 基本計画書 |
| 2 | 教育課程等の概要 |
| 3 | 授業科目の概要 |
| 4 | シラバス（授業計画） |
| 5 | 校地校舎等の図面 |
| 6 | 学則 |
| 7 | 教授会規程 |
| 8 | 意思の決定を証する書類 |
| 9 | 設置の趣旨等を記載した書類 |
| 10 | 学生の確保の見通し等を記載した書類 |
| 11 | 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕 |
| 12 | 学長の教員個人調書 |
| 13 | 教員名簿〔教員の氏名等〕 |
| 14 | 基幹教員の年齢構成・学位保有状況 |
| 15 | 基幹教員の教員個人調書 |
| 16 | 通信教育の実施方法等を記載した書類 |
| 17 | 通信教育に関する規程 |

＜作成例⑤＞教職大学院の設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 意思の決定を証する書類
- 9 設置の趣旨等を記載した書類
- 10 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 11 教育委員会等との調整内容を確認する書類
- 12 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕
- 13 学長の教員個人調書
- 14 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 15 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 16 実務家教員一覧
- 17 専任教員の教員個人調書
- 18 教育課程連携協議会
- 19 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類

＜作成例⑥＞標準的な学部等設置届出書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 設置の前後における学位等及び基幹教員 の所属の状況
- 3 基礎となる学部等の改編状況
- 4 教育課程等の概要
- 5 授業科目の概要
- 6 校地校舎等の図面
- 7 学則
- 8 教授会規程
- 9 意思の決定を証する書類
- 10 設置の趣旨等を記載した書類
- 11 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 12 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕
- 13 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 14 基幹教員の年齢構成・学位保有状況

＜作成例⑦＞標準的な収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕

＜作成例⑧＞2以上の校地において教育を行う場合の収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 2以上の校地において教育を行う場合の
それぞれの校地ごとの状況
- 3 2以上の校地において教育を行う場合の
それぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 4 校地校舎等の図面
- 5 学則
- 6 意思の決定を証する書類
- 7 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 8 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 9 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕

＜作成例⑨＞通信教育の収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕
- 8 通信教育の実施方法等を記載した書類
- 9 通信教育に関する規程

＜作成例⑩＞大学院の収容定員に係る学則変更届出書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕

5 基本計画書（別記様式第2号（その1の1），別記様式第2号（その1の2），別記様式第2号（その1の3），別記様式第2号（その1の4），別記様式第2号（その1の5））

この書類には、当該申請又は届出（以下「当該申請等」という。）に係る基本計画を記入するものです。大学等の設置認可申請又は学部等の届出（以下「設置認可申請等」という。）の場合と収容定員に係る学則変更認可申請又は届出（以下「収容定員に係る認可申請等」という。）の場合で記入内容が異なる箇所がありますので、注意してください。

≪別記様式第2号（その1の1），別記様式第2号（その1の2），別記様式第2号（その1の3），別記様式第2号（その1の4），別記様式第2号（その1の5）≫

(1) 数字を記入する欄において該当する項目がない場合は、「－」を記入し、数字以外を記入する欄において該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入してください（空欄は記入漏れと判断されますので、注意してください）。

(2) 「計画の区分」の欄について

① 設置認可申請等の場合

当該申請等の内容に応じて、「大学の設置」，「学部の設置」，「学部の学科の設置」，「大学院の設置」，「研究科の設置」，「研究科の専攻の設置」，「研究科の専攻に係る課程の変更」，「学部における通信教育の開設」，「専門職大学の設置」，「専門職短期大学の設置」，「専門職学科の設置」，「高等専門学校設置」，「高等専門学校の学科の設置」等と、本書「3 認可申請書・届出書」の一覧表の区分欄を参照して適切に記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、「大学の収容定員に係る学則変更」，届出の場合は「大学の収容定員に係る学則変更」又は「大学院の収容定員に係る学則変更」と当該申請等の内容に応じて記入してください。

(3) 「大学の名称」「高等専門学校の名称」の欄は、正確に記入してください。大学院にかかる申請の場合は「〇〇大学大学院」と大学院名を記入してください。また、これらの名称の後に、（ ）書きで英訳名称も記入してください。なお、英訳名称については、日本語名称との整合性や、国際的な通用性に留意してください。（収容定員に係る認可申請等の場合は、英訳名称の記載は不要。）

当該申請等を踏まえ、当該年度に大学の名称変更を予定している場合、この欄には名称変更前の大学名を記載し、「同一設置者内における変更状況」の欄に、その旨を記入してください。

(4) 「大学本部の位置」「高等専門学校の位置」の欄は住居表示に従い正確に記入してください（法人本部の位置ではありませんので注意してください）。市町村の合併等により、当該申請等の後に住居表示が変更になる予定がある場合は、現在の住居表示の後に、変更後の住居表示を（ ）書きで記入してください。

(5) 「大学の目的」「高等専門学校の目的」の欄には、当該大学等（大学院の場合は、当該大学院）がどのような役割や機能を果たすのかを記入してください。

(6) 「新設学部等の目的」「新設研究科の目的」「新設学科の目的」の欄について

① 設置認可申請等の場合

当該申請等に係る学部・学科等（以下「学部等」という。）又は大学院の研究科・専攻（以下「研究科等」という。）においてどのような人材を養成しようとするのかを記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

学部等の目的ではなく、定員を変更する目的を簡潔に記入してください。

(7) 「新設学部等の概要」「新設研究科等の概要」「新設学科の概要」の欄について

① 「新設学部等の名称」「新設研究科等の名称」「新設学科の名称」の項について

ア 設置認可申請等の場合

当該申請等に係る学部等又は研究科等の名称を記入してください。なお、それぞれの名称の下に、（ ）書きで英訳名称も記入してください。英訳名称については、日本語名称との整合性や、国際的な通用性に留意してください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

- ・ 認可申請（大学等全体の定員増）の場合は、当該大学等の全ての学部等の名称を記入してください。研究科等の名称の記入は不要です。届出（大学全体の定員の増加を伴わない変更）の場合は、当該届出において入学定員等を変更する学部等の名称のみ記入してください。
- ・ 別途届出により設置する学部等がある場合は、それらも含めて記入してください。

② 「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の項について

ア 大学の学科、短期大学の学科又は学科の専攻課程、大学院の研究科の専攻、高等専門学校の学科（以下「学科等」という）を単位として入学定員等を記入してください。それ未満の組織単位で入学定員を設定することは、施設指定申請・免許等の関係で必要な場合及び昼夜開講制のコース設定を行う場合を除いてできません（巻末の「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q1-63（本書 p.395）参照）。「編入学定員」の項には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入してください。

※収容定員に係る認可申請等の場合

変更後の各定員（収容定員については学年進行終了時（完成年度）の数）を記入するとともに、定員を変更する学科等については変更前の各定員を下段に（ ）書きで記入してください。なお、学生募集を停止する学科等については、変更後の各定員を「0」として記入してください。

イ 昼夜開講制を実施する場合には、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに分けて記入してください。ただし、昼間主コースと夜間主コースの入学定員を分けない場合は、「備考」の欄にその旨記入してください。

ウ 通学課程のほかに通信教育課程を設置している場合の入学定員、編入学定員及び収容定員の合計数は、通学課程、通信教育課程に分けて記入してください。

エ 「新設学部等の概要」の「備考」の欄について

(7) 設置認可申請等の場合

- ・ 大学院の申請等に係る研究科等に基礎となる学部等がある場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄に当該学部等の名称を記入してください。
- ・ 教育課程等特例認定大学等（大学設置基準第 57 条第 2 項及び大学通信教育設置基準第 12 条第 2 項に規定する教育課程等特例認定大学、専門職大学設置基準第 76 条第 1 項に規

定する教育課程等特例認定専門職大学、短期大学設置基準第 50 条第 2 項及び短期大学通信教育設置基準第 12 条第 2 項に規定する教育課程等特例認定短期大学、専門職短期大学設置基準第 73 条第 2 項に規定する教育課程等特例認定専門職短期大学並びに高等専門学校設置基準第 28 条第 2 項に規定する教育課程等特例認定高等専門学校をいう。以下同じ。)にあっては、申請等に係る学科等に特例対象規定の全部又は一部によらない教育(以下「先導的な教育」という。)を行う学科等がある場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄に「教育課程等の特例認定」と記入してください。

- ・ 「大学院設置基準」(昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の特例を実施する場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄にその旨を記入してください。(本書 p.68 作成例参照)
- ・ 専門職大学院の設置に係る認可申請等にあっては、「新設学部等の概要」の欄の「備考」の欄に、「専門職大学院」、「法科大学院」又は「教職大学院」と記入してください。

(イ) 収容定員に係る認可申請等の場合

- ・ 別途届出により設置する学部等がある場合は「令和〇年〇月届出予定」又は「令和〇年〇月届出済」と記入してください。(本書 p.75 作成例参照)
- ・ 教育課程等特例認定大学等にあっては、申請等に係る学科等に先導的な教育を行う学科等がある場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄に「教育課程等の特例認定」と記入してください。

オ 各項の下方に、当該申請等に係る学部等又は研究科等の各定員の合計をそれぞれ記入してください。なお、編入学年次を複数設定する場合は、編入学定員の合計を年次ごとに分けて記入してください。

※収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、全ての学部等を通じた各定員の合計を記入(編入学年次を複数設定する場合は、編入学定員の合計を年次ごとに分けて記入)してください。届出の場合は、合計は記入しないでください。

③ 「学位」「称号」の項について

学位又は称号の名称を記入してください。なお、名称の下に、() 書きで英訳名称も記入してください。英訳名称については、日本語名称との整合性や、国際的な通用性に留意してください。

④ 「学位の分野」「学科の分野」の項について

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 39 号)」に規定する「学位の分野」又は「学科の分野」について、大学の学部等、短期大学の学科等又は研究科の専攻等は該当する「学位の分野」、高等専門学校の学科等は該当する「学科の分野」を記載してください。

⑤ 「開設時期及び開設年次」の項について

ア 設置認可申請等の場合

新設の学部等に最初に学生を入学させる時期及び当該時期において入学させる年次を記入してください。編入学を行う場合、編入学を行う年次ごとに、編入学生を受け入れる時期と当該編入学の年次を記入してください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

定員を変更する学科ごとに、入学定員及び編入学定員を変更する時期及び年次を記入してく

ださい。定員を変更しない学科については、開設年度及び年次を記入してください。

⑥ 「所在地」の項について

2以上の校地で教育を行う場合は、学部等ごとに全ての所在地について記入してください。

- (8) 「同一設置者内における変更状況」の欄には、当該申請等に係る学部等又は研究科等の開設年度に行う当該大学等のその他の学部等又は研究科等や同一設置者の他の大学、短期大学及び高等専門学校の入学生定員や名称等の変更、学生の募集の停止について全ての内容を記入してください。本件の審査期間内に別の申請等をしている又は申請等を予定している場合は、その旨も記入してください。

設置認可申請を行う場合で、当該学部等又は研究科等の設置に伴ってその他の学部等又は研究科等の定員の変更を行う場合は、その学部等又は研究科等にアンダーラインを付してください。

(量が大きい場合には、別紙で示すことも可能です。その場合は「同一設置者内における変更状況」には「別紙のとおり」と記載してください。)

<記入例>

○学生募集を停止する場合		
<u>文学部（廃止）</u>		
日本文学科	(△150)	
<u>(2年次編入学定員)</u>	(△ 5)	
<u>(3年次編入学定員)</u>	(△ 5)	
※令和9年4月学生募集停止		
(2年次編入学定員は令和10年4月学生募集停止)		
(3年次編入学定員は令和11年4月学生募集停止)		
○昼間主コース・夜間主コースの区分を廃止する場合		
法学部		
法律学科（昼間主コース）〔定員増〕	(30)	(令和9年4月)
法律学科（夜間主コース）（廃止）	(△ 40)	(令和9年4月)
※昼間主コース・夜間主コースの区分廃止		
○入学定員を変更する場合		
工学部		
機械システム工学科〔定員減〕	(△ 20)	(令和9年4月)
電気電子工学科〔定員増〕	(15)	(令和9年4月)
○当該申請等以外の申請等を行う場合		
看護学部看護学科	(80)	(令和8年3月認可申請)
薬学研究科医療薬学専攻	(20)	(令和8年4月届出予定)
○名称変更を行う場合		
令和9年4月名称変更予定		
工学部→理工学部		
工学部		
建築学科→建築デザイン学科		

※収容定員に係る学則変更届出の省略について

この欄に記載した定員変更（学生募集の停止や入学定員の変更）が以下の要件を全て満たす場合

は、収容定員に係る学則変更の届出を省略することができます。（大学院の場合は、①、②のみ満たす場合。）

- ① 学部等又は研究科等の設置届出の基本計画書に記載された定員変更であること。
（大学等の設置認可申請である場合は設置前々年度の申請であり手続を行う年度が異なることから、学則変更の届出は省略できません。）
- ② 設置しようとする学部等と同一の大学内、又は設置しようとする研究科等と同一の大学院の収容定員の変更であり、学部等の設置の届出と収容定員に係る学則変更がいずれも学内の意思決定を経ており、同日に届出を行うことが可能であること。
- ③ 定員変更が既設の学部等に係るものである場合、当該大学全体の収容定員が増加しない変更であること。

併せて、本収容定員の学則変更に伴う設置届出書類の学則には、収容定員の変更を反映させた学則を添付してください。

なお、収容定員に係る学則変更の届出以外の手続については、この欄に記載した場合でも別途手続が必要ですので、御留意ください。

(9) 「教育課程」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 「新設学部等の名称」「新設研究科等の名称」「新設学科の名称」の項には、当該申請等に係る学部等の名称を記入してください。

イ 「開設する授業科目の総数」の項には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する授業科目の数を、授業の方法の区分ごとに記入してください。実技科目については、「実験・実習」に区分してください。また、各区分の科目数については、「教育課程等の概要」（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））の記載内容と整合するようにしてください。

ウ 「卒業要件単位数」「修了要件単位数」の項には、当該申請に係る学部等又は研究科等の卒業又は修了に必要な単位数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、全て「－」を記入してください。届出の場合は全て斜線を引いてください。

(10) 「学部等の名称」「基幹教員等」の項について

大学全体として大学設置基準等に定める基幹教員数（大学院の場合は専任教員数）が配置されているか必ず確認してください。

① 「学部等の名称」「研究科等の名称」「学科の名称」の項について

ア 設置認可申請等の場合

- ・ 「新設分」には、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の名称を記入してください。また、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の開設年度と同時期に開設する他の学部等又は研究科等があれば、それらの名称についても記入し、備考欄に「令和〇年〇月認可申請」又は「令和〇年〇月届出済み（予定）」と記入してください。
- ・ 「既設分」には、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の開設年度における同一大学内の既設の学部等又は研究科等（通信教育課程がある場合は、当該通信教育課程を含む。）の名称を、学科等ごとに記入してください。ただし、既に学生募集を停止しているか、開設年

度に学生募集の停止を予定している学部等又は研究科等については記入不要です。また、当該認可申請及び届出に係る学部等は研究科等の開設年度と同時期に名称変更を行う既設の学部等又は研究科等については、変更後の名称を記入し、備考欄に「令和〇年〇月名称変更届出（予定）」と記入してください。

- ・ 学部等に係る申請等の場合は、研究科等の記入は不要です。また、研究科等に係る申請等の場合は、学部等の記入は不要です。

※ 基幹教員制度は、「学位プログラム」に係る教員の責任性を明確化するものであるため、学部等以外の「学位プログラム」を実施しない組織（一般教育部、教養教育センター、共通教育部等）を設けている場合であっても、「既設分」に当該組織は記入しないでください。また、当該組織に所属する教員を基幹教員とする場合は、「学位プログラム」を実施している学部等において、基幹教員の要件を満たすことを確認した上で適切に位置づけてください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

- ・ 認可申請の場合、当該申請に係る大学の全ての学部等の名称を「新設分」に記入し、「既設分」には「なし」と記入してください。
- ・ 届出の場合には、当該届出において収容定員を変更する学部等又は研究科等の名称を「新設分」に、その他の学部等の名称を「既設分」に記入してください。
- ・ 既に学生募集を停止しているか、開設年度に学生募集の停止を予定している学部等又は研究科等については記入不要です。また、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の定員変更年度と同時期に名称変更を行う既設の学部等又は研究科等については、変更後の名称を記入し、備考欄に「令和〇年〇月名称変更届出（予定）」と記入してください。

※ 基幹教員制度は、「学位プログラム」に係る教員の責任性の明確化するものであるため、学部等以外の「学位プログラム」を実施しない組織（一般教育部、教養教育センター、共通教育部等）を設けている場合であっても、「既設分」に当該組織は記入しないでください。また、当該組織に所属する教員を基幹教員とする場合は、「学位プログラム」を実施している学部等において、基幹教員の要件を満たすことを確認した上で適切に位置づけてください。

② 「基幹教員等」の項について

ア 各学科等において授業科目を担当する基幹教員（大学院の場合は専任教員を含み、かつ、当該申請等に係る大学院の研究科において授業科目の授業を担当せずに研究指導のみを行う教員を含む。）及び助手の人数を記入してください。

イ 学年進行終了時（完成年度）の人数を上段に、開設時（収容定員に係る認可申請等の場合は、定員を変更する年度。以下同じ。）の人数を（ ）書きで下段に記入してください。なお、設置認可申請等の場合、「新設分」の人数については、「教員名簿〔教員の氏名等〕」（別記様式第3号（その2の1）、別記様式第3号（その2の2）、別記様式第3号（その2の3）、別記様式第3号（その2の4）又は別記様式第3号（その2の5））の記載内容と整合するようにしてください。

ウ 「新設分」及び「既設分」の「計」には、それぞれの基幹教員及び助手の総数を記入し、「合計」には、大学全体の総数を記入してください。なお、いずれも実数で記入してください。

エ 通信教育課程について、大学通信教育設置基準第8条第2項に規定する「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合」に該当する場合は、備考欄に「大学通信教育設置基準第8条第2項に規定する『昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合』」と記入するとともに、当該通信教育課程を併せ行う学部・学科名称及び当該学部・学科

の通学課程と兼ねる基幹教員の人数（職位の内訳含む）を記入してください。

③ 「**基幹教員以外の教員**」の項について

ア 各学科等の授業を担当する基幹教員又は専任教員以外の教員の人数を記入してください。

イ 上記「基幹教員等」の項と同じく、完成年度及び開設時の人数を上下2段に分けて記入してください。なお、「新設分」の人数については、「教員名簿〔教員の氏名等〕」の記載内容と整合するようにしてください。

ウ 複数の学科等で授業を担当する教員については、授業を担当する全ての学科等に計上してください。

エ 「新設分」及び「既設分」の「計」並びに「合計」は算出不要です。ただし、空欄にはせず「－」を記入してください。

(11) 「**事務職員**」「**技術職員**」の項等について

① 「**専属**」及び「**その他**」の項には、当該申請等に係る大学全体の教員以外の職員等の数を職種ごとに記入し、学年進行終了時（完成年度）の数を上段に、開設時の数を括弧書きで下段に記入してください。「専属」には当該申請校に専ら従事する職員等の数を、「その他」には「専属」以外の職員等の数を、「計」の項には、専属とその他の合計を記入してください。

② 「**職種**」のうち「**図書館職員**」とは、大学設置基準第38条等に定める「その機能を十分発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等」を指し、「**その他の職員**」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。

※1 「専属」については、勤務実態等から「専属」と認められる場合には、雇用形態が常勤以外の者であっても対象となり得ます。

※2 専属の「図書館職員」は、大学設置基準等に定める必置職であるため、御留意ください。

③ 契約職員、派遣職員は、「その他」に分類してください。なお、RAや、いわゆる「学内アルバイト」として雇用している学生については計上しないでください。

④ 複数の職務を兼務している場合は、主となる職務の欄に記載してください。

(12) 「**校地等**」の欄について

① 「**専用**」，「**共用**」，「**共用する他の学校等の専用**」の項について

ア 寄宿舍、附属施設用地等の面積を除いた校地面積を記入してください（本書 p.64「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」参照）。なお、当該申請等の時点において、開設時期までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には、校地面積に算入してください。

イ 「**専用**」及び「**共用**」の項には、当該申請等に係る大学全体の校地面積を区分ごとに記入してください。「専用」には当該大学が専用で使用する校地面積、「共用」には当該大学が他の学校等と共用する校地面積について記入してください。

ウ 「**共用する他の学校等の専用**」の項には、当該申請等に係る大学が校地を共用する他の学校等が専用で使用する校地面積を記入してください。

エ 校地を共用する学校等がある場合は、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び法令上の必要面積（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高等学校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所轄する地方公共団体等が規定する面積基準）を記入してください。大学設置基準等に照らして必要面積を満たすかを確認するための数

値のため、必ず記載してください。

オ 運動場用地については、「校舎敷地」に含めて記載してください。

カ 教育課程等特例認定大学等の新設学科等又は既設学科等が、特例対象規定のうち、校地の面積に係る規定の特例を受けて先導的な教育を行っている場合、「備考」の欄に当該学科名と当該学科の校地面積を記載してください。

② 「その他」の項には、「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」において、『校地面積』不算入施設用地に該当する面積を記入してください（申請等書類により、当該面積を確認する場合があります）。

③ 設置する学部等又は研究科等に係る校地部分に借用地がある場合、「備考」の欄に借用面積及び期間を記入してください。

(13) 「校舎」の欄について

① 「専用」、「共用」、「共用する他の学校等の専用」の項について

ア 学年進行終了時（完成年度）の校舎面積（「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」参照）を上段に、開設時の校舎面積を（ ）書きで下段に記入してください。

イ 「専用」及び「共用」の項には、当該申請等に係る大学全体の校舎面積を区分ごとに記入してください。「専用」には当該大学が専用で使用する校舎面積、「共用」には当該大学が他の学校等と共用する校舎面積について記入してください。

ウ 「共用する他の学校等の専用」の項には、当該申請等に係る大学が校舎を共用する他の学校等が専用で使用する校舎面積を記入してください。

エ 校舎を共用する学校等がある場合は、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び法令上の必要面積（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高等学校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所轄する地方公共団体等が規定する面積基準）を記入してください。大学設置基準等に照らして必要面積を満たすかを確認するための数値のため、必ず記載してください。

オ 教育課程等特例認定大学等の新設学科等又は既設学科等が、特例対象規定のうち、校舎の面積に係る規定の特例を受けて先導的な教育を行っている場合、「備考」の欄に当該学科名と当該学科の校地面積を記載してください。

② 設置する学部等又は研究科等に係る校舎部分に借用地がある場合、「備考」の欄に借用面積及び期間を記入してください。

(14) 「教室・教員研究室」「講義室・新設研究科等の専任教員研究室」欄について

① 設置認可申請等の場合

「教室」の項については、学年進行終了時（完成年度）の大学等全体の各室数を記入し、「備考」の欄に「大学全体」と記入してください。大学院の場合は、教室について「講義室」「実験・実習室」「演習室」の別にして記載してください。なお、研究室については、当該学部等又は研究科等の教員が執務に使用する大学全体の研究室の数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は上記①と同様に記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(15) 「図書・設備」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 「新設学部等の名称」「新設研究科等の名称」「新設学科の名称」の項には当該申請等に係る学部等又は研究科等の名称を記入し、「図書」等の項には当該学部等又は研究科等に係る数を、学年進行終了時（完成年度）の数を上段に、開設時の数を（ ）書きで下段にそれぞれ記入してください。

イ 当該学部等又は研究科等に係るもの以外に、大学等全体で共用するものがある場合は、「備考」の欄に「大学等全体での共用分」としてそれぞれの数を記入してください。

ウ 当該学部等又は研究科等に係る数を特定できない場合は、「図書」等の項に大学等全体の数をそれぞれ記入し、「備考」の欄に「学部等単位での特定不能なため、大学全体（高等専門学校の場合は、高等専門学校全体）の数」と記入してください。

エ 電子図書、電子ジャーナルについては、それぞれ図書及び学術雑誌の内数として記入するとともに、論文数等ではなく、購読している雑誌のタイトル数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は「新設学部等の名称」の項に「大学全体」（高等専門学校の場合は、「高等専門学校全体」）と記入し、大学等全体について記入してください。その際、学年進行終了時（完成年度）の数を上段に、開設時の数を（ ）書きで下段にそれぞれ記入してください。なお、電子ジャーナルについては、学術雑誌の内数として記入するとともに、論文数等ではなく、購読している雑誌のタイトル数を記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(16) 「スポーツ施設等」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 大学等全体について記入し、「備考」の項に「大学全体」と記入してください。

イ 「スポーツ施設」の項については、運動場（グラウンド）は含めないでください。

ウ 「厚生補導施設」の項については、体育館や保健センター等の所謂厚生補導業務に活用する施設の面積を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は上記①と同様に記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(17) 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄には、完成年度に至る全ての年次における状況を、当該申請等に係る学部等又は研究科等について記入してください。ただし、収容定員変更の認可申請及び届出の場合には、大学全体について記入してください。

① 「教員1人当り研究費等」の項には、教員一人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入してください。なお、大学院に係る設置認可申請等の場合で、研究費等が学部等又は研究科等と不可分に計上される場合はその金額を按分等することなくそのまま記入し、「備考」の欄に「研究科単位での算出不能なため、学部との合計」と記入してください。

② 「学生1人当り納付金」の項は、学部等又は研究科等ごとに金額が異なる場合は、学部等又は研究科等ごとに記入してください。

③ 図書購入費については、電子ジャーナル、データベース、その他の経費（運用コストを含む。）

を計上する場合は、備考欄にその旨を記載してください。（記載がない場合は、それらの整備が予定されていないものと判断します。）

- ④ 各経費について、完成年度までの間に経費を計上しない年次がある場合は「0 千円」と記入してください。なお、設置認可申請等の場合はその理由や経費を計上しないことについて問題が生じないことを「設置の趣旨等を記載した書類」（本書 p.109～140）にて説明してください。

<作成例>

経費の見積り	区 分		開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
	教員 1 人当り研究費等	〇〇学科		〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
		△△学科		△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
	共同研究費等	〇〇学科		〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
		△△学科		△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
	図書購入費	〇〇学科	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
		△△学科	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
	設備購入費	〇〇学科	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
		△△学科	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	

(18) 「既設大学等の状況」の欄について

- ① 申請者又は届出者が既に設置している全ての大学（大学院を含む）、短期大学及び高等専門学校について、学校ごとに、当該申請等時点（3 月末申請の場合は、「申請の翌年度の 4 月 1 日時点」）の状況を記入してください（専攻科及び別科を除く）。
- ② 学生募集を停止している学部等については、入学定員（編入学定員を含む）、収容定員及び定員超過率は「－」と記入し、備考欄に「令和〇〇年より学生募集停止」と記入してください。
- ③ 「収容定員」の欄について、学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、申請等時点（3 月末申請の場合は、「申請の翌年度の 4 月 1 日時点」）の収容定員を記入してください（例えば、入学定員を 100 名から 80 名に減らして 2 年目の学部の学科の収容定員は、360 人となります）。また、「備考」の欄に「令和〇年度入学定員増（△〇人）」又は「令和〇年度入学定員減（△〇人）」と記入してください。
- ④ 完成年度を迎えていない学部等については、申請等時点（3 月末申請の場合は、「申請の翌年度の 4 月 1 日時点」）の収容定員を記入してください（例えば、開設 2 年目の入学定員 100 人の学部の学科の収容定員は、200 人となります）。
- ⑤ 「収容定員充足率」について
- ア 学部全体及び学科ごと（短期大学については学科ごと（専攻課程を置く場合は学科全体及び専攻課程ごと）、大学院については研究科の専攻ごと（博士前期課程と博士後期課程を置く場合は課程ごと）。以下同じ）に認可の申請をする年度の 5 月 1 日現在（4 月に届出をする場合は、4 月 1 日もしくは届出日等、4 月時点での数値で構いません。）の収容定員の数に対する学生数の割合（以下、「収容定員充足率」という。）を記入してください（学生募集停止を行った学部及

び学科※については記入不要）。

※ 認可申請を行う年度の新入生（1 年次）を募集していない学部及び学科。そのため、例えば、認可申請を行う年度の新入生（1 年次）は在籍しており、認可申請を行うまでの間に翌年度以降の学生募集を停止した学部及び学科は要記入。

イ 収容定員充足率は、小数点以下第 2 位（第 3 位を切捨て）まで算出してください。

ウ 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（以下「認可基準」という）第 1 条第 2 項に基づき、厳格な成績管理を行っている場合に限り、修業年限を超えて在籍する学生（以下「修業年限超過学生」という。）のうち、修業年限を超えて在籍する期間が 2 年以内の学生（海外の大学、短期大学又は高等学校に留学した修業年限超過学生については、修業年限を超える在籍期間が 3 年以内のもの数）を控除して収容定員充足率を算出する場合又は令和 5 年 2 月 28 日改正の認可基準の附則第 2 項及び第 4 項に定める特例（認可基準第 1 条第 1 項第 3 号に定める収容定員充足率の算定に当たり学生の数に含まないもの）の適用を受ける場合には、「33 収容定員の充足状況」の作成例②を参照の上、控除前の収容定員充足率と控除後の収容定員充足率（《》で記載）を二段に分けて記載してください。

エ 完成年度を迎えていない学部等については、「33 収容定員の充足状況」(5)⑥（本書 p.205）を、学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、「33 収容定員の充足状況」(5)⑦（本書 p. 205）を参照の上、作成してください。

※ 大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学の学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）若しくは高等専門学校の学科単位で収容定員充足率が一定値以上の学部等がある場合は、認可基準第 1 条第 3 号の規定により、0.5 倍以下の学部等がある場合は、認可基準第 1 条第 4 号の規定により認可することができませんので、御留意ください。

※ 令和 8 年度開設の大学等の設置認可申請から、同一学校法人内に設置する全ての大学の学部等において、収容定員充足率が 0.5 倍以下の学部等がある場合には、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の規定により、当該学校法人の寄附行為の変更は認可することができないため、そのことにより大学等の設置認可申請も認可することができませんので、大学等の設置認可申請と併せて学校法人の寄附行為の変更の認可申請が必要となる手続きについては、御注意ください。（学校法人の寄附行為（変更）認可申請の詳細については、高等教育局私学部私学行政課法人係までお問合せください。）

(19) 「附属施設の概要」の欄には、当該申請等に係る大学全体の附属施設について、目的、名称、所在地、設置年月及び規模等を記入してください。特に、大学設置基準第 39 条に該当する附属施設は必ず記載するとともに、医学を履修する課程又は歯学を履修する課程を置く大学については、附属病院等が「大学設置基準」に適合しているか確認しますので、その目的や規模（面積）等について明確に記入してください。

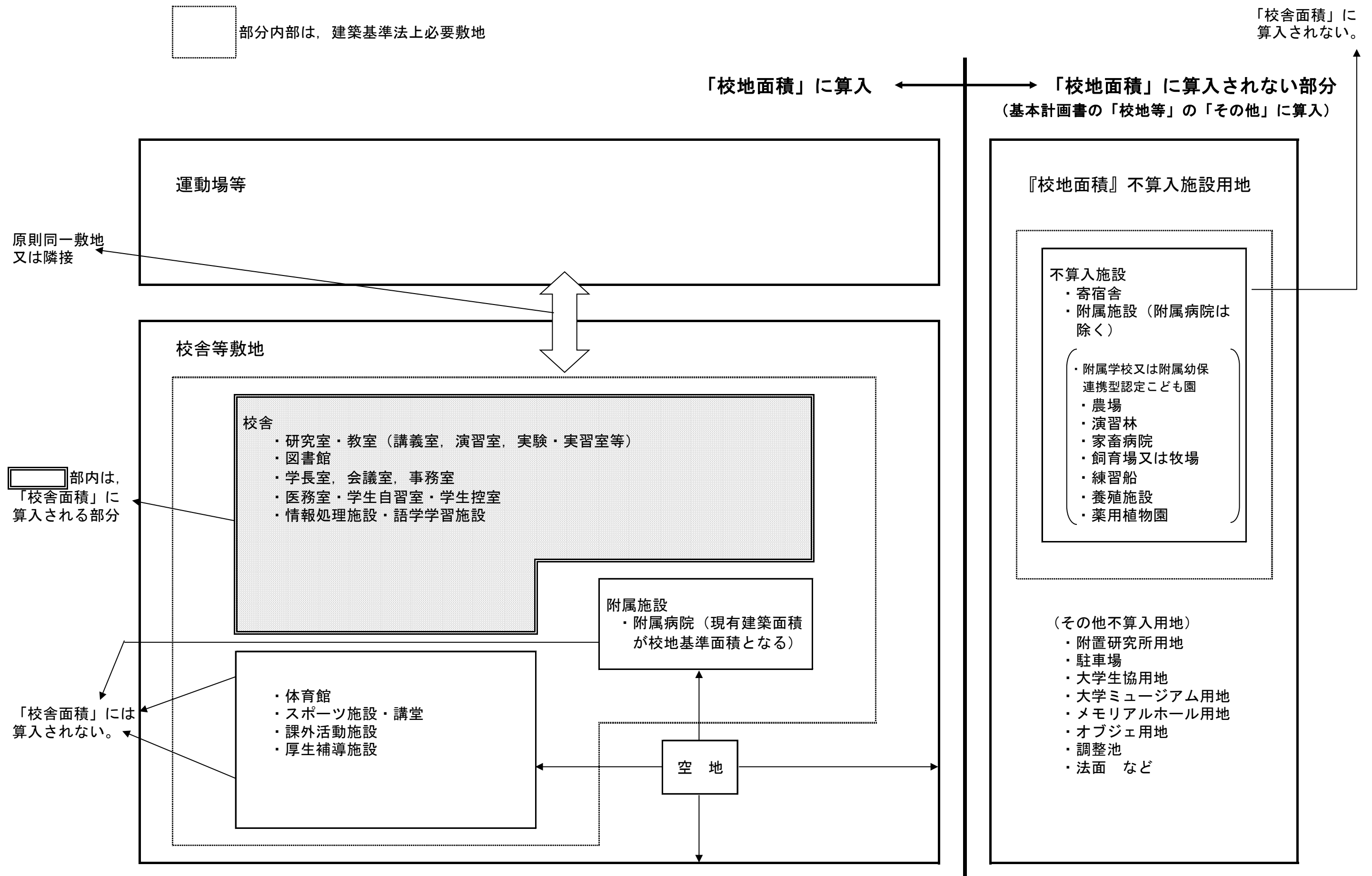
(20) 補足資料（「組織の移行表」）について

新たな大学、学部等又は研究科等の設置や収容定員の変更等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表（本書 p.84 参照）を「基本計画書」の後に補足資料として添付してください。

作成に当たっては、以下の点に留意してください。

- ・申請者又は届出者が既に設置している大学，短期大学，高等専門学校，専修学校専門課程（以下，「専門学校」という。）について，当該申請等の開設前年度と開設年度の組織の改編状況（新たな組織の設置，定員変更，名称変更，学生募集停止，組織の廃止等）を記載してください。
- ・開設年度に変更のある組織については，開設年度の欄の方に下線を引いてください（開設前年度の欄の方は下線不要）。
- ・新たな組織を設置する場合，「変更の事由」の欄に「学部の設置（認可申請）」などと記載し，認可による設置か届出による設置かを明らかにしてください。
- ・各学科等の収容定員は，完成年度前であっても完成年度時の収容定員を記入してください（例えば，開設 2 年目の入学定員 100 人の学部の学科であっても，収容定員は 400 人と記入してください。また，収容定員を 100 人から 80 人に変更して 2 年目の学部の学科についても，収容定員は 320 人と記入してください）。
- ・大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校ごとに入学定員，編入学定員，収容定員のそれぞれの合計数を記載してください。

○ 『校地』に算入される大学用地の考え方



【作成例・設置認可申請(大学新設)の場合】

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

基本計画書

[illegible]

学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計		
新設	法学部 法律学科	12 (12)	7 (7)	5 (4)	3 (2)	27 (25)	5 (4)	8 (6)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (1)	14 (13)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	7 (7)		
	小計（a～b）	10 (10)	5 (5)	3 (3)	3 (2)	21 (20)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a 又は b に該当する者を除く）	0 (0)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	2 (3)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当する者（a、b 又は c に該当する者を除く）	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (2)		
	計（a～d）	12 (12)	7 (7)	5 (4)	3 (2)	27 (25)		
	政治学科	9 (9)	5 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (18)	3 (3)	4 (4)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	5 (5)		
	小計（a～b）	8 (8)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	15 (15)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a 又は b に該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当する者（a、b 又は c に該当する者を除く）	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		
	計（a～d）	9 (9)	5 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (18)		
	通信教育課程 法学部政策学科	18 (17)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	24 (22)	2 (2)	4 (4)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (13)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	19 (17)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)		
	小計（a～b）	16 (15)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (19)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a 又は b に該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当する者（a、b 又は c に該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	18 (17)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	24 (22)		
分	計	39 (38)	18 (16)	8 (7)	5 (4)	70 (65)	10 (9)	— (—)
既設	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a 又は b に該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当する者（a、b 又は c に該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
分	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計		39 (38)	18 (16)	8 (7)	5 (4)	70 (65)	10 (9)	— (—)

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人

大学通信教育設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 16人

職 種			専 属		その他		計					
事 務 職 員			25 (23)		10 (9)		35 (32)					
技 術 職 員			2 (2)		0 (0)		2 (2)					
図 書 館 職 員			1 (1)		2 (2)		3 (3)					
そ の 他 の 職 員			1 (1)		0 (0)		1 (1)					
指 導 補 助 者			5 (5)		0 (0)		5 (5)					
計			34 (32)		12 (11)		46 (43)					
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		丸の内短期大学 （必要面積3,000 ㎡）と共用 借用面積：10,000 ㎡ 借用期間：20年		
	校 舎 敷 地		70,000㎡	35,000㎡		30,000㎡		135,000㎡				
	そ の 他		1,000㎡	4,000㎡		5,000㎡		10,000㎡				
	合 計		71,000㎡	39,000㎡		35,000㎡		145,000㎡				
校 舎			専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		丸の内短期大学 （必要面積2,350 ㎡）と共用 借用面積：2,000㎡ 借用期間：20年		
			60,000㎡ (60,000㎡)	25,000㎡ (25,000㎡)		20,000㎡ (20,000㎡)		105,000㎡ (105,000㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	52室		教 員 研 究 室		60室		大学全体		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 図書10,000冊 〔1,000冊〕 学術雑誌 1,000冊 〔200冊〕
	法学部	20,000〔1,000〕 (15,000〔1,000〕)		3,000〔1,000〕 (2,300〔800〕)		1,500〔100〕 (1,000〔80〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		8,000 (7,000)	50 (50)	
	計	20,000〔1,000〕 (15,000〔1,000〕)		3,000〔1,000〕 (2,300〔800〕)		1,500〔100〕 (1,000〔80〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		8,000 (7,000)	50 (50)	
スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			大学全体	
		2,500㎡			1,000㎡			4,000㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※学生納付金 は上から、法 学部法律学 科、法学部政 治学科、通信 教育課程法学 部政策学科		
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円			
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円			
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円			
		設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	55,000千円	－千円	－千円			
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
				1,400千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
				1,300千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
				1,000千円	800千円	800千円	800千円	－千円	－千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			雑収入等								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学									※令和○年度 より学生募集 停止（日本文 学科）
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	英文学科 日本文学科 こども学科		年	人	年次 人	人	短期大学士（文学） 短期大学士（文学） 短期大学士（こども学）	1.02 － 1.16	昭和62年度 昭和62年度 昭和62年度	東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号		
			2	40	－	80					－	
附属施設の概要			名 称：〇〇総合研究所 目 的：〇〇〇の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000㎡，建物5,000㎡									

【作成例・設置認可申請(研究科設置)の場合】

別記様式第2号（その1の2）

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

基本計画書

[illegible]

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期大学 （必要面積 3,000㎡）と共 用					
	校 舎 敷 地		70,000㎡		35,000㎡		30,000㎡		135,000㎡							
	そ の 他		1,000㎡		4,000㎡		5,000㎡		10,000㎡							
	合 計		71,000㎡		39,000㎡		35,000㎡		145,000㎡							
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期大学 （必要面積 2,500㎡）と共 用					
			60,000㎡ （60,000㎡）		25,000㎡ （25,000㎡）		20,000㎡ （20,000㎡）		105,000㎡ （105,000㎡）							
講義室等・新設研究科等 の 専 任 教 員 研 究 室			講義室		実験・実習室		演習室		新設研究科等の 専任教員研究室							
			25室		8室		15室		14室							
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,000冊 〔200冊〕			
			20,000〔1,000〕 （15,000〔1,000〕）		3,000〔1,000〕 （2,300〔800〕）		1,500〔100〕 （1,000〔80〕）		500〔50〕 （300〔30〕）		8,000 （7,000）	50 （50）				
	計		20,000〔1,000〕 （15,000〔1,000〕）		3,000〔1,000〕 （2,300〔800〕）		1,500〔100〕 （1,000〔80〕）		500〔50〕 （300〔30〕）		8,000 （7,000）	50 （50）				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分		開設前年度		第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次		
		教員 1 人当り研究費等				400千円		500千円		－ 千円		－ 千円		－ 千円		
		共同研究費等				3,000千円		3,000千円		－ 千円		－ 千円		－ 千円		
		図書購入費		30,000千円		15,000千円		15,000千円		－ 千円		－ 千円		－ 千円		
		設備購入費		90,000千円		90,000千円		90,000千円		－ 千円		－ 千円		－ 千円		
	学生 1 人当り 納付金				第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次			
					1,400千円		1,200千円		－ 千円		－ 千円		－ 千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要				資産運用収入，雑収入 等											
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学													
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号		収 容 定 員 充 足 率		開設 年度	所 在 地				
	文学部 英米語学科 現代文化学科		年	人	年次 人	人	学士（文学） 学士（文学）		倍		平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号				
			4	120	－	480			1.02							
			4	80	－	360			0.99							
	経済学部 経済学科		4	150	－	600	学士（経済学）		1.01 1.01		令和元年度					
人文学研究科 人文学専攻		2	10	－	20	修士（人文学）		1.00		令和4年度						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学												※令和○年度より 学生募集停止（日 本文学科）	
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号		収 容 定 員 充 足 率		開設 年度	所 在 地				
	英文学科 日本文学科 こども学科		年	人	年次 人	人	短期大学士（文学） 短期大学士（文学） 短期大学士（こども学）		倍		昭和62年度 昭和62年度 昭和62年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号				
			2	40	－	80			1.02							
			2	－	－	－			－							
こども学科		2	80	－	160			1.16								
附属施設の概要			名 称：○○総合研究所 目 的：○○○の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門○丁目○番 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000㎡，建物5,000㎡													

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		18,000 m ²		8,000 m ²		4,000 m ²		30,000 m ²			
	そ の 他		5,000 m ²		3,000 m ²		1,000 m ²		9,000 m ²			
	合 計		23,000 m ²		11,000 m ²		5,000 m ²		39,000 m ²			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			15,500 m ² (15,500 m ²)		6,500 m ² (6,500 m ²)		3,000 m ² (3,000 m ²)		25,000 m ² (25,000 m ²)			
教 室			25 室									
図 書 ・ 設 備	新設学科の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		電子図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 冊		機械・器具 点	標本 点
			情報工学科		20,000〔1,000〕 (15,000〔1,000〕)		3,000〔1,000〕 (2,300〔800〕)		1,500〔100〕 (1,000〔80〕)		500〔50〕 (300〔30〕)	
	計		20,000〔1,000〕 (15,000〔1,000〕)		3,000〔1,000〕 (2,300〔800〕)		1,500〔100〕 (1,000〔80〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		8,000 (7,000)	50 (50)
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			
			2,500 m ²			600 m ²			4,200 m ²			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次			
		教員1人当たり研究費等			400千円	500千円	500千円	500千円	500千円			
		共 同 研 究 費 等			3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円			
		図 書 購 入 費		30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円			
		設 備 購 入 費		90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円			
	学生1人当たり 納付金		第1年次		第2年次	第3年次	第4年次	第5年次				
			1,400千円		1,100千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円				
学生納付金以外の維持方法の概要				資産運用収入，雑収入 等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	文学部 英米語学科 現代文化学科		年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号		
			4	120	—	480	学士（文学）	1.02	平成10年度			
			4	80	—	320	学士（文学）	1.05	平成10年度			
	経済学部 経済学科		4	150	—	600	学士（経済学）	1.01	令和元年度			
	人文学研究科 人文学専攻		2	10	—	20	修士（人文学）	1.00	令和4年度			
	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学									
学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
英文学科 日本文学科 こども学科		年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号			
		2	40	—	80	短期大学士（文学）	1.02	昭和62年度				
		2	—	—	—	短期大学士（文学）	—	昭和62年度				
		2	80	—	160	短期大学士（こども学）	1.16	昭和62年度				
附 属 施 設 の 概 要			名 称：情報処理教育センター									
			目 的：情報処理の教育及び研究									
			所 在 地：東京都港区虎ノ門○丁目○番									
			設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000m ² ，建物5,000m ²									

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

基本計画書

[illegible]

既	文学部 国文学科				8 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	16 (15)	2 (2)	4 (4)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 6 人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)							
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	3 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	6 (5)							
	小計（a～b）	7 (6)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	12 (11)							
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)							
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 する者（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)							
	計（a～d）	8 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	16 (15)							
設	英文学科				7 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	15 (15)	2 (2)	4 (4)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 5 人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)							
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	5 (5)							
	小計（a～b）	6 (6)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	11 (11)							
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)							
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 する者（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	3 (3)							
	計（a～d）	7 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	15 (15)							
分	計				15 (14)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	31 (30)	4 (4)	8 (8)		
	合 計				22 (21)	12 (12)	9 (9)	3 (3)	46 (45)	6 (6)	12 (12)		
職 種					専 属			その他		計			
事 務 職 員					人			人		人			
技 術 職 員					25 (23)			10 (9)		35 (32)			
図 書 館 職 員					2 (2)			0 (0)		2 (2)			
そ の 他 の 職 員					1 (1)			2 (2)		3 (3)			
そ の 他 の 職 員					1 (1)			0 (0)		1 (1)			
指 導 補 助 者					5 (5)			0 (0)		5 (5)			
計					34 (32)			12 (11)		46 (43)			
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地		135,000㎡		0㎡		0㎡			135,000㎡			
	そ の 他		10,000㎡		0㎡		0㎡			10,000㎡			
	合 計		145,000㎡		0㎡		0㎡			145,000㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
			105,000㎡ (105,000㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)			105,000㎡ (105,000㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		52室		教 員 研 究 室			60室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体で の 共用分を含 む
	仏文学科		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔1,300〕 (5,000〔1,000〕)		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
	計		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔1,300〕 (5,000〔1,000〕)		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	

スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			大学全体	
			2, 500㎡		650㎡		4, 444㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	届出学科全体	
		教員 1 人当り研究費等		400 千円	500 千円	500 千円	500 千円	－ 千円	－ 千円		
		共同研究費等		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	－ 千円	－ 千円		
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円		
		設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円		
	学生 1 人当り納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
			1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		資産運用収入，雑収入 等									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学								
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	文学部 国文学科 英文学科		年	人	年次人	人	学士（文学） 学士（文学）	倍	平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
			4	120	－	480		1.02 0.99			
			4	100	－	400		1.05			
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学								※令和○年度より学生募集停止（日本文学科）
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	英文学科 日本文学科 こども学科		年	人	年次人	人	短期大学士（文学） 短期大学士（文学） 短期大学士（こども学）	倍	昭和62年度 昭和62年度 昭和62年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
			2	40	－	80		1.02 －			
			2	80	－	160		1.01			
附属施設の概要			該当なし								

設

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期 大学（必要 面積3,000 ㎡）と共用		
	校 舎 敷 地		135,000㎡		5,000㎡		10,000㎡		150,000㎡				
	そ の 他		10,000㎡		2,000㎡		3,000㎡		15,000㎡				
	合 計		145,000㎡		7,000㎡		13,000㎡		165,000㎡				
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期 大学（必要 面積2,500 ㎡）と共用		
			105,000㎡ (105,000㎡)		(0㎡)		(0㎡)		157,000㎡ (105,000㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		52室		教 員 研 究 室		60室		大学全体		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種		機械・器具 点	標本 点	
	法学部		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔1,300〕 (5,000〔1,000〕)		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
	計		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔1,300〕 (5,000〔1,000〕)		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			大学全体	
			2,500㎡			1,000㎡			4,000㎡				
経費 の見 積り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体			
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円				
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円				
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円				
		設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－千円	－千円				
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
				1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金，資産運用収入，雑収入 等										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学										
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
			年	人	年次 人	人		倍					
	文学部 国文学科 英文学科		4 4	120 100	－ －	480 400	学士（文学） 学士（文学）	1.02 0.99 1.05	平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号			
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学										※令和○年 度より学生 募集停止 （日本文学 科）
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
			年	人	年次 人	人		倍					
	英文学科 日本文学科 こども学科		2 2 2	40 － 80	－ － －	80 － 160	短期大学士（文学） 短期大学士（文学） 短期大学士（こども学）	1.16 － 1.16	昭和62年度 昭和62年度 昭和62年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号			
附属施設の概要			名 称：〇〇総合研究所 目 的：〇〇〇の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000㎡，建物5,000㎡										

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

基本計画書

基						本		計		画		
事		項								備考		
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更										
フリガナ設置者		カッコウホクジン カシマセキカケン 学校法人 霞が関学園										
フリガナ大学の名		カシマセキカゲイダク 霞が関大学										
大学の位置		東京都千代田区霞が関3丁目2番2号										
大学の目的		○○○ ○○○										
新設学部等の目的		(定員を変更する目的を簡潔に記入)										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地			
	文学部	年	人	年次人	人			年 月第 年次	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号			
	国文学科	4	100(120)	—	400(480)	学士（国文学）	文学関係	令和〇年4月第1年次				
	英文学科	4	120(100)	—	480(400)	学士（英文学）	文学関係	令和〇年4月第1年次				
	計									同上		
同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）		令和〇年4月名称変更予定 霞が関大学→霞ヶ関大学（令和〇年5月届出済み） 霞が関短期大学 日本文学科（廃止）（△60） ※令和〇年4月学生募集停止 令和〇年4月名称変更予定 霞が関短期大学 文学科→国文学科										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計							
		科目	科目	科目	科目	単位						
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 5人	
				教授	准教授	講師	助教	計				
新	文学部 国文学科			人	人	人	人	人	人	人		
				8(7)	4(4)	3(3)	1(1)	16(15)	2(2)	4(4)		
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの			4(4)	2(2)	0(0)	0(0)	6(6)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）			3(2)	1(1)	2(2)	0(0)	6(5)				
	小計（a～b）			7(6)	3(3)	2(2)	0(0)	12(11)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）			0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)				
d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、 b 又はcに該当する者を除く）			1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	2(2)					
計（a～d）			8(7)	4(4)	3(3)	1(1)	16(15)					

設 分	英文学科		7 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	15 (15)	2 (2)	4 (4)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 6 人
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	5 (5)				
	小計（a～b）	6 (6)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	11 (11)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	3 (3)				
	計（a～d）	7 (7)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	15 (15)				
計		15 (14)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	31 (30)	4 (4)	8 (8)		
既 分	該当なし		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	小計（a～b）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	計（a～d）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
計		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
合 計		15 (14)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	31 (30)	4 (4)	8 (8)		
職 種		専 属		そ の 他		計				
事 務 職 員		25 (23)		10 (9)		35 (32)				
技 術 職 員		2 (2)		0 (0)		2 (2)				
図 書 館 職 員		1 (1)		2 (2)		3 (3)				
そ の 他 の 職 員		1 (1)		0 (0)		1 (1)				
指 導 補 助 者		5 (5)		0 (0)		5 (5)				
計		34 (32)		12 (11)		46 (43)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期 大学（必要 面積3,000 ㎡）と共用		
	校 舎 敷 地	135,000㎡	5,000㎡	10,000㎡		150,000㎡				
	そ の 他	10,000㎡	2,000㎡	3,000㎡		15,000㎡				
	合 計	145,000㎡	7,000㎡	13,000㎡		165,000㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		霞が関短期 大学（必要 面積2,500 ㎡）と共用		
		105,000㎡ (105,000㎡)	12,000㎡ (0㎡)	50,000㎡ (0㎡)		157,000㎡ (105,000㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点			
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	()	()			
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	()	()			

スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設				
			㎡		㎡		㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		教員 1 人当り研究費等		400 千円	500 千円	500 千円	500 千円	－ 千円	－ 千円		
		共同研究費等		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	－ 千円	－ 千円		
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円		
		設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円		
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
			1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金，資産運用収入，雑収入 等									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学								
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地	
			年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号	
	文学部						1.02				
	国文学科		4	120	－	480	学士（文学）	0.99	平成10年度		
英文学科		4	100	－	400	学士（文学）	1.05	平成10年度			
人文学研究科											
人文学専攻		2	10	－	20	修士（人文学）	1.00	平成14年度			
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関短期大学								※令和○年 度より学生 募集停止 （日本文学 科）
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地	
			年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号	
	英文学科		2	40	－	80	短期大学士（文学）	1.02	昭和62年度		
	日本文学科		2	－	－	－	短期大学士（文学）	－	昭和62年度		
こども学科		2	80	－	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度			
附属施設の概要			名 称：〇〇総合研究所 目 的：〇〇〇の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000㎡，建物5,000㎡								

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	専用（合計）	共用（合計）	共用する他の学校 等の専用（合計）	計																			
	校 舎 敷 地		60,000	m ²	0	m ²	0	m ²	60,000	m ²	100,000	m ²	0	m ²	0	m ²	100,000	m ²	170,000	m ²	15,000	m ²	40,000	m ²	225,000	m ²	230,000	m ²	15,000	m ²	40,000	m ²	285,000	m ²			
	そ の 他		12,000	m ²	0	m ²	0	m ²	12,000	m ²	8,000	m ²	0	m ²	0	m ²	8,000	m ²	1,000	m ²	0	m ²	3,000	m ²	4,000	m ²	21,000	m ²	0	m ²	3,000	m ²	24,000	m ²			
	合 計		84,000	m ²	0	m ²	0	m ²	84,000	m ²	158,000	m ²	0	m ²	0	m ²	158,000	m ²	171,000	m ²	60,000	m ²	83,000	m ²	244,000	m ²	605,000	m ²	60,000	m ²	83,000	m ²	748,000	m ²			
大 学 全 体 の 収 容 定 員 （うち共同学科に係る収容定員を除いた数）			400 人 (320)						1,260 人 (1,120)						980 人 (900)																						
教 室			56室						116室						93室																						
教 員 研 究 室			6室						10室						9室																						
図 書 ・ 設 備			図書		学術雑誌				図書		学術雑誌				図書		学術雑誌				図書		学術雑誌														
			[うち外国書]	電子冊子	[うち外国書]	電子ジャーナル	機械器具	標本	[うち外国書]	電子冊子	[うち外国書]	電子ジャーナル	機械器具	標本	[うち外国書]	電子冊子	[うち外国書]	電子ジャーナル	機械器具	標本	[うち外国書]	電子冊子	[うち外国書]	電子ジャーナル	機械器具	標本											
			冊	[うち外国書]	種	[うち外国書]			冊	[うち外国書]	種	[うち外国書]			冊	[うち外国書]	種	[うち外国書]			冊	[うち外国書]	種	[うち外国書]													
			30,000〔2,000〕	8,000〔1,200〕	1,000〔300〕	500〔50〕	8,000	50	40,000〔2,000〕	12,000〔1,000〕	2,000〔900〕	500〔50〕	8,000	70	20,000〔3,000〕	10,000〔900〕	1,000〔300〕	300〔50〕	8,000	30																	
			(15,000〔1,000〕)	(1,000〔800〕)	(500〔100〕)	(300〔30〕)	(5,000)	(50)	(20,000〔1,000〕)	(1,200〔700〕)	(500〔100〕)	(300〔30〕)	(5,000)	(50)	(10,000〔1,000〕)	(800〔600〕)	(500〔100〕)	(50〔30〕)	(5,000)	(10)																	
維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次											
			第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次												
		教 員 1 人 当 り 研 究 費 等		400 千 円	400 千 円	400 千 円		400 千 円	500 千 円	500 千 円		600 千 円	600 千 円	600 千 円		600 千 円	— 千 円	— 千 円		600 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	3,000 千 円	3,000 千 円											
			500 千 円	— 千 円	— 千 円		500 千 円	— 千 円	— 千 円		600 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		4,000 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円											
		共 同 研 究 費 等		3,000 千 円	3,000 千 円	3,000 千 円		3,000 千 円	3,000 千 円	3,000 千 円		3,000 千 円	3,000 千 円	3,000 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円											
			3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		3,000 千 円	— 千 円	— 千 円		4,000 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円											
		図 書 購 入 費	4,000 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円	4,000 千 円	2,000 千 円	2,000 千 円	2,000 千 円	3,000 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円	1,500 千 円		1,500 千 円	— 千 円	— 千 円		1,500 千 円	— 千 円	— 千 円		80,000 千 円	80,000 千 円	20,000 千 円	20,000 千 円										
			1,500 千 円	— 千 円	— 千 円		2,000 千 円	— 千 円	— 千 円		1,500 千 円	— 千 円	— 千 円		5,000 千 円	— 千 円	— 千 円		5,000 千 円	— 千 円	— 千 円		20,000 千 円	— 千 円	— 千 円												
	設 備 購 入 費	80,000 千 円	80,000 千 円	20,000 千 円	20,000 千 円	60,000 千 円	60,000 千 円	20,000 千 円	20,000 千 円	30,000 千 円	5,000 千 円	5,000 千 円	5,000 千 円		5,000 千 円	— 千 円	— 千 円		5,000 千 円	— 千 円	— 千 円		20,000 千 円	— 千 円	— 千 円												
		20,000 千 円	— 千 円	— 千 円		20,000 千 円	— 千 円	— 千 円		5,000 千 円	— 千 円	— 千 円		— 千 円	— 千 円	— 千 円		— 千 円	— 千 円	— 千 円		1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円												
	学 生 1 人 当 り 金 学 納 付	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次												
		第 5 年 次	第 6 年 次				第 5 年 次	第 6 年 次				第 5 年 次	第 6 年 次				第 5 年 次	第 6 年 次				第 5 年 次	第 6 年 次														
		1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,300 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円	1,100 千 円												
		— 千 円	— 千 円				— 千 円	— 千 円				— 千 円	— 千 円				— 千 円	— 千 円				— 千 円	— 千 円														
	学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要			私立大学等経常経費補助金，資産運用収入，雑収入 等						私立大学等経常経費補助金，資産運用収入，雑収入 等						運営費交付金 等																					
備 考																																					

既設学部等の状況	大 学 の 名 称		霞が関大学						
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所 在 地
	文学部		年	人	年次人	人			東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	英文学科		4	30	—	120	学士（英文学）	平成10年度	
文学科		4	30	—	120	学士（国文学）	平成10年度		
心理学科		4	40	—	160	学士（心理学）	平成15年度		
校 舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	
			30,000 m ² (30,000 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)	30,000 m ² (30,000 m ²)	
既設学部等の状況	大 学 の 名 称		虎ノ門大学						
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所 在 地
	法学部		年	人	年次人	人			東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号
	法律学科		4	180	—	720	学士（法学）	昭和48年度	
	政治学科		4	50	—	200	学士（政治学）	昭和48年度	
経済学部									
経済学科		4	50	—	200	学士（経済学）	平成元年度		
校 舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	
			65,000 m ² (60,000 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)	65,000 m ² (60,000 m ²)	
既設学部等の状況	大 学 の 名 称		丸の内大学						
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所 在 地
	工学部		年	人	年次人	人			東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
	電気工学科		4	120	—	480	学士（工学）	昭和58年度	
機械工学科		4	125	—	500	学士（工学）	昭和58年度		
校 舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	
			130,000 m ² (100,000 m ²)		10,000 m ² (10,000 m ²)		20,000 m ² (20,000 m ²)	160,000 m ² (130,000 m ²)	

(注)

1 共同学科を設置する場合、別記様式第2号（その1の1）に加え、この書類を作成すること。

2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

4 大学等の廃止の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1)大学新設の場合

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇短期大学 福祉学科 保育学科 情報学科 計 〇〇専門学校 リハビリテーション学科 鍼灸学科 柔道整復学科 計				〇〇大学				大学新設
				保健医療学部				
				リハビリテーション学科	100	10	420	3年次
				鍼灸学科	50	-	200	
				計	150	10	620	3年次
				〇〇大学短期大学部				名称変更
				福祉学科	0	-	0	令和7年4月学生募集停止
				保育学科	100	-	200	
				情報学科	75	-	150	定員変更(△25)
				計	175	-	350	
〇〇専門学校 リハビリテーション学科 鍼灸学科 柔道整復学科 計				〇〇専門学校				
				リハビリテーション学科	0	-	0	令和7年4月学生募集停止
				鍼灸学科	0	-	0	令和7年4月学生募集停止
				柔道整復学科	30	-	60	定員変更(△20)
				計	30	-	60	

(例2)学部等の設置，収容定員変更の場合

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇大学 文学部 文学科 法学部 法律学科 薬学部 薬学科(6年制) 計 〇〇大学大学院 法学研究科 法学専攻(M) 薬学研究科 薬学専攻(4年制D) 計 〇〇短期大学 家政学科 看護学科(3年制) 計 〇〇専門学校 柔道整復学科 計				〇〇大学				
				人文学部				名称変更
				人文学科	50	10	230	2年次
				法学部				
				法律学科	30	10	140	3年次
				政治学科	20	-	80	
				薬学部				
				薬学科(6年制)	50	-	300	定員変更(△20)
				工学部				学科の設置(届出)
				工学科	50	10	220	3年次
〇〇大学大学院 法学研究科 法学専攻(M) 薬学研究科 薬学専攻(4年制D) 計 〇〇短期大学 家政学科 看護学科(3年制) 計 〇〇専門学校 柔道整復学科 計				〇〇大学大学院				
				法学研究科				
				法学専攻(M)	10	-	20	2年次
				法学専攻(D)	5	-	15	3年次
				薬学研究科				
				薬学専攻(4年制D)	4	-	16	20
				計	19	-	51	
				〇〇短期大学				
				家政学科	0	-	0	令和7年4月学生募集停止
				看護学科(3年制)	130	-	390	定員変更(50)
〇〇専門学校 柔道整復学科 計				〇〇専門学校				
				柔道整復学科	30	-	60	定員変更(△20)
				計	30	-	60	

6 設置の前後における学位等及び基幹（専任）教員の所属の状況（別記様式第2号・別添1）

この書類は、届出による設置の場合のみ作成し、当該届出に係る学部等又は研究科等の設置の前後における、大学の授与する学位の種類及び分野（高等専門学校にあつては、学科の分野。以下同じ。）並びに基幹教員（大学院の研究科又は大学院の専攻の場合は、専任教員。以下同じ。）の所属等について記入してください。

(1) 「学部等の名称」の欄について

① 「届出時における状況」の欄の「学部等の名称」の欄は、

ア 当該届出に係る学部等又は研究科等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等又は研究科等

イ 当該届出に係る学部等又は研究科等に一部の基幹教員が所属を移行する既設の学部等又は研究科等のいずれかに該当する組織の名称を、学科等ごとに全て記入してください。なお、学生募集の停止を予定する組織については、名称の後に「（廃止）」と記入してください。

※ 既設の学部等又は研究科等と異なる種類の学位を授与する新設の学部等又は研究科等（例えば、「〇〇学部」→「〇〇研究科」など）へ基幹教員が移行する場合については、当該既設の学部等又は研究科等の名称をこの欄に記入する必要はありません。

② 「新設学部等の学年進行終了時における状況」の欄の「学部等の名称」の欄は、当該届出に係る学部等又は研究科等の名称及び「届出時における状況」の欄に記入した学部等又は研究科等（学生募集を停止するものを除く）の名称を記入してください。

(2) 「授与する学位等」の欄について

① 「学位又は称号」は、当該学科等において授与する学位の種類及び専攻分野の名称を記入してください。

② 「学位又は学科の分野」は、当該学科等において授与する学位の分野について、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。学位の分野が特定できない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。

(3) 「異動先」及び「異動元」の欄について

① 「異動先」の欄は、「届出時における状況」に記入した学部等又は研究科等の届出時における基幹教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における所属名・人数を記入してください。基幹教員でなくなる場合の所属については「その他」、退職をする場合は「退職」と記入してください。

② 「異動元」の欄は、新設学部等又は研究科等に所属する基幹教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の設置前の所属（異動のない場合も含む。）を記入してください。新規に採用する基幹教員の所属については、「新規採用」と記入してください。

- (4) 「**基幹教員**」の欄については、「**届出時における状況**」の欄は、届出時における基幹教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における異動先ごとの数を記入してください。「**新設学部等の学年進行終了時における状況**」の欄は、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における基幹教員の数異動元ごとに記入してください。

※ 「**助教以上**」の欄は、教授、准教授、講師、助教の合計数を記入し、「**うち教授**」の欄に記入する教授数が「**助教以上**」の数の内数となるよう記入してください。

7 基礎となる学部等の改編状況（別記様式第2号・別添2）

この書類は、届出による設置の場合のみ作成し、新設の学部等又は研究科等の基礎となる既設の学部等又は研究科等（上記6(1)①アに係る学部等又は研究科等）について、新設の学部等又は研究科等の設置に至るまでの組織の改編状況を、設置認可された学部等又は研究科等まで遡って記載してください。

- (1) 「**開設又は改編時期**」の欄は、開設又は改編を行った時期を記入してください。
- (2) 「**改編内容等**」の欄は、開設又は改編の具体的内容を記入してください。
- (3) 「**学位又は学科の分野**」の欄は、設置又は改編後の当該学科等において授与する学位の分野について、「**学位の種類及び分野の変更等に関する基準**」の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。平成15年度以前に設置した学科等の分野については、認可時の分野を記入してください。
- (4) 「**手続の区分**」の欄は、「設置認可」、「設置届出」、「名称変更」、「学則変更」（設置又はカリキュラム変更に関するもの）、「学生募集停止」等の別を記入してください。また、どの組織単位に係る設置又は変更なのかがわかるように、例えば「設置認可（学部）」、「名称変更（学科）」などと、手続の対象となった組織単位を（ ）書きで併記してください。

(作成例)

別記様式第2号・別添1

(用紙 日本産業規格A4縦型)

設置の前後における学位等及び基幹教員の所属の状況

届 出 時 に お け る 状 況						新 設 了 学 部 等 の 学 年 進 行 状 況					
学部等の名称	授与する学位等		異 動 先	基幹教員		学部等の名称	授与する学位等		異 動 元	基幹教員	
	学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授		学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授
法学部 政治学科 (廃止)	学士 (政治学)	法学	政策学部政治経済学科	10	6	政策学部 政治経済学科	学士 (政治経済学)	法学 経済学	法学部政治学科	10	6
			その他	2	0				法学部法学科	2	1
			退職	2	2				経済学部経済学科	5	3
			計	14	8				計	17	10
法学部 法学科	学士 (法学)	法学	法学部法学科	13	8	法学部 法学科	学士 (法学)	法学	法学部法学科	13	8
			政策学部政治経済学科	2	1				新規採用	2	1
			計	15	9				計	15	9
経済学部 経済学科	学士 (経済学)	経済学	経済学部経済学科	10	6	経済学部 経済学科	学士 (経済学)	経済学	経済学部経済学科	10	6
			政策学部政治経済学科	5	3				経済学部経営学科	6	3
			退職	1	1						
			計	16	10				計	16	9
経済学部 経営学科 (廃止)	学士 (経営学)	経済学	経済学部経済学科	6	3						
			その他	2	1						
			退職	2	1						
			計	10	5						

別記様式第2号・別添2

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基礎となる学部等の改編状況

開設又は改編時期	改編内容等	学位又は学科の分野	手続の区分
平成3年4月	法学部法律学科 設置	法学	設置認可 (学部)
平成8年4月	経済学部経済学科 設置	経済学	設置認可 (学部)
	経済学部経営学科 設置	経済学	
平成8年4月	法学部法律学科 → 法学部法学科	法学	名称変更 (学科)
平成16年4月	法学部政治学科 設置	法学	設置届出 (学科)
平成16年4月	法学部法学科のカリキュラム変更	法学	学則変更
令和87年4月	政策学部政治経済学科 設置	法学, 経済学	設置届出 (学部)
令和87年4月	経済学部経営学科の学生募集停止	—	学生募集停止 (学科)

8 教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1），別記様式第2号（その2の2），別記様式第2号（その2の3））

この書類には、当該申請等に係る学部等又は研究科等における教育課程を、大学は学部の学科ごと、短期大学は学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）ごと、大学院は研究科の専攻ごと、高等専門学校は学科ごとに記入してください。

共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、全体の教育課程を別記様式第2号（その2の2）で作成し、併せて、全ての構成大学ごとに別記様式第2号（その2の1）を作成してください。

(1) 「科目区分」及び「授業科目の名称」の欄について

- ① 「科目区分」の欄には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する授業科目について、一定の内容や目的による授業科目のまとまりの名称を適宜記入してください。

高等専門学校の学科にあつては、「高等専門学校設置基準」（昭和36年文部省令第23号）第16条に規定する一般科目及び専門科目の区分を必ず記入してください。

- ② 「授業科目の名称」の欄には、当該申請等において開設する授業科目名を全て記入してください。当該申請等に係る研究科等において研究指導を授業科目として設定しない場合は、「（研究指導）」と記入してください。

- ③ 教養教育科目等を全学共通、学部共通などとしているような場合は、当該教養教育科目等を各学科の教育課程の概要にそれぞれ全て記載してください。ただし、他学部等又は研究科等の授業科目を一定の範囲内で当該学部等又は研究科等の単位として認定する場合、他学部等又は研究科等の授業科目について記載する必要はありません。

(2) 「配当年次」、「主要授業科目」、「単位数」、「授業形態」及び「開設大学」の欄について

- ① 「配当年次」の欄について

ア 各授業科目の配当年次について、教育上の目的に応じて学生に当該授業科目を履修させる年次を記入してください。（ここでは、履修可能な配当年次という意味ではなく、学生に履修を推奨する配当年次という意味です）

イ 1年次から4年次まで毎年度配当する場合は「1・2・3・4」と記入してください。また、大学院の研究指導科目のように年次をまたがって開講する授業科目の場合には、「○～○」（例：3年次から4年次の2年間を通して開講する場合には「3～4」）と記入してください。当該授業科目について、①隔年に開講する場合【隔年】、②1つの授業科目を複数の独立した専門分野ごとに分け、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式による場合【オムニバス】、③複数の教員が授業科目の1回の授業時間の中で同時に同じ教室で授業を行うような共同で担当する場合（例えば、演習科目でC教授とD助教が2人で指導を行う場合等）【共同】、④1つの授業科目を複数名の教員が持ち回りで隔年にて担当する場合【分担】等には、その旨を「備考」の欄に記入してください。

ウ イの配当年次の横に各授業科目の開講時期を記入してください。開講時期によって以下のように入力してください。

前期開講科目→前，後期開講科目→後，通年科目→通，3 学期開講科目→③，

4 学期開講科目→④，休業期間の講義→休

(例) 2，3 年次のそれぞれの前期開講の担当科目 → 2・3 前

3 年次の前期，後期開講の担当科目 → 3 前・後

3 年次後期開講，4 年次前期開講の担当科目 → 3 後・4 前

エ 学則で「春学期」「秋学期」など前・後期とは異なる名称の場合でも，前・後期と同様の区分である場合は，「前・後期」と記入してください。

「前・後期」の考え方に当てはまらない場合，前・後期と標記することが適切でない場合は，学則を踏まえ適切に標記するとともに，「設置の趣旨等を記載した書類」において，その考え方を説明してください。

② 「主要授業科目」の欄について授業科目ごとに，大学設置基準第 8 条（大学設置基準以外の設置基準に基づくものは，同様の条項）に定める主要授業科目に該当する場合は「○」を記入してください。なお，主要授業科目に該当するかどうかは，基幹教員の要件に関わるため，養成する人材像やディプロマ・ポリシー等との関係や整合性も考慮した上で設定してください。その際，設置基準上，授業科目は必修科目，選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ，各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置づけも勘案してください。大学院，専門職大学院及び高等専門学校に係る申請の場合は，「主要授業科目」の欄に記載せず，斜線を引いてください。

③ 「単位数」の欄について

ア 授業科目ごとに与える単位数について，必修科目，選択科目及び自由科目のうち該当する区分に入力してください。大学院において，研究指導を授業科目として設定しない場合は，「－」と記入してください。

「必修科目」…当該学科等の教育目的を達成するため，卒業要件として修得を必要としている科目。

「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し，修得単位を卒業要件に算入する科目。（選択必修科目を含む）

「自由科目」…単位認定できるが卒業要件に算入しない科目。

イ 「大学設置基準」第 32 条第 2 項ただし書に規定する授業時間制をとる場合，当該授業科目を履修する授業時間数を（ ）書きで記入してください。

④ 「授業形態」の欄には，各授業科目の授業形態について，講義，演習及び実験・実習のうち該当する区分に「○」を記入してください。実験及び実技については，実験・実習に区分してください。演習と実験など 2 以上の方法により授業を行う場合は，主たる形態以外の授業形態に「※」を付し「備考」の欄にその方法を記入してください。

⑤ 共同学科等を設置する場合（様式第 2 号（その 2 の 2））の「開設大学」の欄には，当該授業科目を開設する大学名を記載してください。

(3) 「**基幹教員等の配置**」の欄について

- ① 完成年度における状況を、授業科目ごとに、当該授業科目を担当する基幹教員及び助手の数について、1年間の延べ開講数を問わず実人数を記入してください。
- ② 同一の授業科目について同一の職位の教員が複数担当する場合（同一の授業科目について、複数の独立した専門分野ごとに分け、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式の場合、複数教員が共同で担当する場合、複数のクラスを設定する場合等）には、その合計人数を記入してください。
- ③ 小計は科目区分ごとの教員の実数、合計は教員全体の実数を記入してください。したがって、小計の積算と、合計欄の数字は一致しなくても構いません。

※大学設置基準等において、大学は、教育上主要と認める授業科目については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとされていることを踏まえた上で、基幹教員の配置は十分に検討してください。

※教員名簿〔教員の氏名等〕との整合性に留意してください。

(4) 「**学位又は称号**」「**学位**」の欄は、学位の名称（高等専門学校の場合は称号の名称）を記入してください。なお、基本計画書に記載する「学位」との整合性に留意してください。（学位に付記する専攻分野の名称については、設置の趣旨等を記載した書類の「(1) 大学、学部、学科等の設置の場合 ③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称」（本書 p.112）を参照してください。）

(5) 「**学位又は学科の分野**」「**学位の分野**」の欄は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち、当該申請等に係る学科等の教育内容に対応した学位の分野（高等専門学校は学科の分野）を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。なお、構成分野が複数にまたがるが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても主となる分野のみを記入してください。主となる分野が複数分野にまたがっている場合でも、原則としてそれらの分野を記入する必要がありますが、主となる学位の分野がどうしても特定できない学際領域である場合のみ、「学際領域」と記入してください。なお、基本計画書に記載する「学位の分野」との整合性に留意してください。

(6) 「**卒業・修了要件及び履修方法**」の欄には、卒業又は修了の要件及び履修方法（科目区分ごとの履修条件、コース選択に係る履修条件、選択必修科目の選択方法等）をできるだけ詳細に記入してください。

また、履修科目の登録の上限を設定している場合は上限単位数を記入してください。

なお、博士課程（前期）の設置等において、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験に代えて、博士論文研究基礎力審査を修了要件とする場合は、「卒業要件及び履修方法」の欄に、その旨を記載してください。

(7) 共同学科等を設置する場合（別記様式第 2 号（その 2 の 2））の「開設大学」及び「開設単位数（必修）」の欄には、開設大学ごとの開設単位数を記入し、（ ）書きで必修科目数を記入してください。

(8) 「授業期間等」の欄について

① 「1 学年の学期区分」は、1 年を何期に分けているか（例えば前期・後期なら 2 期）を記入してください。

② 「1 学期の授業期間」は、①の 1 学期が何週間にわたるかを記入してください。

③ 「1 時限の標準の授業時間」は、時間割上の標準の 1 時限が何分間で設定されているかを記入してください。

(9) その他

① 当該申請等において、標準の授業時間以外の授業時間を個別に設定して授業を行う場合は、当該授業科目の「備考」の欄に「標準外」と記入してください

② 当該申請等において「大学設置基準」第 25 条第 2 項、「専門職大学設置基準」第 18 条第 2 項、「短期大学設置基準」第 11 条第 2 項、「専門職短期大学設置基準」第 15 条第 2 項又は「高等専門学校設置基準」第 17 条の 2 第 1 項の方法による授業を行う場合は、当該授業科目の「備考」の欄に「メディア」と記入してください。

③ 通信教育の開設に係る申請等の場合は、下の表の左欄に掲げる「大学通信教育設置基準」（昭和 56 年文部省令第 33 号）第 3 条又は「短期大学通信教育設置基準」（昭和 57 年文部省令第 3 号）第 3 条に規定する授業の方法に応じて、当該授業科目の「備考」の欄にそれぞれ同表右欄に掲げる区分記号を記入してください。これらの授業方法を複数併用する場合は、併用する方法を全て記入してください。

授 業 の 方 法	区分記号
印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（専門職大学院に係る申請又は届出を除く）	印刷教材
主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（専門職大学院に係る申請又は届出を除く）	放送
「大学設置基準」第 25 条第 1 項、「専門職大学設置基準」第 18 条第 1 項、「短期大学設置基準」第 11 条第 1 項又は「専門職短期大学設置基準」第 15 条第 1 項の方法による授業	面接
「大学設置基準」第 25 条第 2 項、「専門職大学設置基準」第 18 条第 2 項、「短期大学設置基準」第 11 条第 2 項、専門職短期大学設置基準」第 15 条第 1 項又は「高等専門学校設置基準」第 17 条の 2 第 1 項の方法による授業	メディア

- ④ 2以上の校地で教育を行う場合は、別記様式第2号（その2の1）（又は別記様式第2号（その2の2））に加え、校地ごとの教育課程等の概要書類を作成して後ろに添付してください。その場合、様式の右上に校地の名称を記入してください。

注） 2以上の校地で教育を行う場合とは、申請等に係る学部等の教育を2以上の校地で行う場合のことをいい、例えば、申請に係るA学部の教育をa校地、b校地でそれぞれ行う場合を言います。一方で、既設のA学部、B学部の教育をa校地で、申請に係るC学部の教育をb校地のみで行う場合は、2以上の校地で教育を行う場合には該当しません。以下、設置の趣旨等を記載した書類や別記様式第3号（その2の1）又は別記様式第3号（その2の2）においても同様の考え方です（2以上の校地で教育を行う場合の具体的な事例については、「11 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況」（2）①を参照してください）。

- ⑤ 大学院に係る案件、通信教育課程の併設に係る案件及び届出設置に係る全案件については、設置する学科等の申請時点（3月末申請の場合は、「申請の翌年度の4月1日時点」）の教育課程等の概要と併せて、下の表の左欄に掲げる案件の内容に応じて、同表右欄に掲げる組織の教育課程等の概要を作成し添付してください。

案件の内容	作成・添付が必要な組織	
	認可申請の場合	設置届出の場合
大学院，大学院の研究科，研究科の専攻の設置（独立大学院を除く）	基礎となる学部等	左記「認可申請の場合」に添付するものに加えて、当該届出に係る学部等又は研究科等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等又は研究科等のうち、新設学部等の基礎となる全ての学部等又は研究科等 ※届出時の教育課程等の概要を作成してください。
研究科の専攻の課程の変更（博士後期課程の設置）	基礎となる修士課程（博士前期課程）及び学部等 ※独立大学院の場合は学部等不要	
既設の通学制の学部等で併せ行う通信教育課程の開設	併設する通学制の学部等	
既設の通信教育課程を併せ行う通学制の学部等の設置	併設する通信教育課程	
上記以外の案件	—	

- ⑥ 高等専門学校学科において、三十単位時間ではなく、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で単位時間を設定する授業科目については、「☆」を記入してください。

＜作成例＞

別記様式第2号（その2の1）

2以上の校地で教育を行う場合は、校地毎にも作成する。

丸乃山キャンパス

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教 育 課 程 等 の 概 要																
(法学部法学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外（助手を除く）の教員	
専門基礎科目	●●●●概論	1前	○	2			○			1	1					共同
	○○○概論（基）	1前	○	2			○			2						
	◇◇◇◇	1・2後			2		○							3		
	△△△論Ⅰ（基）	1・2前	○		2		○				1					隔年
	△△△論Ⅱ（応用）	1後～2前			2		○				1					
	△△△論Ⅲ（発展）	3前			2		○			1						
	×××論	2前			2		○								1	
	\$ \$ \$学	2前	○		2		○								1	
	% % %学	2前			2		○					1			1	
	# # #史	1・2後			2		○					1			1	
	* * *法	1・2後	○		2		○								2	
	◎ ◎ ◎法	2・3後			2		○								2	
	△ △ △史	1・2前			2		○									
	○○○概論	1・2後	○		2		○					1				
	○○○総論	1・2前	○		2		○									
	△ ▼ △論	1・2後			2		○			1		1				
	×××Ⅰ（基礎）	1・2前	○	2			○			1						
	×××Ⅱ（応用）	2・3後		2			○			2						
	■ ■ ■基礎演習	2後	○	2				○		2						
小計（19科目）				—	—	10	28	0	—	6	3	2	2		0	—
専門応用科目	○○○概論（応用）	3後		2			○			2						メディア メディア メディア
	■ ■ ■■論	2・3後	○	2			○			1	1					
	○○○法	2・3前	○		2		○				1					
	◇ ◇ ◇法	2・3前			2		○					1				
	◇ ◇ ◇史	3・4前			2		○						1			
	▼ ▼ ▼ ▼総論	3・4前							1							
	□ □ □学	3・4後														
	\$ \$ \$論	3・4後								1	1					
	▽ ▽ ▽学	3後								3						
	# # #学（応用）	4後								2	1					
	○○○研究	3後								3						
	×××研究	3後			2			○		2	1					
	□ □ □発展演習	4後	○		2			○		3						
	■ ■ ■発展演習	4後	○		2			○		2	1					
	◆ ◆ ◆発展演習	4後	○		2			○		3						
小計（15科目）				—	—	6	24	0	—	9	4	1	1		3	—
総合演習		3通	○	4				○		9	2					
卒業論文		4通	○	4				○		9	2					
小計（2科目）				—	—	8	0	0	—	9	4	0	0		0	—
合計（36科目）				—	—	○○	○○	○○	—	10	6	2	2		11	—
学位又は称号		学士（法律学）			学位又は学科の分野			法学関係								
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等						
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：44単位（年間）） なお、専門応用科目の選択科目のうち、○○○法、◇◇◇法、◇◇◇史から2単位を選択必修とする。										1学年の学期区分			2学期			
										1学期の授業期間			15週			
										1時限の授業の標準時間			90分			

教育課程等の概要（共同学科等）																			
（共同政治経済学部政治経済学科）																			
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考		
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 の教員 （助手を除く）			
○ ○ 科目	●●●●概論	1前	○	A大学	2			○			1						オムニバス		
	▼▼▼▼総論	1・2前	○	A大学	2			○			1								
	□□□学	1・2前		A大学	2			○								1			
	\$\$\$論	1・2後		A大学		2		○								3			
	□□論	1後～2前		C大学		2		○			1								
	△△△論Ⅰ（基礎）	3・4前	○	A大学	2			○								1			
	△△△論Ⅱ（応用）	3・4後		B大学	2			○			1								
	△△△論Ⅲ（発展）	3・4後		B大学		2		○				1							
	xxx論	3・4後		C大学		2		○								1			
	小計（9科目）	—			10	8	0	—			4	1	0	0		6			
△ △ 科目	▼▼▼▼総論	1・2前	○	B大学		2		○			1		1				メディア メディア		
	○○○概論	1・2後	○	C大学		2		○										1	
	○○○総論	1・2前	○	C大学		2		○			1		1						
	△▼△論	1・2後		B大学		2		○										1	
	□□□学	2・3前		C大学		2		○					1						
	\$\$\$論	2・3前		A大学		2		○			1	1							
	▽▽▽学	3・4前	○	C大学		2		○										1	
	###学（応用）	3・4前		A大学		2			○			1							
	小計（8科目）	—			0	16	0	—			3	2	2	0		3			
□ □ 科目	○○○概論	2・3前	○	A大学	2			○			1			1			オムニバス		
	■■■論	2・3前		B大学	2			○											
	○○○論	2・3後		B大学		2		○										1	
	■■■■論	2・3後	○	B大学		2		○				1							
	○○○法	3・4前		B大学		2		○										1	
	◇◇◇法	2・3後		C大学		2		○			1	1		1					
	小計（6科目）	—			4	8	0	—			2	2	0	2		2			
	△ △ 演習	###学（応用）	4後	○	B大学		2						1						
		○○○研究	3後	○	A大学		2							1					
		xxx研究	3後	○	A大学		2					1							
		□□□発展演習	3前	○	C大学	4				○			1						
		■■■発展演習	3後	○	A大学		4			○			1	1					
		◆◆◆発展演習1	4前	○	B大学		4			○		1							
		◆◆◆発展演習2	4後	○	B大学		4			○		1							
		小計（7科目）	—	—		0	22	0	—			3	4	1	0			0	
	合計（30科目）		—	—		○○	○○	○○	—			10	5	3	1			11	
学位又は称号		学士（政治経済学）			学位又は学科の分野			法学関係											
卒業・修了要件及び履修方法					開設大学	開設単位数（必修）			授業期間等										
必修科目20単位，専門基礎科目の選択科目から22単位，専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し，124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：44単位（年間）） なお，△△科目の選択科目のうち，△▼△論，□□□学から2単位を選択必修とする。					A大学	62(10)			1学年の学期区分				2期						
					B大学	62(4)			1学期の授業期間				15週						
					C大学	40(4)			1時限の授業の標準時間				90分						

9 授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1），別記様式第2号（その3の2），別記様式第2号（その3の3））・シラバス（授業計画）

この書類には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する全ての授業科目（一般教養科目（全学共通，学部共通科目を含む。）についても記載してください）及び研究指導の内容を記入してください。

共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、全体の授業科目の概要を別記様式第2号（その3の2）で作成し、併せて、全ての構成大学ごとに別記様式第2号（その3の1）を作成してください。

- (1) 「科目区分」及び「授業科目の名称」の項の記載順序は、「教育課程等の概要」（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））の記載順序と整合させてください。

当該申請に係る研究科等において研究指導を授業科目とし設定しない場合は、「授業科目の名称」欄に「（研究指導）」と記入してください。

（科目区分を2つ以上設ける場合には、適宜，行を増やしてください。）

- (2) 共同学科等を設置する場合（別記様式第2号（その3の2））の「開設大学」の項は、当該授業科目を開設する大学名を記入してください。

- (3) 「主要授業科目」の項について

授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入してください。なお、大学院，専門職大学院及び高等専門学校に係る申請の場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引いてください。

- (4) 「講義等の内容」の項について

- ① 当該授業科目の授業形態，目標，授業計画等の概要を200～400字程度を目安として記入してください。

- ② 同一の授業科目について、複数の独立した専門分野ごとに、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式や複数の教員が共同で異なる役割を担当する場合、複数名の教員が持ち回りで隔年にて担当する場合には、当該授業科目の全体の概要とともに、教員ごとの氏名，担当する回数（時期）及び内容等を記入してください。また、教員名の前には調書番号（本書 p.155 参照）を記入してください。

※教員の氏名を記入する際、旧姓等の通称名を使用している教員については、通称名のみの記入で構いません（（ ）書きでの本名の併記は不要です）。

- ③ 大学院に係る申請において、研究指導に関する科目を一つの授業科目として設定し複数の教員が担当することとする場合は、各教員の研究指導する専門領域や研究テーマの概要を教員ごとに記入するとともに、教員名の前に調書番号を記入してください。

※授業科目名として「英語Ⅰ（基礎）」，「英語Ⅱ（応用）」などナンバー表示や（ ）書き表示が付されている場合は、それぞれ独立した授業科目となりますので、科目ごとに枠を設

けてそれぞれの講義等の内容を記入してください。

※この書類に記載された講義等の内容に基づいて教員審査を行います。記載が不十分であったり内容が不正確であったりすると、正確な審査が行えず、判定を保留とすることがありますので、作成に当たっては講義や研究指導の内容が正確に理解できるものとなるよう留意してください。

(5) 隔年に開講する授業科目、複数の独立した専門分野ごとに、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式による授業科目、複数の教員が共同で担当する授業科目、複数名の教員が持ち回りで隔年に担当する授業科目の場合には、その旨（「隔年」、「オムニバス方式」、「共同」、「分担」の別）を「備考」の欄に記入してください。

(6) 演習と実験など二つ以上の方法で授業を行う場合、それぞれの授業時間数を「備考」の欄に記入して下さい。

(7) 授業の全てを外国語で行う場合は、講義等の内容を当該外国語で記入しても構いませんが、その場合は和訳を併記してください。なお、外国語で記入した部分については、上記(3)で示した文字数の目安の範囲外とします（和訳の部分を上記文字数の目安の範囲内で作成してください）。

(8) 高等専門学校を学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入してください。

(9) 「シラバス（授業計画）」について

学部、短期大学の学科、学部の学科に係る申請の場合、主要授業科目及び「教員の氏名等」（別記様式第3号（その2の1））に記載の各基幹教員が担当する全ての授業科目について、「大学設置基準」第25条の2に規定するシラバスを添付してください。

大学院、研究科、研究科の専攻に係る申請（専門職大学院を含む）の場合には、全ての授業科目について、「大学院設置基準」第14条の2、「専門職大学院設置基準」第10条に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。

上記いずれの場合も、科目の順序は「教育課程等の概要」の記載順序に準拠してください。また、冒頭に目次を付してください。

様式は任意ですが、学生に実際に示す様式内容を添付してください。なお、学生の計画的な学修に資するよう、授業の概要、到達目標、各回の授業内容や成績評価基準等はできるだけ具体的かつ明確に記載にするとともに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと整合するよう留意してください。

開設後、学年進行中（完成年度を迎えるまで）に担当教員の変更や追加を計画している場合には、年度ごとに担当教員を書き分けるなど、担当教員の変更が分かるように作成してください。その際、授業科目の概要や教員名簿等の他の申請書類との整合性に留意してください。

成績評価の基準については、上記に示す大学設置基準等に照らして、客観性及び厳格性に疑義がある記載（例：「平常点」や「出席点」など）がないかを必ず点検してください。

【大学院の研究指導科目の例】

[illegible]

別記様式第2号（その3の2）

授 業 科 目 の 概 要 （ 共 同 学 科 等 ）						
(共同〇〇学部〇〇学科等)						
科目 区分		開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
		A大学	社会学概論	○	oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o。 (2 □△ 次郎) ooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooo (2 ○● 真木) ooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooo	共同
		A大学	△△△△△	(概要) ○○ oooooooo oooooooo oooooooo oooooooo oooooo o . . . 。 (オムニバス方式／全15回) (5 ◎◎ 太郎／8回) ooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o。 (7 ▽▽ ▽恵／7回) ooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o。 (5 ◎木 ◎郎／8回) ooooo oooooooo ooo o . . . 。 (7 ▽▽ ▽子・10 □□紘□／7回) (共同) oooooo oooooooo oooooooo ooo o . . . 。	(概要) ○oooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o 。 (オムニバス方式／全15回) (5 ◎◎ 太郎／8回) ooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o。 (7 ▽▽ ▽恵／7回) ooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo o。	オムニバス方式
		B大学	English II	(英文) ○○ oooooooo oooooooo oooooooo ○○ (和訳) ○○ oooooooo oooooooo ○○ o . . . 。	(英文) ooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooo (和訳) ooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooooooooooo oooooooooooooooooooooooooooo。	
		C大学	□□□演習		ooooooooooooooooooooooooooooooooooooo oo oo oo oo oooooooo。	隔年

10 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

(別記様式第2号・別添3)

この書類には、申請等に係る学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合（サテライトキャンパスなど申請に係る学部等又は研究科等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む）に、校地ごとの教員組織、施設・設備等の内容を記入してください。

※ 「2以上の校地で教育を行う場合」とは、申請等に係る学部等の教育を2以上の校地で行う場合のことをいい、例えば、申請に係るA学部の教育をa校地、b校地でそれぞれ行う場合を言います。

一方で、申請に係るA学部の教育をa校地で、既設のB学部の教育をb校地で行う場合は、2以上の校地で教育を行う場合には該当しません。また、申請に係るA学部の教育をa校地で、既設のB学部の教育をa校地及びb校地で行う場合も該当しません。

収容定員に係る学則変更については、収容定員変更を行う学部・学科等（通信教育課程を除く。）の教育研究を2以上の校地において行う場合にはこの書類を作成してください。

なお、通信教育課程の開設については、この書類の作成は不要です。

(1) 「学部」及び「校地」の欄について

① 「学部」の欄には、申請に係る学部等の名称を全て記入してください。その他の学部等については、申請に係る学部等の次の列に「既設学部等」の欄を設けてください。なお、学部設置の場合には学部・学科のみ、大学院設置の場合には大学院のみを記入してください。

また、当該申請又は届出の前に、既に認可申請又は届出がされている未開設学部等がある場合は、既設学部等に含めてください。

② 「校地」の欄には、校地名称を校地ごとに記入してください。なお、校地名称は、別記様式第2号（その2の1）又は（その2の2）及び別記様式第3号（その2の1）又は（その2の2）でも必要となりますので名称を統一して記入してください。

(2) 「最大受入定員」、「収容定員」、「在学者数」、「基幹教員」、「校地面積・校舎面積」及び「区分」の欄について

① 「最大受入定員」の欄には、学部・学科等ごと校地ごとの数値を記入してください。具体的には大きく以下のケースに分けられますのでこれを参考に記入してください。

ア 学部等ごとに教育研究を行う校地が分かれており、申請等に係る各学部が各校地で4年間の教育を完結して行う場合（複数学部を有する大学新設又は複数学科の同時設置等のケース）

学生が校地間を往来しないことから、校地欄に学部・学科等ごとの収容定員数を記入してください。

（例：A校地 200人（A学部A学科） B校地 200人（B学部B学科） 収容定員 400人）

イ 法令上の組織の最小単位である学部の学科等が、コースの設定等により更に区分されている場合であって、当該各コースの選択により教育研究を行う校地が分かれる場合（コース別）

（例：A校地 200人 B校地 200人 収容定員 400人）

ウ 一つの学部等が2以上の校地に分かれて同一の教育内容を実施し、各校地で4年間の教育を完結して行う場合（いわゆるキャンパス選択型）

それぞれの校地で受け入れる学生定員の上限が決まっている場合はその数値を、収容定員相当の学生を受け入れることが可能な場合には収容定員と一致するよう記載してください。

(例：A校地 300人 B校地 200人 C校地 300人 収容定員 400人)

エ 学年ごとに教育研究を行う校地が分かれる場合 (A校地では1年生の教養教育, B校地では2～4年生の専門教育)

それぞれの校地に入学定員と同数の学生を受け入れることから、それぞれの校地に受入人数 (入学定員×学年数) を記入してください。

(例：A校地 100人 B校地 300人 収容定員 400人)

オ 一部の科目あるいは決められた曜日のみ別校地で教育研究を行う場合
想定される履修者数等をベースに記入してください。

(例：4年生のゼミ科目をB校地で行う場合：A校地 400人 B校地 100人 収容定員 400人)

② 「収容定員」の欄には、学部・学科等ごと校地ごとの収容定員数を記入してください。なお、校地ごとの収容定員数を定めていない場合には、その旨が明確となるよう「設定なし」と記載してください。

③ 「在学者数」の欄には、学部・学科等ごと校地ごとの実際の在学者数を記入して下さい。
(収容定員に係る学則変更の場合のみ記入。学部等の設置認可申請の場合は「-」を記入。)

④ 「基幹教員」の欄には、学部・学科等ごと校地ごとの基幹教員数を記入してください。この場合、授業を担当する校地に着目して基幹教員数に算入してください。例えば、研究はA校地のみ、授業はB校地のみで行う場合には、当該教員はB校地の基幹教員にカウントしてください。開設時の基幹教員数を()内に、()外には学年進行終了時(完成年度)の数値を記入してください。同一の基幹教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、備考欄に内訳を記入してください。

⑤ 「校地面積・校舎面積」の欄には、校地ごとの面積を記入してください。開設時の数値を()内に、()外には学年進行終了時(完成年度)の数値を記入してください。

⑥ 「区分」の欄には、①のケースを参考に、以下のいずれかを選択して下さい。

ア 「各校地で4年間の教育を完結して行う場合」

イ 「コース別に校地の設定がされている場合」

ウ 「キャンパス選択型の場合」

エ 「学年ごとに教育研究を行う校地が分かれる場合」

オ 「一部のみ別校地で教育研究を行う場合」

カ その他の場合 (上記ア～オのいずれかの組合せの場合を含む)

(3) 「学部及び校地ごとにおける教育内容」及び「備考」の欄について

① 「学部及び校地ごとにおける教育内容」の欄には、学部・学科等ごとに各校地で実施する教育内容を、作成例を参考に記入してください。なお、「既設の学部学科」の欄の記載の必要はありません。

② 「備考」の欄には、(2)④やその他特記事項がある場合に記入してください。

(4) 「施設・設備等」の欄について

- ① 施設・設備等に列挙した項目について、各校地全体（既設の学部等の施設・設備等を含む。）の数値等を記入してください。
- ② 「事務職員」については、専属の事務職員数を記入してください。
- ③ 「研究室」について、基幹教員に個室が割り当てられていない場合には、備考欄に具体の研究室の振り分けを記載してください。
- ④ 「図書館」について、校地間で転送サービス等、学生の利便を考慮した利用方策があればその旨記載してください。
- ⑤ 「スポーツ施設」の「備考」の欄について、「有」の場合には、それぞれの施設の所在地、面積を記載してください。

<作成例>

別記様式第2号・別添3

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

											区分		学年ごとに教育研究を行う校地が分かれるもの					
学部	A校地					B校地					C校地					学部及び校地ごとにおける教育内容	備考	
	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積			
A学部A学科	……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		1～2年次はA校地で教養教育を実施, 3～4年次はB校地で専門教育を実施, 一部の実習等に関する教育のみC校地で実施。	A校地とB校地のそれぞれで授業を担当する教員は2名。	
B学部B学科	……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		一人	一人	一人	一人 (一人)				
既設の学部学科	……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)				
計	……人	……人	……人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡(㎡)	……人	……人	……人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡(㎡)	……人	……人	……人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡(㎡)			

※収容定員欄には、収容定員の設定がされていない場合は、「設定なし」と記載すること。
※基幹教員欄、校舎面積欄の()は開設時, ()外は完成時の数値を記載すること。
※基幹教員数について、同一の基幹教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、ダブルカウントする教員の内訳を備考欄に記載すること。

施設・設備等		A校地	B校地	C校地	備考
学長室		…室	…室	…室	
会議室		…室	…室	…室	
事務室		…室	…室	…室	
事務職員		…人	…人	…人	
研究室		…室	…室	…室	A校地については、共同研究室（1室・6人）と6名分の個室6室が整備されている。
教室		…室	…室	…室	
図書館		…冊	…冊	…冊	(学生の利便を考慮した図書利用方策があれば記載すること)
図書館職員		…人	…人	…人	
医務室		…室	…室	…室	
スポーツ施設		有・無	有・無	有・無	

※2以上の校地で教育を行うことを前提とした申請についてのみ本様式の記載を求めるものです。
※研究室が常勤の教員1人当たり1室でない場合には、備考欄に、研究室の利用形態を記述すること。

<作成例>

別記様式第2号・別添3

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

											区分	キャンパス選択型					
学部	A校地					B校地					C校地					学部及び校地ごとにおける教育内容	備考
	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積		
C学部C学科	……人	設定なし	……人	…人 (…人)		一人	一人	一人	一人 (一人)		……人	設定なし	……人	…人 (…人)		A校地で学修するかC校地で学修するかを 学生に選択させ、それぞれの校地で1～4年 次にわたる教育を実施。	
既設の学部学科	……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)			
計	……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)		……人	……人	……人	…人 (…人)	○○㎡ ○○㎡(㎡)		

※収容定員欄には、収容定員の設定がされていない場合は、「設定なし」と記載すること。
※基幹教員欄、校舎面積欄の()は開設時、()外は完成時の数値を記載すること。
※基幹教員数について、同一の基幹教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、ダブルカウントする教員の内訳を備考欄に記載すること。

施設・設備等	A校地	B校地	C校地	備考
学長室	…室	…室	…室	
会議室	…室	…室	…室	
事務室	…室	…室	…室	
事務職員	…人	…人	…人	
研究室	…室	…室	…室	A校地については、共同研究室（1室・6人）と6名分の個室6室が整備されている。
教室	…室	…室	…室	
図書館	…冊	…冊	…冊	(学生の利便を考慮した図書利用方策があれば記載すること)
図書館職員	…人	…人	…人	
医務室	…室	…室	…室	
スポーツ施設	有・無	有・無	有・無	

※2以上の校地で教育を行うことを前提とした申請についてののみ本様式の記載を求めるものです。
※研究室が常勤の教員1人当たり1室でない場合には、備考欄に、研究室の利用形態を記述すること。

11 2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 (別記様式第2号・別添4)

この書類は、申請等に係る学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合（サテライトキャンパスなど当該学部等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む。）に、校地を移動する基幹教員に関して、校地ごとの勤務状況を記入してください。

また、収容定員に係る学則変更についても、収容定員変更を行う学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合にはこの書類を作成してください。

なお、通信教育課程の開設については、この書類の作成は不要です。

- (1) 申請等に係る学部等の基幹教員についてのみ作成してください。
- (2) 「学部等名称」の欄には、申請等に係る学部・学科等の名称を記入してください。
- (3) 「番号」の欄には、申請書の調書番号を記入してください。なお、収容定員に係る学則変更の場合は、学科等ごとに教員を職位順（教授、准教授、講師、助教の順）に並べ、学科等ごとに1つの通し番号を割り当ててください。
- (4) 「年齢」の欄には、当該申請等に係る学部等の就任時における満年齢を記入してください。収容定員に係る学則変更の場合は、変更する年度における満年齢を記入してください。
- (5) 「所属する校地」の欄には、当該基幹教員が教育研究を行う拠点となる校地（例えば、研究室が置かれている校地）を記入してください。
- (6) 「勤務状況」の欄には、各校地の週当たりの勤務日数（正確に分からなければ目安となる勤務日数）を記入し、その下に校地ごとの具体的な勤務実態を記入してください。勤務実態については、校地ごとの授業担当科目、教授会やFD委員会等管理運営への参画状況、研究室における研究活動状況、オフィスアワーの設定状況、学習相談、進路指導などを記入してください。

<作成例>

別記様式第2号・別添4

2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況

学部等名称	番号	氏名	年齢	所属する校地	勤務状況
A学部 A学科	1	〇〇 〇〇	〇〇	A校地	A校地：〇日／週 B校地：〇日／週 主にA校地で担当授業科目（〇〇論、〇〇研究、〇〇演習）の教育、教授会等管理運営への参画、研究室における研究活動、オフィスアワーの設定を行い、B校地には担当授業科目（〇〇論）の教育のみ行う。

12 校地校舎等の図面

申請等に係る学部等又は研究科等（収容定員に係る認可申請等の場合は、定員変更を行う学科等）について、以下の(1)～(4)の図面をこの順に並べて添付してください。

（申請等に係らない学部等の図面は不要ですが、大学設置基準等において必ず備えることとされている施設等（図書館、医務室、事務室など）が当該申請等に係る学部等の図面に含まれていない場合は、それらの施設を置く他の校舎等の図面を併せて添付してください。）

2 以上の校地等に分かれている場合（サテライトキャンパスなど申請に係る学部等又は研究科等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む。）はそのそれぞれについて以下の書類を作成してください。

(1) 都道府県内における位置関係の図面

（2 以上の校地等に分かれている場合は、それぞれの位置関係が分かるもの）

(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

(3) 校舎、運動場等の配置図（完成年度のもの）

- ・ 当該申請等に係る学部等又は研究科等が使用する校舎等を色で塗り分けるなどして明確に示してください。また、大学、短期大学、専修学校等が共用する場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。
- ・ キャンパスごとの校地・校舎面積を記入してください。その際、校地面積に算入している部分が分かるように色で塗り分けるなどしてください。

(4) 校舎の平面図（完成年度のもの）

- ・ 申請等時に校地又は校舎が未整備の場合には、造成、整地又は建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについてはその工事計画を平面図の最後に添付してください（実地審査において確認する場合があります）。
- ・ 施設ごと（例えば教室、研究室、図書館など）の面積を記入してください。
- ・ 当該申請等に係る学部等又は研究科等が使用する部分を色で塗り分けるなどして明確に示してください。（当該申請等に係る学部等が専用で使用する部分と他学部等と共用で使用する部分がある場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。）また、大学、短期大学、専修学校等が共用する場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。
- ・ 2 以上の校地等を有し、かつ、校地間を学生又は教員が移動する場合には、それぞれの距離、移動時間、交通手段を図面上に記載してください。
- ・ 通信教育課程の場合は、「大学通信教育設置基準」第9条に規定される「通信教育関係施設」の図面及び面接授業を行うための施設の詳細な図面を添付してください。
- ・ 原則として A4 サイズで作成していただきますが、文字が潰れるなど見えにくくなる場合は、必要に応じて A3 折り込み形式で作成していただいても構いません。

13 学則

次の 3 点を添付してください。ただし、大学新設の場合は(1)のみ添付してください。また、大学院や研究科、専攻の設置又は課程の変更の認可申請又は届出の場合であって、大学院の学則を別に定めている場合には、大学の学則案に加えて大学院の学則案を併せて添付してください。

- (1) 学則案の全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

※ 同一年度に設置する複数の学部等又は研究科等の認可申請（3 月末）と届出（4 月～12 月）を行う場合、認可申請書及び設置届出書には以下の内容の学則案を添付してください。

- ・認可申請書・・・当該認可申請に係る学部等又は研究科等のみを加えた学則案
 - ・設置届出書・・・認可申請中の学部等又は研究科等が認可前の場合は当該届出の学部等又は研究科等のみを加えた学則案，認可後に届出を行う場合は認可された学部等又は研究科等と当該届出に係る学部等又は研究科等の両方を加えた学則案
-
- ・通学制の学部において、一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合、卒業要件において、「大学設置基準」第 32 条第 5 項の制限がかかってくるため、メディアを利用して授業を行うことを学則やその他の履修規程で明示してください。学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。学則上の記載に当たっては、「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q1-7（本書 p.384）を参照してください。
 - ・夜間教育を行う専攻については、「大学院設置基準」第 2 条の 2 や第 14 条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記した上、通知 5①ケ（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則上の記載に当たっては、「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q5-2（本書 p.404）を参照してください。
 - ・学則上「別に定める」等としているものについては、審査の過程において資料の提出を求める場合があります。

14 教授会規程

- ・学校教育法上に規定する、教授会に関する規程を添付してください。**大学新設の場合は「教授会規程（案）」としてください。**また、学部等の設置の場合でも、当該申請に関連して規程の変更を予定している場合は「案」のもので結構です。
- ・大学院等の設置の場合で、教授会以外の組織（研究科委員会等）を設置する場合は、当該組織の規程を添付してください。
- ・教授会を、教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織する場合であって、それらの

組織において学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める事項を審議し意見を述べるものとする場合、当該組織に関する規程を併せて添付して下さい。その際、各組織において審議し学長等に意見を述べる事項が明確に規定されていることなど、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」（平成 26 年 8 月 29 日付け文部科学省高等教育局長通知）の留意事項に留意してください。

15 当該申請についての意思の決定を証する書類〔理事会等の議事録等〕

- ・当該申請等に係る最終的な意思の決定を証する書類（理事会等の議事録又は決議録等）を添付してください。
- ・公立大学の場合、議会において議決された予算書や設置を決定したりん議書等でも構いません。
- ・当該申請等に伴って、学内や同一設置者内の他大学等の学部等又は研究科等の廃止や収容定員変更（減少）を行う場合は、これらに係る意思の決定を証する書類も添付してください。
- ・共同学科等を設置する場合は、当該共同学科等で実施する共同教育課程の構成大学間の協定書を添付してください。様式は任意ですが、以下の①～⑨の協定内容が記載されているものとなります。
 - ①大学ごとの収容定員
 - ②教員の配置
 - ③教育研究の内容
 - ④業務運営
 - ⑤経費の配分
 - ⑥学生に対する責任
 - ⑦授業料等の取扱い
 - ⑧共同実施の終了の際の手続
 - ⑨その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針

- ※ 法令や内部規則上の必要な手続を経ていない場合は、重大な瑕疵がある申請として取扱い、その結果として認可申請を不可とする可能性もありますので、十分注意してください。
- ※ 構造改革特別区域法に基づく特例や、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律に基づく例外又は経過措置等の適用を受ける場合も、必要な手続きを経る必要がありますので、十分注意してください。
- ※ 議事録については、原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明いただいたものの写し（公印不要）を添付してください。

16 設置の趣旨等を記載した書類

(作成上の留意点)

- ・申請又は届出の内容に応じて、次々ページ以降の(1)～(6)について記載してください。
- ・(1)～(6)で示している項目立てで作成してください(ただし、該当のない項目については、項目名の記載は不要です。その際は項目番号を繰り上げて作成してください)。
- ・全体を通じて、説明はポイントを押さえて分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・各項目の【 】は、各項目に係る主な関係法令を示していますので、それらの規定に沿い、各要件を満たした構想、計画、方法、取扱い等であることを詳細かつ具体的に説明するとともに、要点は明瞭となるよう留意してください。
- ・各項目の記載内容が他の書類の内容と整合するように留意してください。
- ・各項目を説明する上で必要な図表等の資料については必要最小限とし、原則として本文の最後にまとめて添付してください。その際、各資料をしおり(資料 1, 資料 2・・・)で整理し、資料の冒頭に資料目次を付けてください(目次ページにも「資料目次」としおりを付けてください)。また、本文中には【資料 1】、【資料 2】というように、本文と資料の関連が分かるような記載をしてください。
- ・設置の趣旨や人材需要を説明するに当たり、行政や学会、団体等の提言、計画や報告書等を添付する際には、要点が明瞭となるよう本文に必要な部分のみ抜粋して記載(欄外に出典及び掲載 URL 等を注記)するか、参考資料に添付する場合であっても、説明に関係する必要な部分のみを抜粋して添付してください。的確かつ効率的な審査の観点から、報告書等全体をそのまま添付することのないようにしてください。
- ・学校法人や大学等の沿革やこれまでの実績については、設置の趣旨を説明する上で必要な場合のみ記載してください。また、説明する場合は、今回の申請に係る範囲のみを簡潔に記載してください。
- ・説明上でアンケート等の結果を引用する際には、添付資料として調査要項等を添付いただくとともに、明瞭かつ簡潔な資料としてください。
- ・記載のない事項については、計画していないものと判断しますので、十分注意してください。
- ・教育課程等特例認定大学等にあつては、新設学科等又は既設学科等を問わず、「特例認定を受けた学科等」「特例対象規定」「認定期間」が分かる書類(認定書等)を資料として添付するとともに、新設学科等が先導的な教育を行う学科である場合は、当該先導的な教育の実施内容について、該当する項目において記載してください。
- ・この書類の冒頭には、目次を付けてください。

(目次の作成例：大学の場合)

目次

① 設置の趣旨及び必要性	・・・p.2
② 学部・学科等の特色	・・・p.○
③ 学部・学科等の名称及び学位の名称	・・・p.○
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p.○
⑤ 教育方法，履修指導方法及び卒業要件	・・・p.○
⑥ 実習の具体的計画	・・・p.○
⑦ 入学者選抜の概要	・・・p.○
⑧ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	・・・p.○
⑨ 施設，設備等の整備計画	・・・p.○
⑩ 管理運営	・・・p.○
⑪ 自己点検・評価	・・・p.○
⑫ 情報の公表	・・・p.○
⑬ 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	・・・p.○
⑭ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	・・・p.○

※ 左記の例は，該当のない項目があるものとして，一部の項目の記載が省略されている例です。該当のない項目がある場合は，左記の例のとおり番号を空けずに順次繰り上げる形で作成してください。

※ 左記の例では項目番号を「①②③・・・」としておりますが，これ以外の番号・記号等で整理していただいても差し支えありません。

(1) 大学、学部、学科等の設置の場合

① 設置の趣旨及び必要性

【学校教育法第 83 条、第 91 条、第 103 条、第 108 条、学校教育法施行規則第 165 条の 2、第 172 条の 2、大学設置基準第 2 条、第 2 章（第 3 条～第 6 条）、第 7 条第 5 項、第 43 条、専門職大学設置基準第 2 条、第 2 章（第 4 条～第 7 条）、第 55 条、短期大学設置基準第 2 条、第 3 条、第 36 条、専門職短期大学設置基準第 2 条、第 4 条、第 52 条、高等専門学校設置基準第 3 条、第 4 条】

- ・開設時期や所在地の地域特性，社会的な背景の観点から，大学等を設置する理由・必要性を説明してください。
- ・学校法人や大学等の沿革について積極的に説明していただく必要はありません。説明する場合は今回の申請に関係する範囲のみを簡潔に記載してください。
- ・新設する学部等において，どのような人材を養成するのか（養成する人材像）を記載してください。
- ・卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を記載するとともに，養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性について明確に説明してください。その上で，それを分かりやすく示すために図や表を用いた資料を作成してください（カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性については，カリキュラムマップ等を用いてお示しいただいても結構です。）。

※ディプロマ・ポリシーは，新設する学部等の教育理念に基づき，どのような力を身に付けた者に卒業を認定し，学位を授与するのかを定める基本的な方針であり，学生の学修成果の目標ともなるものであることに留意して具体的に作成してください。

※カリキュラム・ポリシーは，ディプロマ・ポリシーの達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方法を実施し，学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針であることに留意して具体的に作成してください。

※アドミッション・ポリシーは各大学，学部・学科等の教育理念，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ，どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり，受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すものであることに留意して作成してください。なお，アドミッション・ポリシーに定める資質・能力等の全てを，大学入学者選抜において全ての入学志願者に対して問わない場合であっても，当該資質・能力等のうち，大学において中核的と考えるものについては全ての入学志願者について評価・判定することを原則とする必要があるため，御留意ください。また，中核的な資質・能力等以外について，選抜区分ごとにそれぞれ異なる比重で評価・判定すること等を通じて，学位プログラムに属する学生全体として，アドミッション・ポリシーに定める資質・能力等を備えている学生が含まれているという状況が確保できるようにすることが求められますので，これらを踏まえた入学者選抜等が適切に実施される計画となっていること等について十分に留意して作成してください。

※3つのポリシーの考え方や留意事項等の詳細については，「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー），「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会 以下「ガイドライン」という。）を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm

- ・組織として研究対象とする中心的な学問分野（複数可）を明記してください。独自色が強く、一般的な学問分野ではない場合には、当該学問分野について、学術的な裏付けや国際的通用性が確保されるものであるかを明確に説明してください。
- ・教育研究上の数量的・具体的な到達目標等があれば記載してください。
- ・既に短期大学や専門学校等を設置している者が、その組織を基に同分野の大学（4 年制）を設置する場合は、短期大学等との違いについて明記してください（人材養成の目的、教育課程、教員組織においても同様の違いを説明してください）。また、既設の短期大学等の計画（学校の廃止、一部学科等の廃止等）を明記してください。
- ・『大学院のみを置く大学（大学院大学）』の場合、学校教育法第 103 条の趣旨に鑑み、学部を置くことなく、大学院大学を設置することについて、教育研究上における特別の必要があることを具体的データ等の根拠を基に説明し、さらに、学校教育法第 103 条の「大学とすることができる」ことに関して、「大学であること」を具体的にどのような形で担保するのか説明してください。
- ・共同学科を設置する場合、複数の大学で共同教育課程を実施する教育上の必要性を説明してください。
- ・設置しようとする大学・学部・学科等に関連する専攻科や別科がある場合は、その概要や設置の意義・目的、学部・学科等との関係について簡潔に記載してください。
- ・教育課程等の特例制度の認定を受けた大学については、認定を受けた学部等ごとの特例対象規定、認定期間及びその内容について記載してください。なお、「特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項」は、学則等で定め公表する必要があるため、提出書類における記載や説明において遺漏のないよう留意してください。

② 学部・学科等の特色

【学校教育法第 83 条、第 108 条、大学設置基準第 2 章（第 3 条～第 6 条）、専門職大学設置基準第 2 章（第 4 条～第 7 条）、短期大学設置基準第 3 条、専門職短期大学設置基準第 4 条、高等専門学校設置基準第 3 条】

- ・設置しようとする学部、学科等がどのような役割・機能を重点的に担い、強みや特色としていく計画であるのか記載してください。
- ・新設・改編等をしようとする学部・学科等を設置することにより、その上位組織である大学、学部等の特色等に変更が生じる場合は、新設・改編等をしようとする組織とその上位組織との関連性を説明した上で、組織全体としてどのような特色としていく計画であるのかを説明してください。

③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

【大学設置基準第 40 条の 4、専門職大学設置基準第 54 条、短期大学設置基準第 34 条、専門職短期大学設置基準第 51 条、高等専門学校設置基準第 27 条の 4、学位規則第 10 条】

- ・当該名称とする理由について、設置の趣旨、教育課程等を踏まえ説明してください。なお、大学や短期大学、専門職大学等の名称については、原則として申請者の広い裁量が認められるものですが、当該名称に教育研究の内容が含まれる場合、大学等が行う教育研究の内容を適切に表現したものであることが求められることに留意してください。
- ・学位に付記する専攻分野の名称について、当該名称とする理由について、教育課程、教育研究分野等を踏まえ説明してください。一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、

当該専攻分野について、学術的な裏付けや国際的な通用性が確保されるものであるかを明確に説明してください。なお、学位に付記する専攻分野の名称については、日本学術会議でとりまとめられた「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」を参照のこと。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140917.pdf>

- ・「大学新設」の場合、大学名についても、当該名称とした理由を説明してください。
- ・いずれの名称についても、日本語名称との整合性や、国際的な通用性に留意の上、英訳名称を記載してください。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

【学校教育法第 83 条、第 108 条、学校教育法施行規則第 163 条、第 165 条の 2、大学設置基準第 8 条、第 19 条～第 23 条、第 43 条第 1 項、専門職大学設置基準第 9 条、第 12 条～第 16 条、第 32 条、第 55 条第 1 項、短期大学設置基準第 5 条～第 9 条、第 20 条の 2、第 36 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 6 条、第 9 条～第 13 条、第 29 条、第 52 条第 1 項、高等専門学校設置基準第 15 条～第 17 条】

- ・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、教育課程の編成の体系性について具体的に説明してください。その際、カリキュラム・ポリシーの各項目と教育課程（各授業科目）が整合していることを明確に説明してください。
- ・教育課程の編成の体系性については、科目区分の設定及びその理由、各科目区分の科目構成とその理由、上記①及び②に示された趣旨等を実現するための科目の対応関係、必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由、履修順序（配当年次）の考え方、科目の設定単位数の考え方等について詳細に説明してください。

特に、複数の履修体系を設ける計画のために「選択科目」を多く設定している場合などにおいては、教育課程の体系性を担保できる卒業・修了要件及び履修方法が設定されているか留意してください。・学年の始期を 4 月以外に設定する場合は、学年が 1 年間となるように具体的なスケジュールを明示し、教育課程が体系的に編成されていることを説明してください。

- ・年に複数回の学生受入れを計画している場合（4 月入学と 10 月入学など）、入学時期による定員設定の有無、教育課程の体系性の確保、教員の負担など、十分な教育体制が整えられていることを説明してください。その際、授業科目の配置を時間割表などで明示してください。（春入学者用と秋入学者用の時間割を作成する等）
- ・共同学科を設置する場合、自大学の開設科目のみではなく、他の構成大学の開設科目を含む共同教育課程全体について上記の項目を説明してください。
- ・主要授業科目について、養成する人材像及び 3 つのポリシーを踏まえた上で、当該授業科目を主要授業科目として設定する考え方について説明してください。
- ・単位時間数について、当該授業による教育効果や時間外学修を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で一単位として設定する際の一単位時間の設定の考え方について説明してください。また、それ以外の時間を設定する場合には、科目ごとにその理由及び教育効果や時間外学修が担保されていることについて説明してください。
- ・一年間の授業期間や各授業科目の授業期間について、十分な教育効果を確保することができる設定となっていることについて、その考え方を説明してください。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

【大学設置基準第 24 条～第 25 条の 2、第 27 条の 2～第 30 条の 2、第 32 条～第 33 条、第 45 条、専門職大学設置基準第 17 条～第 19 条、第 23 条～第 27 条、第 29 条、第 57 条、短期大学設置

基準第 10 条～第 11 条の 2、第 13 条の 2～第 16 条の 2、第 18 条～第 19 条、第 38 条、専門職短期大学設置基準第 14 条～第 16 条、第 20 条～第 24 条、第 26 条～第 27 条、第 54 条、高等専門学校設置基準第 5 条、第 17 条の 2～第 17 条の 3、第 18 条～第 20 条】

- ・上記④を踏まえて、教育課程について、授業の内容に応じた授業の方法をどのように設定するのか、また授業方法に適した学生数をどのように設定するのか、配当年次をどのように設定するのか等について詳細に説明してください。
- ・卒業要件については、科目区分ごとに必修、選択必修、選択等の科目数、単位数について、「教育課程等の概要」で記載した内容に関して、その考え方等について記載してください。その上で、設定する卒業要件が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び教育課程（各授業科目）の対応関係を踏まえて適切であることについて具体的に説明してください。なお、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目がある場合、設定する卒業要件とその考え方等について説明してください。
- ・履修モデルを添付してください。履修モデルは、養成する具体的な人材像に対応したものごとに作成し、卒業要件単位数で作成してください。養成する人材像が複数にわたる場合は、複数作成してください。
- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合、大学設置基準第 21 条等を踏まえ、単位数の妥当性について説明してください。
- ・履修科目の年間登録上限（CAP 制）を設定する場合、個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の観点から踏まえ、その設定単位数の考え方について説明してください。CAP 制を設定しない場合は、設定しない趣旨や個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の方策等について説明してください。
- ・他大学における授業科目の履修等についても、考え方を記述してください。
- ・留学生の入学を予定している場合には、在籍管理の方法や入学後の履修指導、生活指導等についても説明してください。
- ・多様なメディアを利用して授業を行う場合は、その卒業要件等との関係を含めて、その取扱いについて記載してください。
- ・共同学科を設置する場合、上記④と同様に、自大学の開設科目のみではなく、他の構成大学の開設科目を含む共同教育課程全体について上記の項目を説明してください。
- ・高等専門学校を設置する場合、1 学年当たりの学級数を記述してください。
- ・指導補助者に授業の一部を分担させる場合は、教員の指導補助者への指導計画や教員と指導補助者の責任関係、具体的な役割分担を含め、指導補助者が担当しても十分な教育効果を上げることができる授業計画となっていることを説明してください。

⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

【大学設置基準第 25 条第 2 項、専門職大学設置基準第 18 条第 2 項、平成 13 年文部科学省告示第 51 号、短期大学設置基準第 11 条第 2 項、専門職短期大学設置基準第 15 条第 3 項、高等専門学校設置基準第 17 条の 2、平成 13 年文部科学省告示第 51 号】

- ・実施場所、実施方法及び学則における規定などを記載してください。
- ・当該実施方法が告示の要件を満たすものであることを具体的に説明してください。特に、講義以外の授業形態において、多様なメディアを高度に利用して授業を履修させることを計画している場合は、授業科目名、授業内容、授業内容を踏まえた実施方法を具体的に説明し、面接授業に相当する教育効果を有するものであることを明確に説明してください。
- ・審査において当該実施方法による授業で利用するコンテンツの提示を求める場合がありますので、御留意ください。

⑦ 編入学定員を設定する場合の具体的計画

ア 既修得単位の認定方法

- ・既修得単位の読替表等を添付してください。

イ 履修指導方法

- ・編入学後の履修モデル（卒業要件単位数で作成したもの）を添付し、新設する学部等における養成する人材像を達成するための履修指導の考え方を具合的に説明してください。

ウ 教育上の配慮等

⑧ 昼夜開講制を実施する場合の具体的計画

【大学設置基準第 26 条，専門職大学設置基準第 20 条，短期大学設置基準第 12 条，専門職短期大学設置基準第 17 条】

ア 昼夜開講制を行うことの教育上の必要性

イ 授業の実施計画

- ・時間割例及び履修モデルを資料として添付してください。

ウ 夜間主コースの学生に対する履修上の配慮

エ 図書館や学生自習室等の施設の利用上の配慮

オ 教員負担への配慮

カ その他特記事項

⑨ 実習の具体的計画

教育実習や、看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，公認心理師，管理栄養士等の資格養成に係る学外実習（臨床実習を含む。）を行う場合，以下の事項を具体的かつ詳細に説明してください。実習要綱等を作成している場合は，資料として添付してください。

ア 実習の目的

- ・実習により学生にどのような能力を獲得させるのか，卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も踏まえて説明してください。

イ 実習先の確保の状況

- ・実習施設名，所在地，授業科目ごとの受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧と，これらの項目が明記された各実習先の実習受入承諾書の写しを資料として添付してください。公立学校における教育実習を行う場合は，学校ごとの承諾書ではなく教育委員会の承諾書でも構いません（ただし，その場合であっても受入れ可能な学校名，所在地，受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧の添付は必要です）。
- ・実習先が遠隔地にある場合は，その意図や学生の移動方法の配慮等についても説明してください。

ウ 実習先との契約内容

- ・特に医療系の実習の場合，個人情報保護や事故防止に関する取り決めについて説明してください。

エ 実習水準の確保の方策

- ・実習の目的を達成するための実習の具体的内容，実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能，複数施設の場合の一定水準の確保方策，成績評価方法などを明確にし，大学教育としてふさわしい実習水準が適切に確保される体制や仕組みであることを説明してください。

オ 実習先との連携体制

- ・実習先との実習前の協議、実習実施時の連絡体制のほか、実習における指導の方針など、実習が適切に行えることを説明してください。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

- ・感染予防に関する対策、保険加入などの安全確保の状況について説明してください。また、実習中に知り得た情報に関する守秘義務や SNS の利用に係る注意点など、学生への留意事項等についても記載してください。

キ 事前・事後における指導計画

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

- ・実習中の教員の指導に関して、巡回のローテーション、移動方法などを説明し、適切な指導体制となることを説明してください。
- ・講義と実習を同時期に担当する場合は、教員ごとの科目担当時間割等を資料として添付するなどして、教員の負担等の観点から無理のない計画であることを説明してください。
- ・実習先が遠隔地にある場合は、巡回指導を実施する上での配慮についても説明してください。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

- ・実習施設には、実習内容や受け入れる学生数に応じて必要な実習指導者が置かれているとともに、実習指導者は実習に係る職業分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、実習指導に当たって必要な能力を有していることを明確にしてください。
- ・実習先の企業等の実習指導者の選任基準、実習指導者に対する研修、実習の達成目標等の共有方法（説明会の実施等）についても説明してください。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

- ・学生の知識・技能の修得状況の評価方法・評価基準を具体的に説明してください。

サ その他特記事項

※看護学及びリハビリテーションに関する学科等を設置する場合は、上記ア～サのほか、(3)（本書 p.128）の事項についても説明してください。

⑩ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

ア 実習先の確保の状況

- ・実習施設名、所在地、授業科目ごとの受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧を資料として添付し、当該実習等を行う目的を踏まえた実習先確保の考え方及び確保状況を説明してください。各実習先の実習受入承諾書は、実習期間が 1 か月以上の長期にわたる場合や実習が必修科目となっている場合を除き原則として添付する必要はありませんが、審査過程において承諾書を求める可能性がありますので、留意してください。

イ 実習先との連携体制

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

エ その他特記事項

⑪ 通信教育を実施する場合の具体的計画

【大学通信教育設置基準第 2 条～第 8 条、短期大学通信教育設置基準第 2 条～第 8 条】

- ・通信教育により十分な教育効果が得られる専攻分野であることを説明してください。
- ・教育・研究水準確保の方策について説明してください。
- ・印刷教材による授業、メディア利用による授業及び面接授業（地方スクーリングを含む。）の

実施体制（時間割を含む。）を明示してください。

- ・面接授業の実施方法及び体制（実施時期、実施場所、時間割、教室の確保、学生の宿泊先の確保などスクーリング（地方スクーリングを含む）の具体的な計画）について説明してください。
- ・演習、実験・実習、実技を伴う授業を設定する場合、その具体的な実施方法を説明してください。
- ・単位の計算方法、単位の認定や成績評価の方法を具体的に説明してください。
- ・単位認定試験等における不正行為防止対策について、詳細に説明してください。
- ・添削指導の実施体制、メディア利用による指導の実施体制及び指導教員との連携について説明してください。教員のほかに補助者を配置する場合、補助者の役割、教員との連携について具体的に説明してください。
- ・履修指導について、その時期、方法や体制について説明してください（履修モデルを添付してください。履修モデルは卒業要件単位数で作成してください）。
- ・学生への指導について、学生からの質問や学修相談への対応体制等について具体的に説明してください。
- ・添削指導教材及び通信指導教材の保管、発送等の施設並びに教育研究のための情報通信機器等の整備についての配慮について説明してください（マルチメディア技術を活用して授業を行う場合などにおいては、当該技術に係るシステムの管理運営等を行う者が配置されているかどうかを含む）。
- ・教員の負担の程度について説明してください。
- ・⑭に準じて、入学者選抜の概要を説明してください。
- ・教育上の配慮について説明してください（施設・設備についても通信教育の特性を踏まえて説明してください）。
- ・印刷教材、メディア教材等の作成の具体的な計画等について説明してください。
- ・印刷教材等による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業を実施する場合は、審査過程において、それぞれの授業で利用するテキストやコンテンツの提出を求めますので、御留意ください。
- ・通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる場合（大学通信教育設置基準第9条第2項ただし書）は、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を講じており、かつ、教育研究に支障がないことを、教育効果を高めるための措置や学生への支援方法等に触れながら、具体的に説明してください。
- ・単位時間数については印刷教材、放送授業、面接授業及びメディア授業の別によらず、一単位の授業科目を45時間とすることを標準としつつ、当該授業による教育効果や時間外学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で一単位として設定する際の一単位時間の設定の考え方について、授業の方法等を踏まえた上で説明してください。また、それ以外の時間を設定する場合には、科目ごとにその理由及び教育効果や時間外学修が担保されていることについて説明してください。
- ・安定的・継続的な授業の実施や学生の個人情報の管理等のための情報セキュリティ体制について、詳細に説明してください。

⑫ 通信教育を併せ行う場合

【大学通信教育設置基準第8条、短期大学通信教育設置基準第8条】

- ・設置する学部・学科や開設する通信教育課程が大学通信教育設置基準第8条第2項及び短期大学通信教育設置基準第8条第2項に規定する「昼間又は夜間において授業を行う学部・学科が

通信教育を併せ行う場合」に該当する場合、以下の点について、具体的に説明してください。

- ▶ 通信教育課程と通学課程の養成する人材像、3つのポリシー、教育課程（各授業科目含む）及び学位の分野を明示した上で、相違点がある場合には、相違点及び相違点が生じる理由について、図や表を用いて明確に説明してください。（巻末の「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q1-11（本書 p.385）も参照してください。）
- ▶ 既設課程の教育の質を低下させず、新設課程の教育の質を担保するための工夫や取組みについて説明してください。
- ▶ 教育研究実施組織の編制について、設置基準上の必要教員数を満たすことの説明だけではなく、実施する教育研究の内容・方法や収容定員の規模等を踏まえ、十分な教育研究実施組織を編制していることを具体的に説明するとともに、教員負担の増加に対する配慮について説明してください。

⑬ 取得可能な資格

- ・ 設置する学部学科（短期大学の場合は学科又は専攻課程）の教育課程を履修することで取得可能な資格を挙げ、それが国家資格か民間資格か、資格取得が可能なのか受験資格が取得できるのか、資格取得が修了要件なのか追加科目を履修する必要があるかなどの別について、明確に説明してください。
- ・ 取得可能な資格が多数ある場合、一覧表にして分かりやすく整理してください。
- ・ 学内の専攻科や別科、大学院への進学等により取得可能となる資格がある場合（例：看護学部卒業後に進学する助産別科など）は、当該専攻科等の名称と取得可能な資格を記載してください。
- ・ 看護学に関する学科等の場合、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 29 年 10 月）を参照しつつ、カリキュラムを策定することが望ましく、モデル・コア・カリキュラムとの整合性を図っている場合は、その旨を「④ 教育課程の編成の考え方及び特色」において記載してください。
- ・ 公認心理師など、学部等卒業のみではその受験資格が得られない資格がある場合については、当該受験資格の取得条件等についての学生への周知方法を具体的に説明してください。

⑭ 入学者選抜の概要

【学校教育法第 90 条、第 108 条、学校教育法施行規則第 150 条～第 151 条、大学設置基準第 2 条の 2、第 31 条、専門職大学設置基準第 3 条、28 条、短期大学設置基準第 2 条の 2、第 17 条、専門職短期大学設置基準第 3 条、第 25 条、高等専門学校設置基準第 3 条の 2、第 21 条、大学入学者選抜実施要項、大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱】

- ・ 入学者選抜について、アドミッション・ポリシーを踏まえ、選抜方法、選抜体制（学校推薦型選抜と一般選抜の募集定員の割合等）、選抜基準等を説明してください。その際、アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法等が整合していることを明確に説明してください。
- ・ 選抜方法について、一般選抜や学校推薦型選抜等、2 以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員を示してください。
- ・ 社会人、留学生及び帰国生徒の積極的な受入れを特色としている場合は、その受入れ方策等具体的な計画（履修指導方法、教育上の配慮等を含む）を記入してください。
- ・ 留学生の受入れを予定している場合には、留学生の日本語能力等の資格要件や経費支弁能力の確認方法、在籍管理方法についても説明してください。
- ・ 社会人については、その定義を明らかにしてください。

- ・社会人を受け入れる際に既修得単位の認定を予定する場合には、既修得単位の認定方法及び認定の考え方についても説明してください。
- ・科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者を受け入れる場合は、その受入れ人数や方策等具体的な計画を記入してください。また、科目等履修生を相当数受け入れる計画の場合は、基幹教員や校地・校舎が教育に支障のないような整備計画となっているか説明してください。
- ・共同学科を設置する場合、入学者選抜の内容・方法等について具体的に説明してください。また、入学後に学生が本籍を置く大学の割り振り方法についても説明してください。

⑮ 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

【大学設置基準第7条～第10条、第61条、専門職大学設置基準第31条～第35条、第78条、短期大学設置基準第20条～第22条、第52条、専門職短期大学設置基準第28条～第32条、第75条、高等専門学校設置基準第6条～第8条の2、第29条】

- ・上記①～④（設置の趣旨、特色、教育課程等）を踏まえ、どのような考え方に基づき教員配置を行っているか説明してください。
- ・教育上主要と認める授業科目に基幹教員を配置していることを説明してください。（※高等専門学校を除く。）
- ・教員の担当科目数が多い場合、2以上の校地を往来する場合は、教員の負担や学生への指導に不具合が生じないことを明確に説明してください。
- ・専門的な職業人養成に重点をおくことを特色とする学部等の申請などで、実務経験の豊富な教員を積極的に活用する場合は、当該教員の配置が教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえ効果的であることを説明してください。なお、組織全体を通じて、当該教員の割合が高いときは、学部等として一定の研究機能を果たすため、博士等の学位や研究業績を有する教員が最低限確保されていることについて説明してください。
- ・当該学部等の教育研究実施組織において、どのような研究分野が中心となるか説明してください。その際、どのような研究体制となるかを説明してください。
- ・教員の年齢構成について、完成年度の3月31日時点において教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成になっていることを説明してください。また、教員の年齢構成と定年に関する学内規程の関係についても説明し、当該規程を資料として添付してください（定年に関する規程以外に特例を定めた規定がある場合で、当該規定を根拠として定年を延長する教員がいる場合は、当該規定も添付してください）。併せて、それらの規程に基づいて定年を延長する教員がいる場合は、後任となる教員の補充計画についても説明し、教育研究実施組織の継続性に問題がないことを明確にしてください。なお、定年規程が設けられていない場合や通常適用される退職年齢を越える基幹教員の割合が高い（おおむね20%以上）場合には、具体的な教育研究実施組織編制の将来構想も含めて、学部等における教育研究の継続性が確保される計画であることを説明してください。
- ・施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず学科等の下に設置する専攻等に定員を設定する場合は、各専攻の教育研究実施組織の編制の考え方等について説明してください。また、各専攻の基幹教員名簿を資料として添付してください。
- ・当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を基幹教員とする場合は、教育研究上支障がないことや、当該教員の基幹教員としての役割・責任等について説明してください。
- ・共同学科を設置する場合、上記の項目については、自大学の共同学科の教育研究実施組織について説明してください。ただし、項目に応じ必要がある場合は他の構成大学の教育研究実施組織についても言及してください。
- ・基幹教員の中に学年進行中の他大学の学部等から採用した教員がいる場合は、採用元から了承

を得ているか等、適切に就任可能であることについて説明してください。

- ・大学設置基準等で規定する基幹教員について、「大学設置基準第 61 条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 44 号）に基づき、段階的に整備を行う場合については、教員研究実施組織は第 3 年次中に大学設置基準等を満たす必要があるほか、担当授業科目の開講までに採用する必要があることから、当該告示等に基づいて問題なく教員の採用計画が立てられていることについて、年度ごとの整備計画を説明してください。
- ・教育研究活動等の運営や厚生補導等が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制が確保されていることについて説明してください。
- ・教員養成関係の学科（※）の設置認可申請又は届出の場合、「大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和 5 年 6 月 15 日 5 文科教第 438 号）を踏まえ、当該学科に配置する専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、高度の実務の能力を有する者（実務家教員）について、構成の考え方を説明してください。

（※）卒業要件単位数の修得により教員免許状を取得することが可能であるとともに、小学校教員養成の課程及び中学校教員養成の課程の両課程を有する教員養成を目的とする学科

⑩ 研究の実施についての考え方、体制、取組

- ・研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備について説明してください。
- ・研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況について説明してください。
- ・URA 制度を取り入れている場合は、その役割・責任等について説明してください。

⑪ 施設、設備等の整備計画

【大学設置基準第 34 条～第 36 条、第 38 条～第 40 条の 3、第 47 条～第 49 条、第 61 条、専門職大学設置基準第 27 条～第 29 条、第 32 条～第 33 条の 3、第 40 条～第 42 条、第 78 条、短期大学設置基準第 27 条～第 29 条、第 33 条～第 33 条の 3、第 40 条～第 42 条、第 52 条、専門職短期大学設置基準第 40 条～第 43 条、第 46 条～第 50 条、第 56 条～第 58 条、第 75 条、高等専門学校設置基準第 22 条～第 24 条、第 26 条～第 27 条の 3、第 29 条】

ア 校地、運動場の整備計画

- ・教育にふさわしい環境をどのように考え、その考えに基づきどのように整備するかについて説明してください。
- ・学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況についても記載してください。
- ・空地に係る代替措置（「大学設置基準」第 34 条第 2 項、第 3 項、「短期大学設置基準」第 27 条第 2 項、第 3 項）を講じる場合は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由など所要の土地の取得を行うことが困難である理由を記載するとともに、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置について記載してください。また、以下の点も踏まえて記載してください。

（ア）できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって交流、休息その他に利用できるものであること。

（イ）交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

- ・学生に対する教育又は厚生補導を行う上で、必要に応じて①運動場、体育館その他のスポー

ツ施設、②講堂、③寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設が適切に設置されているか説明してください。それらの活用については、十分な広さや設備が確保され、必要な時に適切に使用することができるなど、教育又は厚生補導を行う上で支障がないか、学生利用の観点や経済的な負担も含め、利用計画を示しつつ、具体的に説明してください。

- ・ 共同学科を設置する場合、他の構成大学の校地、運動場を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 自治体からの財政支援等を伴う設置の場合、設置前後において、当該自治体とどのような連携関係があるのかを具体的に記載してください。

イ 校舎等施設の整備計画

- ・ 教員の研究室、必要な教室の整備計画について、上記の①～⑤及び⑮を踏まえ、どのような考え方で整備するのかを記載してください。
- ・ まず、上記の教育課程、授業形態、学生人数等を実施するためには、どのような施設・設備がどの程度必要であるのかを詳細に説明し、それに対して、どの程度の施設・設備を整備するのかについて詳細に説明してください。その際、時間割表等を参考資料として添付し、具体的な施設・設備の利用予定から支障がないことを明確にしてください。
- ・ 実験等を要する科目を設定する場合は、器具等の整備についても具体的に記載してください。
- ・ 共同学科を設置する場合、他の構成大学の校舎等施設を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 同一設置者の他の学校（短大、専修学校等）や他学部等と教室や実習室等を共用する部分がある場合は、具体的な内容を説明し、それぞれの時間割等を添付して申請学部等だけでなく当該大学の他学部等の教育研究にも支障がないことを明確にしてください。
- ・ 高等学校以下の学校種、専修学校等と共用する場合は、該当する学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準を算出した上で参考資料として添付してください。その際に、面積基準の算出根拠となる規定（審査基準等）を、該当条文を明示した上で併せて添付してください。
- ・ 自治体からの財政支援等を伴う設置の場合、設置前後において、当該自治体とどのような連携関係があるのかを具体的に記載してください。
- ・ 研究室については、面積等に関する基準や目安はなく、必ずしも個室である必要はありませんが、オフィスアワーなど学生の教育上の情報管理等の機密性の観点から、プライバシーが確保される環境が十分に整備されているかを明確に説明してください。
- ・ 新たに大学等を設置する場合の校舎等の施設及び設備を段階的に整備する場合には、その計画について年度ごとの整備計画を記載してください。

※研究室は基幹教員のほか専ら当該大学に勤務する教員全てに備え、また、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要施設を整備する必要がありますが、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）（令和4年9月30日付4文科高第963号文部科学省高等教育局長通知）」に基づき、これらの事項については必要に応じて改正前の大学設置基準等に基づき従前の例によることが可能です。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

- ・ 学部等の種類・規模等を踏まえ、どのような考え方で図書等を整備するのか、学部・学科ごとの整備計画冊数の内訳を含め、詳細に記載してください。特に学術雑誌等は具体名を提示してください。
- ・ 図書の冊数についての数量的な基準はありませんが、整備を計画している冊数、種類（電子書籍を含む）で当該申請等に係る学部等の教育研究に支障がないことを説明してください。
- ・ デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備計画についても記載してください。
- ・ 図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等、教育研究を促進できる機

能等が学部等の種類・規模，教育研究の目的等に照らして適切であるかについても記載してください。

- ・ 共同学科を設置する場合，他の構成大学の図書等及び図書館を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 他の大学（共同教育課程の構成大学を除く。）の図書館等との協力についても記載してください。

⑱ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

【大学設置基準第7条第7項，第34条～第36条，第38条～第40条の3，専門職大学設置基準第31条第7項，第43条～第45条，第48条～第53条，短期大学設置基準第20条4項，第27条～第29条，第33条～第33条の3，専門職短期大学設置基準第28条第7項，第40条～第43条，第46条～第50条】

- ・ それぞれの校地における学生の収容定員（未設定の場合には目安となる人数），適切な基幹教員の配置状況（それぞれの校地に，原則として基幹教員を少なくとも一人以上置く。），教員の移動への配慮，学生への配慮，施設設備等の配慮などを具体的に示し，必要な教育体制が取られていることを明確に説明してください。
- ・ 教員や学生の移動等も踏まえた上で，時間割上の問題がないことについても説明してください。
- ・ 共同学科の設置の場合，他の構成大学の校地においても共同教育課程に係る教育が行われることについての学生への配慮，施設設備等の配慮など必要な教育体制が取られていることを説明してください。また，時間割上，問題がないことについても説明してください。
- ・ 当該学部又は学科所属の基幹教員がいない校地については，教育研究上支障がないことを説明してください。
- ・ サテライトキャンパスなど校地以外の場所で申請に係る学部等の教育を行う場合には，当該校地以外の場所において教育を行う必要性，該当する科目や教育内容，教員の配置，施設設備の状況などについて説明してください。

⑲ 社会人を対象とした大学教育の一部を校舎以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合の具体的計画

【大学設置基準第25条第4項，専門職大学設置基準第18条第4項，平成15年文部科学省告示第43号，短期大学設置基準第11条第4項，専門職短期大学設置基準第15条第4項，平成15年文部科学省告示第51号】

- ・ 本校以外の場所の開講科目，教育研究環境，施設設備，図書及び教員の移動等に対する配慮等について記載してください。
- ・ その際，当該施設における受入れ学生数を明示し，それに対して上記配慮が十分なものであることを説明してください。

⑳ 管理運営

【学校教育法第93条，学校教育法施行規則第143条，大学設置基準第43条第3項，専門職大学設置基準第55条第3項，短期大学設置基準第36条第3項，専門職短期大学設置基準第52条第3項】

- ・ 教学面における管理運営の体制について記載してください。特に教授会の役割，構成員，開催頻度の予定，審議事項など具体的な計画を記載してください。
- ・ 教授会以外に関連する委員会（代議員会や教授会の下部組織等）を設置する場合についても，

その役割（教授会との関係等を含む。）を記載してください。特に、「20 教員名簿（教員の氏名等）」の「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」の欄において、「その他」を選択し、具体的な会議名を記載する場合においては、当該会議が教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議であることについて説明してください。

- ・記載内容は教授会規程や学則と整合するように御留意ください。
- ・共同学科の設置の場合、共同教育課程の編成及び実施に当たって設けることとなる協議会等について、その審議事項や構成員、開催頻度等について記載し、構成大学間の調整を図る体制が取られていることを説明してください。

②① 自己点検・評価

【学校教育法第 109 条，大学設置基準第 2 条，専門職大学設置基準第 2 条，短期大学設置基準第 2 条，専門職短期大学設置基準第 2 条，高等専門学校設置基準第 3 条】

- ・大学又は短期大学としての対応（実施方法，実施体制，結果の活用・公表及び評価項目等）を具体的に記載してください。
- ・自己点検・評価の結果について，当該大学又は短期大学の職員以外の者による検証を行う場合も同様です。

②② 情報の公表

【学校教育法第 113 条，学校教育法施行規則第 172 条の 2】

- ・教育研究活動等の状況に関する情報の公表についての内容（公表の方針や考え方を含む。）及び方法等を具体的に記載してください。その際，以下のア～ケの項目については，内容とともに，掲載している（又は掲載予定の）ホームページのアドレス等（例：http://・・・，トップ＞・・・＞教育研究活動の情報＞教育研究上の目的 等）も併せて記載してください。
 - ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
 - イ 教育研究上の基本組織に関すること
 - ウ 教育研究実施組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - エ 入学者の選抜に関すること
 - オ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
 - カ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - キ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ク 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ケ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - コ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - サ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果 等）
- ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は，上記ア～ケの項目に加えて，学校教育法第 83 条の 2 第 2 項，第 99 条第 3 項及び第 108 条第 5 項による専門性が求められる職業に就いている者，当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報も記載

してください。

- ・大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学の場合は、上記ア～ケの項目に加えて、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報も記載してください。

②③ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

【大学設置基準第 11 条，専門職大学設置基準第 36 条，短期大学設置基準第 22 条の 2，専門職短期大学設置基準第 33 条，高等専門学校設置基準第 9 条】

- ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画の詳細を具体的に記載してください。
- ・大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を具体的に記載してください。
- ・上記のいずれの研修等においても、研修の対象者、実施体制、開催頻度等の詳細を含めて具体的な実施計画を説明してください。
- ・指導補助者を置く場合は、指導補助者に対する上記の事項について同様に説明してください。

②④ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

【大学設置基準第 7 条第 5 項，専門職大学設置基準第 31 条第 5 項，短期大学設置基準第 20 条第 5 項，専門職短期大学設置基準第 28 条第 5 項】

- ・大学及び学部等の教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等及び体制に関する取組について、以下のア～ウに留意しつつ、具体的に説明してください。

ア 教育課程内の取組について

教育課程を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、社会的・職業的自立に関する指導等を教育課程の全体を通じてどのように行っていくのかを示した資料や、関係する授業科目を設けている場合には当該授業科目のシラバスや一覧等を必要に応じて添付してください。

イ 教育課程外の取組について

教育課程外の取組を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、教育課程外の取組の具体的な内容が示された資料等を必要に応じて添付してください。

ウ 適切な体制の整備について

社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向けた学内の体制の整備や学内の関係組織の有機的・緊密な連携について具体的に説明してください。その際、当該体制について分かりやすく示した図や規程等を必要に応じて添付してください。

(2) 薬学に関する学部を設置する場合

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第1条第1項第5号の規定に基づき、令和7年度以降の薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「薬学部6年制課程」という。）の設置及び収容定員増は抑制することとしています。ただし、同基準第1条第6項の規定に基づき、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域に限り、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするものの審査については、第1条第1項第5号の規定を適用せず、抑制の例外としています。

上記の趣旨を十分に理解した上で、(1)に加えて、以下の内容を説明してください。

- ① 薬学部6年制課程の設置に係る認可申請を行おうとする大学は、地域における薬剤師の確保のために地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の都道府県計画その他の計画に基づいて行うとともに、地域における薬剤師確保のための教育内容の整備や学生に対する修学資金の貸与等の取組を実施する必要があるため、下記の事項について具体的に説明してください。

なお、説明に当たっては、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示等の公布について」（令和5年3月29日付け4文科高第2012号文部科学省高等教育局長通知）及び「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準の公布について」（令和5年9月1日付け5文科高第788号文部科学省高等教育局長通知）の趣旨を踏まえた内容としてください。

ア 都道府県計画その他の計画における記載状況

- ・連携する都道府県における、薬剤師の需給の現状、及び将来の見通し及び地域における薬剤師確保の必要性について、当該都道府県が作成する計画の抜粋等により説明してください。
- ・設置する薬学部の収容定員数の妥当性について、連携する都道府県内における大学の薬学部の収容定員、及び近隣の都道府県における薬学部の設置状況等を勘案し、算出方法等の客観的根拠により明確に説明してください。

イ 地域における薬剤師確保のための教育内容

- ・薬剤師の地域偏在等を含む地域における医療等の現状と課題について、学生が総合的に理解するための授業となっていることを説明してください。
- ・カリキュラム編成に当たっては、地域医療について学修する授業や臨床における実務実習の充実を図る等、地域に必要な医療に関する体系的な学修となっていることを説明してください。なお、実務実習に当たっては、実習の受け入れ施設として病院や診療所及び薬局等の確保が不可欠であることから、地域の実習施設との連携体制についても説明してください。
- ・設置の趣旨を実現するための各授業科目の対応関係、必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由、履修順序（配当年次）とその考え方、科目の設定単位数の考え方について詳細に説明してください。
- ・これらの授業の実施において、大学と都道府県や関係団体とがどのように連携しているかを説明してください。

ウ 学生に対する修学資金の貸与その他の支援

- ・修学資金を貸与する人数、貸与額、貸与期間等を募集要項等により説明してください。また、貸与する人数が募集定員に対して十分なものとなっていることも説明してください。

い。なお、修学資金は該当区域の都道府県が実施するもの又は該当区域の都道府県知事認めたものに限られます。

- ・その他、該当区域における実務実習を円滑に実施するための支援や該当区域の医療機関等への就職支援等、卒業生が該当区域に定着するための方策を説明してください。

- ② 薬学に関する学部で（４年制，６年制を問わず）複数学科を設ける場合，各学科間の差異・特徴に関して，カリキュラム上で異なる部分だけを抽出し，対比させた資料を作成してください。

<作成例>

両学科の特徴は下記のとおりです。下記以外は両学科とも共通。							
薬学科	３年次	医療薬剤学	２単位	必修			
	４年次	医薬品学	２単位	選択			
	・	・	・				
	・	・	・				
この中で卒業までに必要な４年次までの標準選択科目数　〇〇単位							
創薬科学科	３年次	創薬科学	２単位	必修			
	４年次	錯体化学	２単位	選択			
	・	・	・				
	・	・	・				
この中で卒業までに必要な選択科目単位数　　〇〇単位							

- ③ 薬学部６年制課程に係る申請に関しては、実務の経験を有する教員の配置に関する考え方や計画を説明してください。

- ④ 薬学部６年制課程に係る申請に関しては、各大学で計画している長期実務実習が、実際にどのように行われるのかイメージできるように記述を工夫して、具体的に説明してください（図表等を活用しても構いません）。なお、説明に当たっては下記の事項を参考にして、各大学における具体的計画の全体像について記載してください。

（なお、下記の項目については、調整機構に依頼するため実際に使用する施設が未定の場合や、実習生がその出身地において実習を行う「ふるさと実習」を実施する場合には、申請時点で具体的な記載が困難な事項も含まれますので、下記の事項を参考として、各大学の実務実習が支障なく行われるように、大学の構想をできるだけ具体的に記載してください）

ア 実習計画の概要

- ・実習目標（実習のねらい）
- ・実習単位，主な内容，実習施設，時期，学生の配置等
- ・問題対応，きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等
- ・学生へのオリエンテーションの内容，方法
- ・実習までの抗体検査，予防接種等
- ・損害賠償責任保険，障害保険等の対策等

イ 実習指導体制と方法

- ・巡回指導計画（指導者の配置，人数（助手を含む。），役割（内容），巡回スケジュール，巡回回数など）
- ・実習計画全体が掌握できる年次別スケジュール表
- ・各班のスケジュール表
- ・各段階における学生へのフィードバック，アドバイスの方法等

- ・学生の実習中，実習後のレポート作成・提出等

ウ 施設との連携体制と方法

- ・施設との連携の具体的方法，内容（連携における大学の役割を含む）
- ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
- ・大学と実習施設との緊急連絡体制
- ・各施設での指導者の配置状況
- ・実習前，実習中，実習後等における施設との調整・連携等

エ 単位認定等評価方法

- ・各施設での学生の評価方法
- ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価における連携方法
- ・大学における単位認定方法等
- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム

各大学のカリキュラムにおいて，「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」（令和4年度改訂版）「F 臨床薬学」の学修目標が実施されていることを説明する資料を添付してください。また，各大学における実習科目，薬学教育モデル・コア・カリキュラムの学修目標，実施施設（病院・薬局）の対応関係について，具体的に説明してください。

⑤ 教育課程と薬学教育モデル・コア・カリキュラムとの対比表

臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学部の場合は，薬学教育モデル・コア・カリキュラムの学修目標に対して，各大学の授業科目がどのように該当するかについて，対比表を作成してください。作成に当たっては，学修目標の記載順に対応する科目を記載してください。

<作成例>

C 薬学基礎

小項目	学修目標	開設する科目
C-1-1	1) 医薬品や生体分子を形成する結合の仕組みを説明する。	基礎化学 有機化学
	2) 医薬品や生体分子の間で働く様々な相互作用を説明する。	物理化学 分析化学 ・・・
	3) 医薬品の作用発現に必須である医薬品と生体高分子との相互作用を説明する。	構造解析学 薬物動態学 生物製剤学 創薬化学 薬理学
C-1-2	1) 医療現場の画像解析や診断・治療で用いられる電磁波及び放射性核種の種類と性質を説明する。	物理化学 臨床分析化学 薬物治療学
	2) 電磁波と化学物質との相互作用を説明する。	物理化学 衛生薬学
	3) 診断・治療，あるいは被ばく事故をもたらす電離放射線の生体への影響を説明する。	衛生薬学 臨床検査学 薬物治療学

(4) 大学院、研究科等の設置の場合

① 設置の趣旨及び必要性

【学校教育法第 99 条第 1 項、大学院設置基準第 1 条の 2、第 3 条～第 7 条、第 10 条の 2、専門職大学院設置基準第 2 条、第 26 条第 1 項】

- ・上記「(1) 大学、学部、学科等の設置の場合」（以下「《大学の場合》」という）①に準じて必要な事項を記載してください。
- ・どのような人材を養成するかに関して、研究者養成、高度の専門的職業人の養成のいずれに重点を置こうとしているのか。また、修了後の進路や経済社会の人材需要の見通しをどう考えるかなどを踏まえて説明してください。
- ・「教職大学院」の場合、その目的を踏まえ、例えば、学校内のみならず広く地域単位で中核的な役割を果たしうる教員や多様な指導形態・指導方法を円滑かつ効果的に実践できる教員の養成を行うなど各大学が特色として打ち出す養成したい教員像について、対象とする学生層を明確にした上で説明してください。
- ・「教職大学院」については、既設の学部等に教員養成系学部等を設置していない場合や当該学部等が完成年度に達していない場合、設置の理由、申請までに行った授業研究など学校現場の課題に対する研究の具体的内容等を説明してください。
- ・「専門職大学院」の場合、「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」（平成 17 年 9 月 5 日中央教育審議会答申）に、「専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも『理論と実務の架橋』を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。」とされていることを踏まえ、まず、専門職大学院において養成する人材像、及び、その人材像が各分野において指導的役割を果たすとともに、国際的に活躍できるような高度な専門能力を有する高度専門職業人（プロフェッション）であることを具体的かつ詳細に説明してください。
- ・さらに、専門職大学院において構想している人材養成の分野が、大学院において教育を行わなければならない分野であること、及び、その教育の見通しが十分に得られる分野であることを具体的かつ詳細に説明してください。特に、他の学位課程や学校種との関係を踏まえ、当該専門職大学院が果たしうる役割・機能・特色などについては明確に記載してください。

② （修士課程の設置の場合）修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

【大学院設置基準第 22 条の 4、学位規則第 10 条】

- ・《大学の場合》③に準じて必要な事項を記載してください。
- ・一の専攻で、授与する学位の名称が複数の場合、どの時点で授与する学位の名称が決定するのか、そのプロセスを含めて、複数の名称を設定する理由について説明してください。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

【学校教育法第 99 条第 1 項，第 2 項，大学院設置基準第 5 章（第 11 条～第 15 条），第 6 章（第 16 条～第 17 条），第 31 条，専門職大学院設置基準第 2 条・第 3 条，第 6 条～第 10 条，第 11 条～第 16 条，第 32 条，平成 15 年文部科学省告示第 53 号】

- ・《大学の場合》④に準じて必要な事項を記載してください。
- ・「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」を踏まえて，課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導であることを説明してください。
- ・教育研究の柱となる領域（専攻分野）の説明を含め，教育課程の編成の考え方及び特色について，具体的に説明してください（関連分野に関する基礎的素養の涵養に適切に配慮しているか）。
- ・「教職大学院」については，以下の項目についても説明してください。
 - ア 学校教育に関する「理論と実践の融合」をどのような仕組みで担保するのか，具体的な方策
 - イ 学校教育に関する「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程の編成及び必修 5 領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたって授業科目が開設されていること
 - ウ 教職大学院の特色や得意領域，教育目標を踏まえ，どのような考え方で編成するのか
 - エ 地域ごとの教員育成指標や教員育成協議会での教育委員会との協議を踏まえた，育成すべき教員像が明確に示されていること
 - オ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会答申）に記載されている例示を参考に授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標，到達目標）（別紙添付可）
 - カ コース（分野）別選択科目の設定における考え方，及び共通科目（基礎科目）との内容上の関連性・体系性
 - キ 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方

⑤ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

【大学院設置基準第 5 章（第 11 条～第 15 条），第 6 章（第 16 条～第 17 条），第 33 条，専門職大学院設置基準第 2 条第 2 項，第 3 条，第 7 条～第 10 条，第 11 条～第 16 条，第 26 条第 2 項～第 4 項，第 27 条～第 30 条，第 34 条】

- ・《大学の場合》⑤に準じて必要な事項を記載してください。
- ・入学から修了まで（論文指導を含む）どのように教育するのかについて，いかにして学位の質を担保するかの方法を中心に，詳細な指導プロセスを説明し，あわせて，修了までのスケジュール表を資料として添付してください。
- ・添付する履修モデルにおいて，専攻分野及び基礎的素養を涵養する関連分野を明確にしてください。
- ・共同専攻の研究指導については，上記の項目に加え，学生が全ての構成大学院の教員から研究指導を受けることができる体制が取られていることを具体的に説明してください。
- ・学位論文審査体制，学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法等について具体的に説明してください。特に，学位論文審査体制については，審査の厳格性及び透明性について具体的に説明してください。
- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合，「大学設置基準」第 21 条等を踏まえ，単位数の妥当性について説明してください。
- ・共同専攻の学位論文審査については，構成大学院が合同で行う体制が取られていることを具体的に説明してください。

- ・博士課程（前期）の設置等において、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験に代えて、博士論文研究基礎力審査を修了要件とする場合は、審査の実施方法及び体制、合格基準等の具体的内容について記載してください。また、博士論文研究基礎力審査を導入する履修上の区分（コース、プログラム等）における博士課程（前期）と博士課程（後期）の関係を明記してください。
- ・研究の倫理審査体制の具体的内容等について記載してください。また、研究の倫理審査に関する規定を資料として添付してください。
- ・教職大学院については、以下の項目についても説明してください。
 - ア （上記入学から修了までのプロセスに代えて）入学から修了までどのように教育するのかという観点で、標準修業年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等
 - イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等
 - ウ 教職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うための授業の工夫（グループ討議、実技指導・模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなど）
 - エ 現職教員学生と学部新卒学生の合同教育を行う場合、教育内容・指導体制上どのような工夫を図っているか
 - オ 1年コースや長期在学コースを設定する場合、その理念、方策等
 - ※ 授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2））の「講義等の内容」欄に上記の授業の工夫の内容がわかるよう記載してください。
 - カ 現職教員学生に対して「学校における実習」を免除する場合の教職経験の設定の考え方、実習により修得させようとする内容との相関性、実習の到達目標を代替できる評価方法・体制、免除のために提出させる書類、実習の免除基準、実践的リーダー教員養成上の効果、学修の成果に係る評価等
 - ※ 実習により修得する単位の全部を免除する場合は、実践的なリーダー教員養成上の効果、学修の成果に係る評価などを検証する組織・体制等
 - キ 実習免除手続と入学者選抜手続とがどのように連動しているか
 - ク 実習の免除基準に達している学生が、実習の履修を希望した場合の取扱い
 - ケ コース等ごとに履修スケジュール（実習を含む）が分かる時間割モデルを添付
- ・指導補助者に授業の一部を分担させる場合は、教員の指導補助者への指導計画や教員と指導補助者の責任関係、具体的な役割分担を含め、指導補助者が担当しても十分な教育効果を上げることができる授業計画となっていることを説明してください。

⑥ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

【大学院設置基準第16条】

- ・特定の課題の内容とその課題が当該修士課程の目的に応じ适当であることを説明してください。
- ・その課題を課すことに係る教育研究水準の確保についての配慮についても説明してください。

⑦ 教育課程連携協議会について ※専門職大学院のみ

【専門職大学院設置基準第6条の2】

- ・教育課程連携協議会の位置づけ、審議事項、構成員（任期）、年間の開催回数、役割・権限等の具体的な運用について説明してください。
- ・専門職大学院設置基準に規定する各区分の要件に合致した構成員であることを委員ごとに具体的に説明してください。

- ・産業界等との連携という役目を果たす組織として十分に機能することを説明してください。
- ・一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設け、一の専門職大学院に複数の分野・専攻・コース（以下「分野等」という。）を含む場合、構成員が、それぞれの分野等について実質的な審議を行うことができる体制となっていることを説明してください。

⑧ 基礎となる学部（又は修士課程・博士前期課程）との関係

【大学院設置基準第 7 条】

- ・基礎となる学部（博士後期課程の場合は、修士課程又は博士前期課程）との間における、教育研究の柱となる領域（分野）のつながりについて、関係図を添付してください。
- ・教育研究の柱となる領域については、「専任教員一覧」の研究領域と整合させてください。
- ・独立研究科等、基礎となる学部がない場合は本項の説明は不要です。ただし、教職大学院の場合、当該大学院の設置に伴い、既設の学部段階及び修士課程などの他の課程等はどのような影響を受けるのか、また、それにより教員組織や教育課程をどのように再編するのかについて記載してください。

⑨ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

【大学院設置基準第 15 条，（大学設置基準第 25 条第 2 項，平成 13 年文部科学省告示第 51 号），専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項】

- ・《大学の場合》⑥に準じて必要な事項を記載してください。
- ・専門職大学院の場合、メディア授業により十分な教育効果が得られる専攻分野であり、当該効果が認められる授業科目であることを具体的に説明してください。

⑩ 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

【学校教育法第 101 条，大学院設置基準第 2 条の 2，第 14 条】

- ・以下の項目について説明してください。
 - ア 標準修業年限
 - イ 履修指導及び研究指導の方法
 - ウ 授業の実施方法
 - エ 教員の負担の程度
 - オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮，必要な職員の配置
 - カ 入学者選抜の概要（《大学の場合》の⑭に準じて記載してください） 等
- ・博士課程の場合は、次の項目についても説明してください。
 - キ 必要とされる分野であること
 - ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況 等

⑪ 通信教育を行う課程を設ける場合

【大学院設置基準第 9 章（第 25 条～第 30 条），専門職大学院設置基準第 9 条】

- ・《大学の場合》⑪に準じて必要な事項を記載してください。
- ・通信教育を併せ行う場合には、《大学の場合》⑫に準じて必要な事項を記載してください。
- ・履修指導・研究指導体制（論文作成又は特定の課題研究に関する指導方法，対面指導の機会を設ける場合の具体的な実施方法等について，入学から修了までどのように教育するのか）につ

いて説明してください。

⑫ 取得可能な資格

- ・《大学の場合》⑬に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教職大学院の場合、取得できる教員免許状について記載してください。また、学部での免許状未取得者が入学した場合、どのような工夫（学部での開設科目の履修など）で取得させるのか記載してください。
- ・公認心理師の場合、《大学の場合》⑨に準じて実習の具体的計画についても説明してください。また、修士課程で養成する場合は、時間割等により研究指導と実習の配置状況を明示の上、教員や学生に過度な負担とならないよう配慮されていることを説明してください。

⑬ 入学者選抜の概要

【学校教育法第 102 条、学校教育法施行規則第 155 条～第 166 条、大学院設置基準第 15 条、専門職大学院設置基準第 14 条】

- ・《大学の場合》⑭に準じて必要な事項を記載してください。
- ・主たる受入れの対象が社会人の場合、異なる経歴を持つ社会人に対する選抜の上での配慮等について説明してください。

⑭ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

【大学院設置基準第 8 条～第 9 条の 2、専門職大学院設置基準第 4 条・第 5 条、平成 15 年文部科学省告示第 53 号】

- ・《大学の場合》⑮に準じて必要な事項を記載してください。
- ・専門職学位課程や修士課程における高度専門職業人養成に重点を置くことを特色とする計画において、実務経験を有する教員を積極的に活用する場合は、当該教員の配置が教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものであることを説明してください。なお、教員組織全体を通じて、当該教員の割合が高いときは、大学院として一定の研究機能を果たすため、博士等の学位や研究業績を有する教員が最低限確保されていることについて説明してください。
- ・専門職学位課程においては、実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方について説明してください。また、実務家教員について、各授業科目において実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる教員を配置していること（どのような考えに基づき、どのような実務能力の者を配置したのか）を説明してください。
- ・「教職大学院」については、以下の項目についても説明してください。
 - ア 特定の教科の扱いを踏まえた必置専任教員数及び必置実務家教員数、みなし専任教員数、学部等との専任教員のダブルカウントの考え方
 - イ 実務家教員に求める研究能力、資質等
 - ウ 研究者教員に求める実務経験の内容、実績等
 - エ 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策
 - オ 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部・大学院の科目一覧

⑮ 研究の実施についての考え方、体制、取組

- ・《大学の場合》⑯に準じて必要な事項を記載してください。

⑯ 施設・設備等の整備計画

【大学院設置基準第 19 条～第 22 条の 3、第 24 条、第 34 条、専門職大学院設置基準第 17 条】

- ・《大学の場合》⑰に準じて必要な事項を記載してください。
- ・大学院学生の実験室（自習室）等の考え方、整備計画（室数、面積、設備、図書、収容能力等）について記載してください。また、室内の見取図を資料として添付してください。
- ・施設設備等を基礎となる学部等と共用する場合は、当該申請又は届出に係る研究科、専攻等の教育研究に支障がないことについて説明してください。また、当該申請に係る研究科、専攻等が基礎となる学部とは別地に設置される場合は、学生への配慮、教員の移動等への配慮、施設設備等の配慮について記載してください。
- ・独立大学院である場合も、教育研究上の目的に応じて適切であるかを説明してください。また、研究所等の施設等を共用する場合は、当該研究所との連携協力体制及び教育上の配慮が十分になされているかについても説明してください。

⑰ 2 以上の校地において教育研究を行う場合

【大学院設置基準第 8 条第 8 項、第 19 条～第 21 条、第 22 条の 2・第 22 条の 3】

- ・《大学の場合》⑱に準じて必要な事項を記載してください。

⑱ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

【大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 25 条第 4 項、平成 15 年文部科学省告示第 43 号）】

- ・《大学の場合》⑲に準じて必要な事項を記載してください。

⑲ 管理運営

【学校教育法第 93 条、学校教育法施行規則第 143 条、第 144 条】

- ・《大学の場合》⑳に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教授会に代わり研究科委員会等が置かれている場合には、当該研究科委員会等について管理運営の体制を記載してください。
- ・大学院、専門職大学院の管理運営の方法について説明するとともに、特に、運営において一定の独立性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みについて説明してください。教職大学院については、学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムが確立されているかについても説明してください。
- ・専門職大学院において、いわゆる「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方（例えば、教授会への参加、決定権のあるカリキュラム委員会等への参加）についても、記載してください。

㉑ 自己点検・評価

【学校教育法第 109 条】

- ・《大学の場合》㉑に準じて必要な事項を記載してください。

㉑ 認証評価

【学校教育法第 109 条】

- ・専門職大学院については、分野別認証評価における大学としての対応等を具体的に記載してください。なお、記載に当たっては、その内容について、大学設置・評価室（認証評価制度全体に関すること）、総合教育政策局教育人材政策課（教員養成企画室）（教職大学院に関すること）、専門教育課（専門職大学院室）（教職大学院を除く専門職大学院に関すること）に十分相談するようにしてください。

ア 認証評価を受ける計画等の全体像

- ・認証評価を受ける準備から実際に受けるまでの実績や計画の全体像を時系列に箇条書で明示してください。

例：○年○月学内検討チームの設置

○年○月認証評価機関との協議（評価基準や評価の実施方法の確認等）

○年○月認証評価の申請 等

イ 認証評価を受けるための準備状況

- ・上記アで記載した事項について、認証評価を受けるための学内体制、認証評価を受ける予定の認証評価機関名や当該機関との協議の状況など、これまでの検討実績と今後の予定について、時系列を整理の上、具体的に説明してください。

ウ 認証評価を確実に受けることの証明

- ・認証評価を受ける予定の認証評価機関（あるいは認証評価機関の認証を受ける見込みがある機関）が、当該専門職大学院の認証評価を行う意思があること等を証する資料を添付してください。

エ 当該分野の認証評価機関が認可申請又は届出時点で存在しない場合

- ・上記ウに係る説明について、認証評価機関の認証を受ける見込みがある機関を念頭にした場合においては、当該機関が文部科学大臣から新たに認証評価機関として認証を受ける見込みがあることについて、当該機関内の意思決定の状況や申請手続に係るスケジュール等を具体的に記載してください。なお、認証評価機関の認証に当たっては、中央教育審議会大学分科会への諮問、同分科会での審査が必要なため、認証までに相応の期間を要することに留意してください。特に、令和 7 年 4 月 1 日より、認証評価機関の認証に係る審査スケジュールが定められていますので、留意してください。

[【資料1】認証評価機関の認証に係る審査等運営に関する規則（案）について](#)

（参考：専門職大学院の認証評価機関が存在しない場合の代替措置について）

【学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行規則第 167 条第 1 項】

専門職大学院制度創設当初、認証評価機関が存在しない場合は、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者による検証を行うことで代替することが可能とされていましたが、当該代替措置は平成 25 年度に廃止されています。

なお、文部科学大臣の指定を受けた外国に主たる事務所を有する法人、その他の団体からの評価を受けることにより現行制度上は代替措置が認められていますが、令和 7 年 9 月時点で、文部科学大臣の指定を受けた外国に主たる事務所を有する法人、その他の団体の指定実績はないため、認証評価機関による分野別認証評価を受審する必要があります。

したがって、認可申請又は届出に当たっては、認証評価機関（あるいは認証評価機関の認証を受ける見込みがある機関）を確保した上で、上記ア～ウについて記載してください（当該分野の認証評価機関が認可申請又は届出時点で存在しない場合はエについて

も記載してください)。

②② 情報の公表

【学校教育法第 113 条，学校教育法施行規則第 172 条の 2】

- ・《大学の場合》②②に準じて必要な事項を記載してください。（大学院の場合は，学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に基づき，入学者のうち標準修業年限内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関することや学位論文に係る評価に当たっての基準も公表事項となっている点に留意してください。）

②③ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

【大学院設置基準第 9 条の 3，専門職大学院設置基準第 5 条の 2】

- ・《大学の場合》②③に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教職大学院の場合，優れた教員の質の保証を図るための評価等の仕組みを説明してください。

(5) 教職大学院を設置する場合

上記(4)に加えて、連携協力校等との連携・実習について説明してください。

① 連携協力校等との連携

- ・実習その他教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行うために確保した小学校等の連携協力校等について、小学校等名や連携内容を具体的に記載してください。
- ・長期にわたる実習や現地調査など、学校現場を重視した実践的な教育を進める上での連携内容について記載してください。
- ・連携協力校以外の関係機関（民間企業、関係行政機関、教育センターなど）との連携について、関係機関名や連携内容を具体的に記載するとともに、当該関係機関から協力が得られることを証する資料（協定書等）を添付してください。
- ・大学、学部が附属学校を設置している場合の活用について記載してください。

② 実習の具体的計画

- ・修了要件とされている小学校等その他の関係機関で行う実習が、実際にどのように行われるのかイメージができるよう記述を工夫して、具体的に説明してください（図表等を活用しても構いません）。なお、説明に当たっては下記の事項を参考にして、教職大学院における具体的計画の全体像について記載してください。
- ・現職教員学生の実習を現勤務校で行うか否かを明確にし、現勤務校で実習を行う場合、日常の勤務とならないよう、どのような実習水準の確保の方策を行うのか記載してください。勤務校を持たない学部新卒学生等が、非常勤講師等で勤務する勤務先で実習を行う場合も同様です。なお、下記の項目については、申請時点で具体的な記載が困難な事項も含まれますが、実習が支障なく行われるように、下記の事項について大学の構想をできるだけ具体的に記載してください。

ア 実習計画の概要（実習のねらい）

- ・実習目標
- ・実習単位、主な内容、教育上の効果、実習施設に求める要件（指導者数、指導者に求める実務経験内容・年数、指導内容等）、実習期間・時間、学生の配置人数等
- ・問題対応、きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等
- ・学生へのオリエンテーションの内容、方法

イ 実習指導体制と方法

- ・巡回指導計画（指導者の配置、人数（助手を含む）、役割（内容）、巡回スケジュール、巡回回数など）
- ・実習担当教員ごとの勤務モデル（実習の巡回スケジュール・完成年次の授業科目（専任・その他）、オフィスアワーの設定、教授会等の管理運営への参画を含む）
- ・実習計画全体が掌握できる年間スケジュール
- ・各班のスケジュール表
- ・各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等
- ・学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

ウ 施設との連携体制と方法

- ・施設との連携の具体的方法、内容
- ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
- ・大学と実習施設との緊急連絡体制

- ・各施設での指導者の配置状況
 - ・実習前，実習中，実習後等における施設との調整・連絡等
- エ 単位認定等評価方法
- ・各施設での学生の評価方法
 - ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携
 - ・大学における単位認定方法

(6) 収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出の場合

以下の項目について必ず説明してください。

- ① 収容定員に係る学則変更の場合は、この書類を「学則の変更の趣旨等を記載した書類」として作成してください。なお、収容定員に係る学則変更の認可申請の場合、以下の各項目について、収容定員が増加する全ての学科（短期大学の学科に専攻課程を置く場合は専攻課程）ごとに説明してください。収容定員に係る学則変更の届出の場合、以下の各項目について、収容定員を変更する学科における変更内容を中心に説明してください。

- ② この書類は、以下の項目に従い説明してください。

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

- ・収容定員変更の必要性が生じた背景も含めて説明してください。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

- (ア) 教育課程の変更内容について具体的に記載し、定員変更前の教育課程と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください。学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、教養科目等の全学共通科目や学部共通科目等、他学部等に影響を与える授業科目等についても説明してください。

- (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容を具体的に記載し、定員変更前の教育方法及び履修指導方法と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください（学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、上記(ア)と同様に他学部等への影響の観点について説明してください）。

- (ウ) 教員組織の変更内容について具体的に記載し、定員変更前と比較して、同等以上の教員組織が担保されていることを客観的な根拠等（S/T比率等）を用いて、具体的かつ詳細に説明してください（学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、上記(ア)及び(イ)と同様に他学部等への影響の観点について説明してください）。

- (エ) 大学全体や収容定員を増加する学科等で使用する施設・設備の変更内容について具体的に記載し、定員変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

- ・それぞれの校地における学生の収容定員（校地ごとの収容定員数を定めていない場合はその理由）、適切な基幹教員の配置状況、教員の移動への配慮、学生への配慮、施設設備等の配慮などを具体的に示し、必要な教育体制が取られていることを明確に説明してください。
- ・時間割上、問題がないことについても具体例を示した上で説明してください。
- ・当該学部又は学科所属の基幹教員がいない校地については、教育研究上支障がないことを説明してください。
- ・サテライトキャンパスなど校地以外の場所で申請に係る学部等の教育を行う場合には、当該校地以外の場所において教育を行う必要性、該当する科目や教育内容、教員の配置、施設設備の状況などについて説明して下さい。

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

- ・本校以外の場所の開講科目、教育研究環境、施設設備、図書及び教員の移動等に対する配慮等について記載してください。
- ・その際、当該施設における受入れ学生数を明示し、それに対して上記配慮が十分なものであることを説明してください。

カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学については、認定を受けた学部等ごとの特例対象規定、認定期間及びその内容について記載してください。なお、「特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項」は、学則等で定め公表する必要があるため、提出書類における記載や説明において遺漏のないよう留意してください。

- ③ 認可申請の場合は、本項の添付資料として、学則を変更する学科等の教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）、別記様式第 2 号（その 2 の 2）、別記様式第 2 号（その 2 の 3）、別記様式第 2 号（その 2 の 4）、別記様式第 2 号（その 2 の 5））を提出してください。収容定員の変更に伴い教育課程を変更する場合（届出による学部等の設置に伴い収容定員を増加する場合など）は、変更後の教育課程について提出してください。届出の場合は、添付不要です。

※薬学部 6 年制課程の収容定員増については、当該課程の学部の設置と同様に抑制することとしています。ただし、薬剤師の養成を特に図るべき区域に限り抑制の例外とするため、収容定員増に係る学則変更の認可申請をする場合には、上記（2）の①と同様の内容を説明してください。

17 学生の確保の見通し等を記載した書類

設置又は収容定員を変更しようとする学科等の入学定員設定の適切性、学生の確保の見通し及び社会的な人材需要の見通し等について、以下（１）～（４）の項目立てで説明してください（本項目は学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引の事項と同様です）。この書類の冒頭には、目次を付けてください。

- （１）新設組織の概要
- （２）人材需要の社会的な動向等
- （３）学生確保の見通し等
- （４）新設組織の定員設定の理由

記載に当たり、次の点に留意してください。

- ✓ 全ての項目において、客観的なデータ及びその資料に基づき、主観を最大限排除した上で定量的に分析を行い、その結果を踏まえ、学生確保の見通しの確実性に関する説明をしてください。定量的分析による説明が難しい項目については、困難であるとする理由を具体的に説明してください。
- ✓ 設定する入学定員に見合う学生確保の見通しの確実性が認められない場合は、補正申請において申請時の計画からの入学定員の変更と変更後の学生確保の見通しについて再度の説明を求める可能性があります。
- ✓ 記載項目ごとに概略部分と詳述部分に分けて記載するなど説明内容の要点を把握しやすくするための工夫をしてください。
- ✓ 添付する資料やデータは、説明内容に直接関連する部分のみを添付するとともに、該当箇所を赤線で囲ったり、アンダーラインを引いたりするなど、該当箇所を分かりやすくするための工夫をしてください。併せて、出典は必ず明示してください。
- ✓ 添付資料ごとに PDF で「しおり」を付し、資料の冒頭に資料目次を付けてください。また、本文中には【資料１】，【資料２】というように、本文と資料の関連が分かるような記載をしてください。

※当該認可申請又は届出に関連して当該年度に収容定員が増加する全ての学科（短期大学の学科に専攻課程を置く場合は専攻課程）ごとに説明してください。

※収容定員変更に係る学則変更認可申請における本書類については、「新設組織」を「収容定員を増加する組織」と読み換えてください。

※収容定員に係る学則変更の届出における本書類については、「新設組織」を「収容定員を変更する組織」と読み換えてください。なお、収容定員に係る学則変更の届出においては、必ずしもアンケート調査の実施や、アンケート調査結果のクロス集計による詳細な分析の説明まで求めるものではなく、過去の入学実績等の数値に基づき、変更後の入学定員の設定の妥当性について説明して下さい。また、学科等の学生募集停止に伴い収容定員を 0 に変更する場合、本書類には以下の各項目名のみ記載し、「学生募集を停止するものであるため該当なし」と記載してください。各項目について説明いただく内容等は以下のとおりです。

(1) 新設組織の概要

①新設組織の概要（名称，入学定員（編入学定員），収容定員，所在地）

- 新設組織の概要を簡潔に説明してください。

(例)

新設組織	入学定員	●年次編入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
〇〇大学〇〇学部〇〇学科	60	5	250	〇〇県〇〇市〇〇 1番地

②新設組織の特色

- 養成する人材像，学位の分野を踏まえた新設組織の特色を簡潔に説明してください。
- 新設組織と近接する学問分野を持つ既設組織や既設組織を廃止して新設組織を設置するなど，新設組織と関連する既設組織がある場合，当該既設組織の名称，入学定員（編入学定員），収容定員，所在地の概要と，新設組織開設後の予定（学生募集停止をするか，収容定員変更をするか，改組の予定がないか等）を簡潔に説明してください。

(2) 人材需要の社会的な動向等

①新設組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析

- (1) ②で説明した養成しようとする人材が，全国，地域又は社会において需要があることについて説明してください。

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析

- 18歳人口又は社会人等の入学対象となる者の人口動向（開設から10年間）のデータを用いて，中長期的な18歳人口，社会人，外国人留学生等の全国的，地域的動向を踏まえた検討，分析を行い，新設組織の定員を充足できることを説明してください。

③新設組織の主な学生募集地域

- (2) ①及び②で説明した分析結果を踏まえた学生募集地域の設定の妥当性について，学校基本調査のデータ（出身高校の所在地県別入学者数）及び自大学，他大学等の実績も用いて，どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるのかについて説明してください。
- 提示するデータがない場合は，その理由を説明してください。
- 外国人留学生を入学者として想定する場合は，その事情や背景（例えば，学生募集活動を行う国として設定した理由など）を踏まえた学生募集地域の妥当性について説明してください。
- 社会人を入学者として想定する場合は，(2) ①を踏まえた学生募集地域の妥当性について説明してください。

【添付データ】

※学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）に添付してください。なお，収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合，収容定員を増加させる学科について作成してください。

- ・新設組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙1）

④既設組織の定員充足の状況

- 新設組織を設置しようとする大学（大学院を除く。）、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）について、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置いている場合は、専攻課程）又は高等専門学校の学科（以下「学科等」という。）（通信教育課程を含む。）ごとに定員充足状況（学科等別、入試方法別の入学志願状況等）を示した上で、既設組織における今後の定員充足の見通しについて説明してください。大学院の修士課程又は博士前期課程の設置の場合は、当該課程の基礎となる学部の定員充足状況を示した上で、当該基礎となる学部における今後の定員充足の見通しについて説明してください。博士後期課程の設置の場合は、基礎となる修士課程又は博士前期課程の定員充足状況の説明は不要です。
- 新設組織の完成年度までの間に大学等の収容定員変更の予定がある場合は併せて説明してください。
- 申請時に提出する「収容定員の充足状況」において、収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の5月1日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。）が0.7倍未満の学科等がある場合は、当該組織の定員未充足の原因を十分に分析した上で、新設組織の定員設定の合理性について説明してください。ただし、設置しようとする新設組織が通信教育課程の場合であって、既設の通信教育課程に0.7倍未満の学科等がある場合には、先述のとおり新設組織の定員設定の合理性について説明して下さい。
- 既設組織（大学等）がない場合は、新設組織と関係のある大学等以外の組織（新設組織の基礎となる専門学校など）の説明をするか、該当がない旨を記載してください。
- 「既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（別紙2－〇（枝番））」については、例えば大学において学科の下に専攻等を設置し、学則上で定員を設定している場合は、その専攻等の単位ごとに、秋季入学定員を設けている場合は、定める入学定員別にシートを分けて作成してください。

【添付データ】※学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）に添付してください。

- ・既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（別紙2－〇（枝番））

（3）学生確保の見通し等

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

- 新設組織の学生募集のためのPR活動に活用する既設組織（大学等）のうち近接する学問分野を持つ既設組織の学科等のPR活動の過去の実績（オープンキャンパスの来場者数、大学案内及び学生募集要項それぞれの資料請求者数などのうち何％、何人が入学したか等）に関する分析結果について説明してください。
- 既設組織（近接する学問分野を持つ既設組織の学科等）での実績がない場合は、新設組織と関係のある大学等以外の組織（新設組織の基礎となる専門学校など）での実績の分析結果を踏まえて説明をするなど、新設組織における学生募集のためのPR活動を実施するに当たり

何を根拠としたかを具体的に説明してください。

【記載内容の例】

- ・ 高等学校訪問等の具体的な計画、実施体制、訪問するエリアや訪問校数等の目標
- ・ オープンキャンパス来場者数、各種説明会の参加者や相談者数、大学案内や学生募集要項等の資料請求数、オープンキャンパス来場者や資料請求者等に郵送する大学情報誌等の数、ホームページのアクセス数、SNS 等での情報配信の数、SNS 等登録者の数等の具体的な計画、目標

【添付データ】※学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）に添付してください。

- ・ 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（別紙 3）
※既設組織（近接する学問分野を持つ既設組織の学科等）がない場合は不要。

イ 新設組織における取組とその目標

- 新設組織における学生募集のための PR 活動について、（3）①アの分析結果を踏まえた大学等としての学生募集のための PR 活動の方針及び戦略、実施計画・目標を説明してください。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

- （3）①ア及びイで説明した分析結果を踏まえて、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数を取組ごとに説明してください。

②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

次のとおり「競合校の選定理由」及び「競合校との比較分析や新設組織の優位性」について、説明してください。

○競合校の選定理由

以下の観点に従い、競合校と新設組織との類似性と競合校の選定理由を説明してください。

【競合校設定の観点】

- ・ 学校種の類似性
- ・ 定員規模の類似性
- ・ 学問分野の類似性（学校基本調査の学科系統分類表の中分類を参考にする等）
- ・ 所在地の類似性（新設組織の主たる学生募集地域に所在するもの等）
- ・ 学力層の類似性（新設組織が想定する学力層と同程度のもの等）
- ・ その他

○競合校との比較分析

以下の観点に従い、競合校と比較したときの新設組織の優位性について説明してください。

【競合校との比較分析の観点】

- ・ 教育内容と方法

- ・ 入試（競合校の受験時期，入学手続時期との関係）
- ・ 学生納付金，奨学制度などの修学支援の内容
- ・ 就職支援の内容
- ・ 取得できる資格
- ・ その他

イ 競合校の入学志願動向等

- 競合校となる学科等の過去3年間の入学志願状況等（志願者数，受験者数，合格者数，入学者数，定員充足率）を収集し，（3）②アの分析内容を踏まえつつ，新設組織の定員が充足することを説明してください。競合校となる学科等の状況が把握できない場合は，その理由を説明してください。

ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

- ア及びイを踏まえて，新設組織の定員が充足されることを説明してください。
- 競合校の学科等が定員を充足していない場合は，学生募集地域における新設組織の分野の動向や優位性等を分析し，新設組織において定員充足できる理由を説明してください。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

- 入学金，授業料等の学生納付金の設定理由について，アからウまでの分析結果を踏まえて説明してください。

③先行事例分析

- 短期大学から四年制の大学に改組する場合など，既設組織を廃止して新設組織を設置する場合は，他の大学等で行った類似の改組の例も分析しつつ，修業年限や学生納付金などの条件の変更が，受験者層の変化や定員充足にどう影響するのか分析してください。
- 先行事例がない場合は，該当がない旨記載してください。

④学生確保に関するアンケート調査

- 新設組織で学生が確保できる見通しについて，調査の一環として受験対象者等へのアンケート調査を行う場合は，以下の点に留意し，**信頼性の高い情報の獲得（オープンキャンパスや進学説明会の来場者，附属高校の在籍者など，既に当該大学等に興味関心をもつ者に対するアンケート結果を活用するなど）に努めてください。**

○アンケート調査時期や地域が適切であること。

（新設組織の開設時期や学生募集地域等と，アンケート対象者の入学時期や地域が合致しているか。（社会人，外国人留学生等の場合は，適切な者を対象としたアンケート調査を実施しているか。））

○アンケート対象者に**必要な情報を明示していること。**

（新設組織の教育の理念等を十分に理解しているか。）

明示すべき事項例：①学部学科等の名称

②設置の理念，養成する人材像，アドミッション・ポリシー

③設置場所，アクセス

④学生納付金

⑤競合する大学又は学部学科等の名称

○調査結果を踏まえた分析が適切に行われていること。

※新設組織に対するアンケート調査については，必ず次の選択肢による設問（１～３のみ，新設組織の種類に応じて説明や選択肢の変更可）を加えて実施し，１から５までの条件に全て合致する者をクロス集計した上で，分析を行うこと。これが満たされない場合は，審査において，学生確保に関する根拠として認められない可能性があります。

※指定のクロス集計を適切に実施していることが申請書上で確認できるよう、例えば以下「クロス集計例」のような図を活用するなど、クロス集計の過程が分かるように説明すること。

1. 卒業後の進路 ※新設組織の種類に応じて説明や選択肢の変更可

【設問】

卒業後の進路をどのように考えていますか。（複数選択可）

【選択肢】

①大学 ②短期大学 ③専門職大学 ④専門職短期大学 ⑤専門学校

⑥就職 ⑦その他

（クロス集計する選択肢「設置する学校の別」）

2. 進学を希望する場合の大学等の設置者

※新設組織の種類に応じて説明や選択肢の変更可

【設問】

上記設問のうち，①～④を選択した方に質問です。

志望する大学等の設置者の希望を選択してください。（複数選択可）

【選択肢】

① 国立 ②公立 ③私立

（クロス集計する選択肢「設置構想中の大学等設置者」）

3. 興味のある学問分野

【設問】

高校を卒業後，学びたいと考えている興味のある学問分野を次の中から選択してください。
（複数選択可※新設組織の学問分野に該当がない場合は，選択肢の追加可）

【選択肢】

学校基本調査の学科系統分類表の中分類から，アンケート対象者の属性等を踏まえて複数の分野を抽出してください。

（クロス集計する選択肢「設置構想中の学部等に該当する学問分野」）

4. 新設組織の受験希望の有無

【設問】

〇〇大学〇〇学部〇〇学科（設置構想中の学部等名）が開設された場合、受験を希望しますか。次より一つ選択してください。

【選択肢】

- ①第一志望として受験する ②第二志望として受験する
③第三志望以降として受験する ④受験しない
（クロス集計する選択肢「①第一志望として受験する」）

5. 新設組織に合格した場合の入学希望の有無

【設問】

上記4. で①～③を選択した方に質問です。

〇〇大学〇〇学部〇〇学科（設置構想中の学部等名）を受験して合格した場合、入学を希望しますか。次より一つ選択してください。

【選択肢】

- ① 入学する ②志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する
③ 入学しない
（クロス集計する選択肢「①入学する」）※上記4 ①～③ごとにクロス集計

○アンケート調査の実施主体は、必ずしも第三者であることを要しないが、中立性や公平性を確保した上で調査を実施すること。

※認可後のアフターケアにおいて、実際の入学状況に関する説明を求めます。場合によっては、再度入学需要に関する分析を求めます。

○上記の設問以外に、新設組織の特色（大学設置基準に定める教育課程等特例制度の認定を受けた先導的な取組、主に多様なメディアを高度に利用する教育課程、入学者に外国人留学生や社会人を対象とする、大学独自の奨学制度等）を踏まえた設問及び選択肢を追加して、クロス集計して分析することを可能とする。その特色については具体的に説明すること。

○アンケート調査の対象者及び回答者に重複がないこと（重複がある場合、どのように重複を排除して分析しているか）を説明すること。

○次に示す資料を添付すること。

- ・調査対象とした高等学校名等（各所在県を明記）の一覧（必ず選定の根拠も明記すること。）
※社会人を対象とした場合も、調査対象の属性や、その選定根拠等を明記すること。
- ・調査に用いた調査票様式
- ・調査回答者に提示した新設組織に関する資料

※ 審査の過程において、調査結果に不備等がある場合は、アンケートの再実施や再集計等の必要が生じる可能性があります。

社会人が回答者の場合は、「入学希望時期」もクロス集計すること。

回答者数（合計）	問○ 卒業後の進路	問○ 進学希望の 大学設置者	問○ 興味のある 学問分野	問○ 新設組織の 受験希望有無	問○ 合格した場合の 入学希望有無
A名	うち、 ①大学 B名（B' %）	うち、 ③私立 C名（C' %）	うち、 ☐ 関係 ☐ 関係 ・ ・ ・ のいずれかを選択 D名（D' %） ※新設組織に該当 する学問分野を選 択した者のみ記載	①第一志望として 受験する E名（E' %）	①入学する H名（H' %）
					②志望順位が上位の 他の志望校が不合格 の場合に入学する I名（I' %）
					③入学しない J名（J' %）
				②第二志望として 受験する F名（F' %）	①入学する K名（K' %）
					②志望順位が上位の 他の志望校が不合格 の場合に入学する L名（L' %）
					③入学しない M名（M' %）
				③第三志望以降と して受験する G名（G' %）	①入学する N名（N' %）
					②志望順位が上位の 他の志望校が不合格 の場合に入学する O名（O' %）
					③入学しない P名（P' %）
				④受験しない	

クロス集計の結果： 入学見込者
H名

○ 例えば、収容定員に係る学則変更の認可申請など、新設組織と同等の既設の学科等の入学実績がある場合であって、当該実績（過去の志願者数や入学者数、歩留率などの客観的かつ定量的な根拠数値に基づくもの）により新設組織の学生定員の設定の妥当性や定員を充足できる理由が説明できる場合には、必ずしも受験対象者等へのアンケート調査を行う必要はなく、当該既設組織の実績に基づき説明することを妨げるものではありませんが、新設組織と同等とする既設組織の実績を用いることの妥当性については、教育課程や教育環境、教育研究実施組織等の観点から、適切に説明してください。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

（２）①で説明した新設組織で養成する人材の需要の分析に資するデータ（アンケート調査をはじめとした、各種統計調査、企業や関係機関等への採用意向調査（単年度の採用意向が把握できるもの）、現在又は将来における人材需給に関する調査や研究等）を用いて、社会的な人材需要の見通しを踏まえた計画であることを説明してください。

なお、学生確保の見通しに関する説明と同様に、客観的なデータ及びその資料に基づき、主観を最大限排除した上で定量的に分析を行った上での説明が求められることにご留意ください。

※薬学部6年制課程について

薬学部6年制課程について、既設の学科等の定員を変更する場合は、「『6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ』について」（令和4年9月1日付け4高医教第13号）を踏まえて、過去5年程度の実質競争倍率、収容定員充足率、標準修業年限内での卒業率・国家試験合格率、退学等の割合を示した上で、定員の変更により、これらの値が改善されることを説明する資料を追加で提出してください。

（４）新設組織の定員設定の理由

（１）～（３）までの説明や、大学等の現状や課題等を踏まえて、新設組織の定員設定の合理性を説明してください。

18 教育委員会等との調整内容を確認する書類

この書類は、教職大学院に係る設置認可申請の場合のみ作成してください。教職大学院に係る届出で、かつ教育課程及び収容定員の変更を伴わない場合は作成する必要はありません。

- (1) 以下の項目について、教育委員会、学校関係者等の教員の受入れ側（デマンド・サイド）の意見・ニーズをどのように把握し、当該教育委員会等との調整を経てどのように設置計画に反映させているかなど、各大学における設置計画に対するデマンド・サイドの要望の概要について項目ごとに具体的に説明し、裏付けとなる資料（各種データ、議事録、協定書等）を添付してください。本資料の記載内容は「設置趣旨等を記載した書類」の記載事項との整合に留意してください。

① 連携する教育委員会等との協議について

教職大学院の設置計画の検討のために、連携する教育委員会等とどのような協議を行ってきたのか、協議の場のための委員会の設定、メンバー構成、検討スケジュール等を記載してください。

② 養成する人材像について

どのような資質能力を持った教員を養成するのか。また、その背景・理由について、以下の項目も含めて説明してください。

ア 対象とする学生層（現職教員学生と学部新卒者）と人数

イ 教育委員会等から推薦を受ける現職教員学生の派遣要件と人数

③ 教育課程・教育方法について

ア 実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラム編成

イ 実践的で新しい教育方法の開発・導入の方策

ウ 教育課程連携協議会や教員育成協議会等において協議・調整される育成すべき教員像を踏まえた教育課程の編成の考え方

エ デマンド・サイドの意見・ニーズが反映される教育課程等の改善のシステム

④ 履修形態について

・現職教員学生が職務に従事しながら履修する場合における昼夜開講制等の配慮・工夫の方策

⑤ 教員組織について

ア 設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた理論と実践の融合が担保される教員組織の全体構成

イ 実務家教員に求める教職経験の内容、資質等

ウ 都道府県等の教育センターの専門的職員の活用・協力

エ 実務家教員の質確保に係る継続的な採用の方策

⑥ 連携協力校の在り方について

ア 連携協力校設定の考え方

- イ 具体的な連携協力内容（実習方法・指導体制，その他連携協力校の活用方策）
- ウ 毎年度継続して連携協力校等を確保できる方策

⑦ 実習の在り方について

- ア 設置の趣旨，特色，教育課程等を踏まえ，実習校の学校種，規模（児童生徒数，教員数），立地条件（都市，地方など）に応じた実習先の考え方
- イ 学生層（現職教員学生・学部新卒者）に応じた実習校の学校種，実習内容，実施年次の考え方

⑧ 教職大学院の管理運営体制

- ア 恒常的に教育委員会等デマンド・サイドと密接に連携する方策
- イ 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立

⑨ その他

- ア FD 活動への教育委員会等の協力内容
- イ 自己点検・評価等への取り組み

- (2) 教職大学院の設置に伴い，連携協力を行う教育委員会，学校関係者等が当該教職大学院に対してどのような希望を有しているかが具体的に分かる書類（当該教育委員会等の責任者から大学等の設置者に宛てたもの）を提出してください。この書類は，当該教育委員会等に作成を依頼して提出してください。

なお，本資料は上記(1)の資料の後ろに添付してください。

19 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））

この書類は、大学等の設置時又は収容定員に係る学則変更時の学長（高等専門学校にあっては「校長」。以下同じ）の氏名等について、記入してください。

※ 申請時又は届出時が次期学長選考実施前である等の事情により設置時又は学則変更時の学長が決定していない場合は、申請時又は届出時の学長について記入してください。

(1) 「調書番号」の欄は、学長が当該設置認可申請又は届出に係る学部等又は研究科等の授業を担当する場合のみ記入してください。授業を担当しない場合及び収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出の場合は、「－」を記入してください。

(2) 「役職名」の欄には、「学長」と記入してください。

(3) 「氏名」の欄について

① 学長の氏名を記入するとともに、片仮名で振り仮名を付してください。

※旧姓等の通称名を使用している場合は（ ）書きで本名を併記してください。

（記載例：通称名が山田太郎、本名が田中太郎の場合・・・【山田（田中）太郎】）

② 「＜就任（予定）年月＞」には、学長としての就任予定年月（又は就任した年月）を記入してください。

(4) 「年齢」の欄には、当該申請等に係る学部等又は研究科等の開設時（収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出の場合は、当該学則変更時）の満年齢を記入してください。なお、学年進行終了時（完成年度）前に、当該大学の定年規程の定める退職の年齢を超える場合は、年齢の下に「（高）」と記入してください。学年進行終了時（完成年度を迎えると同時に）、当該大学の定年規程の定める退職の年齢を迎え、定年規程に基づき退職する者については、「（高）」の記入は不要です。

(5) 「保有学位等」の欄には、学長が保有する学位を記入してください。なお、学位の名称は授与された当時の名称を正確に記入してください。

※ 学位の名称については、平成3年に「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）が改正されています。その内容は、①学士を学位に位置付ける、②修士及び博士の種類に関する規定を廃止する、③学位を授与する際に専攻分野を付記する、等であり、同年7月1日から施行されています。したがって、改正以降に授与された学位は基本的に「博士（〇〇）」「修士（〇〇）」「学士（〇〇）」となっているはずですので、十分に確認してください。改正前に授与された学位については、新たな名称に置き換える必要はありません。

※ 博士課程において所定の単位を取得し博士の学位を授与されないまま退学した場合は、保有する学位に加えて「※」と記入してください。

※ 外国の大学等から授与された学位の場合、その名称を正確に記載するとともに国名を記載してください。

※ 学位を有しない者については、最終学歴（学校種）を記入してください。

（記入例：最終学歴が専門学校卒業の場合・・・「専門学校卒」（具体的な学校名は不要））

(6) 「月額基本給（千円）」の欄には、当該申請等に係る学長の就任時において、当該大学より支給される予定の給与額（賞与を含む）の年間総額を支給月数で除した金額（千円単位）を記入してください（交通費等の諸手当は含みません）。

(7) 「現職（就任年月）」の欄について

① 当該申請等の時点（3月末申請の場合は、「申請の翌年度の4月1日時点」）で従事している職（顧問や名誉教授等の名誉職を含む）を記入し、当該職に就任した年月を（ ）書きで記入してください（大学教員等で、当該大学在籍中に職位の昇格があった場合でも、当該大学の教員として最初に就任した年月を記入してください）。なお、従事している職がない場合は、元の職を記載した上でいつまで従事していたかを記載してください。

すでに学長に就任している場合は、「〇〇大学学長」と記入してください。なお、その場合「〇〇大学教授」等と併記する必要はありません。また、就任年月は学長に就任した年月及び任期満了年月を記入してください。

② 当該申請等に係る学部等又は研究科等の開設後に、当該大学における学長以外に従事する職業がある場合には、「※」を記入してください（現職を継続する場合を含む。開設以降に新たに就任する場合は、現職の下段に当該職名を記入した上で※を記入してください）。

<作成例①>設置と同時に学長又は校長に就任する者の場合

別記様式第3号（その1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	フ リ カ ナ ◇田 ◇雄 ＜令和〇年4月＞	63	博士 (文学)	800	二重橋大学 社会学部 教授 (平成20.4)

<作成例②>すでに学長又は校長に就任している者の場合

別記様式第3号

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	フ リ カ ナ ◇田 ◇雄 ＜平成〇年〇月＞	63	博士 (文学)	800	二重橋大学 学長 (平成〇.〇～令和〇.〇)